

平成 30 年版

おおいた
男女共同参画プラン
年次報告

はじめに

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けております。

本県では、平成14年に「大分県男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年には「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」を開設するとともに、平成18年に「おおいた男女共同参画プラン（改訂版）」、平成23年に「第3次おおいた男女共同参画プラン」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けて「固定的な性別役割分担意識」の解消や環境整備などの各種施策を積極的に実施してまいりました。

平成28年3月には、これまでの成果と新たな課題を踏まえ、今後の取組を総合的かつ計画的に進めていくため、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とする「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。この計画では、「固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県」、「男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県」をめざす姿として掲げ、様々な取組を行うこととしています。

本書は、大分県男女共同参画推進条例第19条の規定に基づく年次報告であります。この報告は、本県の男女共同参画の現状や推進に関する施策の実施状況を把握するための各種データのほか、「第4次おおいた男女共同参画プラン」の着実な推進を図るために設定された25の指標及び目標値（目標年度：平成32年度）の現況値等を示しております。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが男女共同参画についての理解や関心を深めていただくとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、市町村、地域団体、NPO等各種団体、企業などの連携促進の一助となれば幸いです。

平成30年 11月

大分県生活環境部長 山本 章子

目 次

第1部 少子・高齢化など社会を取り巻く環境	1
I 人口の推移	
1 男女別人口の推移と将来推計	2
2 男女別年齢3区分別人口と割合の推移	3
II 世帯の状況	
1 一般世帯数及び世帯人員の推移	4
2 家族類型別一般世帯数の推移	4
III 高齢化の状況	
1 高齢者人口の推移と将来推計	5
2 高齢化率の推移と将来推計	5
IV 出生と死亡	
1 合計特殊出生率の推移	6
2 出生数の推移	6
3 死亡率の推移	7
V 結婚と離婚	
1 婚姻件数の推移	7
2 初婚年齢（男女別）の推移	8
3 離婚件数の推移	8
4 未婚率の推移	9
5 生涯未婚率の推移	9
第2部 数値で見る大分県の男女共同参画の推進状況	11
第4次おおいた男女共同参画プランの体系	12
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革	
重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり	
(1)人権施策基本計画の策定済み市町村数	13
(2)女性の人権で問題となる項目	13
重点目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し	
(1)性的役割分担に対する意識改革	14
(2)「男女共同参画」の周知度	14
(3)男女の地位の平等感	15
重点目標3 男女の家事・育児・介護等への参画促進	
(1)男性が育児・介護休業を取りづらい理由	16
(2)6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	17
重点目標4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
(1)子どものしつけ・教育で気づかっていること	18
(2)子どもに望む学歴	18
(3)4年制大学進学に占める女性の割合の推移	19
基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保	
重点目標1 生涯を通じた女性の健康支援	
(1)周産期死亡率の推移	20
(2)不妊専門相談センターにおける相談受理件数の推移	20
(3)乳がん検診受診率の推移	21
(4)子宮頸がん検診受診率の推移	21
(5)人工妊娠中絶の件数・実施率の推移	22

重点目標 2 ドメスティックバイオレンス (DV)、性犯罪等の被害者支援

3 女性に対する暴力の予防啓発

(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害体験の現状	23
(2) 「夫の暴力・酒乱」を主訴とする婦人相談所の相談件数と割合の推移	23
(3) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移	24
(4) 大分県の一時的保護件数の推移	25
(5) 人権について	25
(6) 県警総合相談室等の相談受理件数の推移	25

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

ア 議会の女性議員の状況

(1) 県・市町村議会における女性議員の割合の推移	26
---------------------------	----

イ 審議会等の女性委員の状況

(1) 国・県の審議会における女性委員の割合の推移	27
(2) 市町村の審議会等における女性委員の割合の推移	27
(3) 農業委員に占める女性の割合の推移	28

ウ 役職・管理職等への女性の登用

(1) 雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合の推移	28
(2) 県の女性管理職の割合の推移	29
(3) 総合農協の正組合員に占める女性の割合の推移	29
(4) 総合農協役員に占める女性の割合	30

重点目標 2 雇用等の分野における男女共同参画の実現

(1) 女性就業率の推移	30
(2) 女性の年齢階級別労働力率の推移	31
(3) 仕事との関係	31
(4) 総実労働時間数の推移 (事業所規模 5 人以上)	32
(5) 男女別きまって支給する現金給与額と男女間格差の推移 (企業規模 5 人以上)	32
(6) 職場における待遇の現状	33

重点目標 3 ワークライフ・バランスの推進

ア 家庭生活での男女の状況

(1) 男女の家事関連時間	33
(2) 家庭内における役割分担	35

イ 子育ての環境

(1) 延長保育実施箇所数、休日保育実施箇所数の推移	36
(2) 児童館数、児童クラブ数の推移	36
(3) 地域子育て支援拠点数の推移	37
(4) 育児休業制度の規定状況の推移	37

重点目標 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

(1) 農業就業人口 (販売農家) に占める女性の割合の推移	38
(2) 漁業就業者に占める女性の割合の推移	38
(3) 農業における女性起業数の推移 (販売額 1,000 万円以上)	39

重点目標 5 男女が共に支える地域づくりの推進

(1) 地域活動への参画の現状	39
(2) 市町村における女性自治会長の人数・割合の推移	40
(3) 女性消防団員数と女性消防団員がいる市町村数の推移	40
(4) 女性が代表の NPO 法人の割合・法人数の推移	41

(5)「男女共同参画」を活動分野としているNPO法人の割合の推移	41
第3部 計画の進行管理のための指標（数値目標）	42
・ 第4次おおいた男女共同参画プラン進捗状況	43
第4部 平成29年度大分県の男女共同参画に関する事業	44
【1】平成28年度おおいた男女共同参画プランに関する事業	45
【2】平成28年度大分県DV対策基本計画に関する事業	60
第5部 平成29年度大分県の男女共同参画に関する事業	66
【1】平成29年度おおいた男女共同参画プランに関する事業	67
【2】平成29年度大分県DV対策基本計画に関する事業	82
第6部 市町村の男女共同参画の推進状況	88
1 市町村男女共同参画行政担当窓口	89
2 男女共同参画推進条例制定市町村	90
3 男女共同参画計画策定市町村	90
4 男女共同参画に関する宣言市町村	91
5 男女共同参画行政関係施策の推進状況	91
6 市町村議会における女性議員の状況・市町村における審議会等の女性委員の状況	92
7 市町村管理職職員の状況	93
8 自治会組織の代表者の状況	94
9 平成28年度市町村の男女共同参画関連事業及び職員研修の実施状況	95
第7部 資料編	99
・ 男女共同参画社会基本法	100
・ 大分県男女共同参画推進条例	105
・ 男女共同参画の推進に関する年表	109

第 1 部

少子・高齢化など 社会を取り巻く環境

少子高齢化の進展や家族形態の多様化、地域社会の変化など、社会情勢が大きく変化する中、男性も女性も個性を生かしながら、いろいろな分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会が求められています。

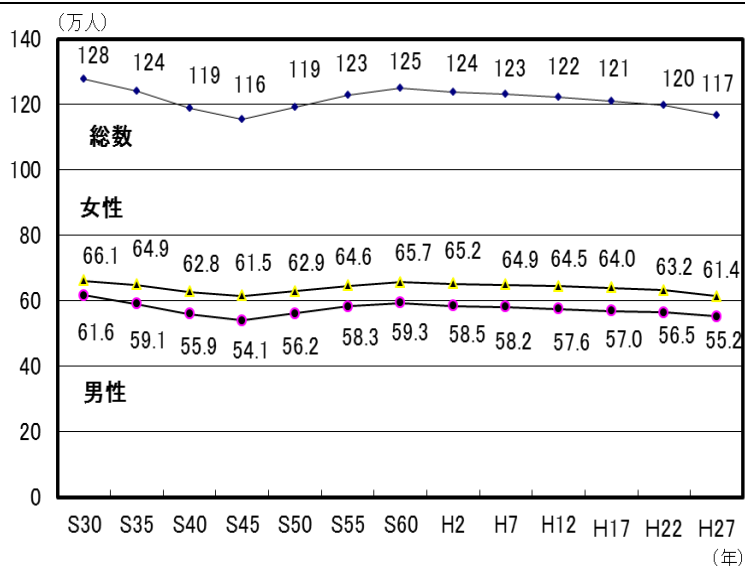
ここでは男女共同参画社会の実現に向け、平成29年度の本県における少子・高齢化などの現状について各種データを用いて示しています。

I 人口の推移

1 男女別人口の推移と将来推計

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の「人口」は 1,166,338 人で、前回(平成 22 年)に比べ 30,191 人、2.5%減少しており、昭和 60 年国勢調査を第二のピーク(第一のピークは昭和 30 年 1,277,199 人)に、以降減少が続いている。全国で人口が増加したのは 8 都県(九州では福岡県のみ)のみである。

平成 27 年の「男女別人口」は、男性が 551,932 人、女性が 614,406 人で、女性が男性より 62,474 人多く、「人口性比」(女性 100 人に対する男性の数)は 89.8(全国 94.8)となり、平成 22 年に比べ 0.4 ポイント上昇している。



資料：総務省「国勢調査」

男女別人口の推移と将来推計

(単位：人、%)

年	総数	男	女	人口性比
昭和 30	1,277,199	616,402	660,797	93.3
35	1,239,655	590,963	648,692	91.1
40	1,187,480	559,433	628,047	89.1
45	1,155,566	540,541	615,025	87.9
50	1,190,314	561,760	628,554	89.4
55	1,228,913	583,097	645,816	90.3
60	1,250,214	593,014	657,200	90.2
平成 2	1,236,942	584,672	652,270	89.6
7	1,231,306	581,909	649,397	89.6
12	1,221,140	575,985	645,155	89.3
17	1,209,571	569,796	639,775	89.1
22	1,196,529	564,890	631,639	89.4
27	1,166,338	551,932	614,406	89.8
32	1,130,771	536,416	594,355	90.3
37	1,089,084	517,888	571,196	90.7
42	1,044,038	497,582	546,456	91.1
47	996,732	475,833	520,899	91.3
52	946,917	452,920	498,997	91.7
57	896,653	430,439	466,214	92.3

注：人口性比とは、女性 100 人に対する男性の人数

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 男女別年齢3区分別人口と割合の推移

(男女別年齢3区分別人口)

平成27年国勢調査(10月1日現在)によると、本県の男女別年齢3区分の人口をみると、「年少人口」(0～14歳)は男性の方が3,395人多いが、「生産年齢人口」(15～64歳)は8,539人、「老年人口」(65歳以上)は58,887人女性の方が多い。

平成27年の本県の「老年人口」は、女性が205,316人で、男性の146,429人の約1.4倍となっている。

(男女別年齢3区分別人口割合)

本県の昭和45年以降の男女別及び年齢3区分別人口の割合をみると、「年少人口」の割合は男女ともに年々低下している。

「老年人口」の割合は男女ともに上昇している。特に、女性の老年人口割合の上昇は顕著である。

「生産年齢人口」は、男性はほぼ一定しているが、女性は年々低下している。

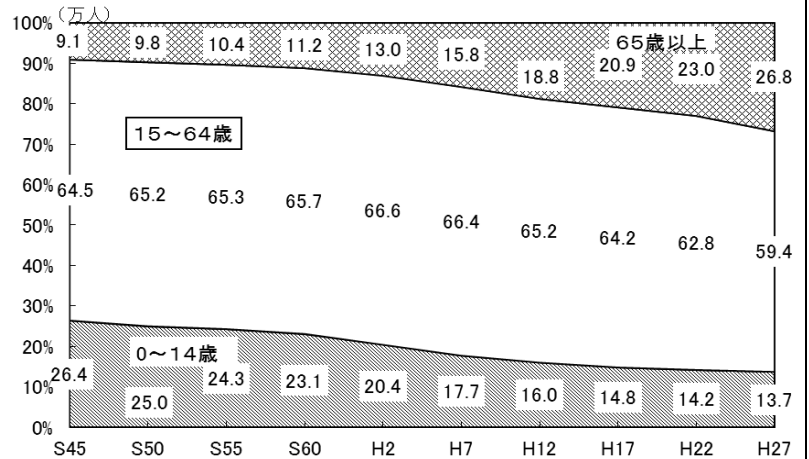
平成27年の状況をみると、本県男性の「年少人口」の割合は、13.7%(全国13.3%)、「生産年齢人口」の割合は、59.4%(全国62.9%)、「老年人口」の割合は、26.8%(全国23.7%)となっている。本県女性の「年少人口」の割合は、11.7%(全国12.0%)、「生産年齢人口」の割合は、54.6%(全国58.6%)、「老年人口」の割合は、33.7%(全国29.4%)となっている。

男女別年齢3区分別人口(平成27年)

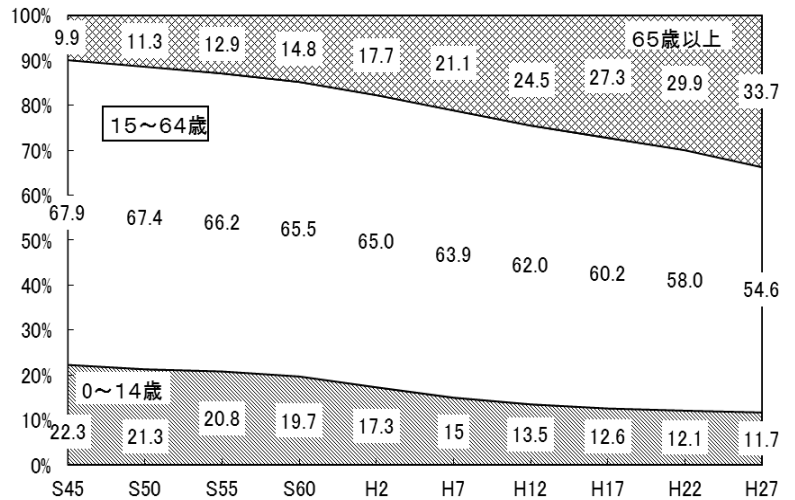
(単位:人)

	年少人口	生産年齢人口	老年人口
男性	74,904	324,315	146,429
女性	71,509	332,854	205,316

男性の年齢3区分別人口の割合の推移



女性の年齢3区分別人口の割合の推移



資料:総務省「国勢調査」

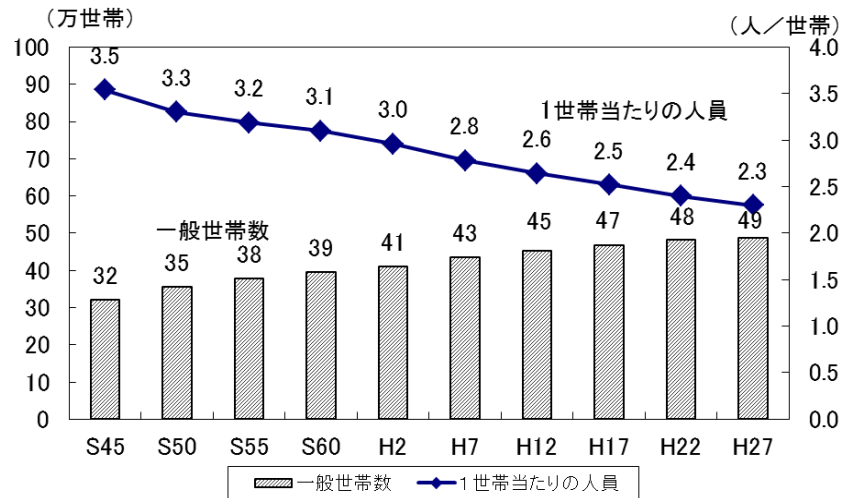
Ⅱ 世帯の状況

1 一般世帯数及び世帯人員の推移

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の「一般世帯数」は 485,001 世帯で、平成 22 年と比べると 4,558 世帯、0.9%増加している。「1 世帯当たり人員」は 2.3 人(全国 2.3 人)で、平成 22 年と比べると 0.1 ポイント低下している。

昭和 45 年以降の推移をみると、一般世帯は増加し、1 世帯当たりの人員は減少している。

※一般世帯とは、「世帯」のうち寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者などの「施設等の世帯」を除いたもの



資料：総務省「国勢調査」

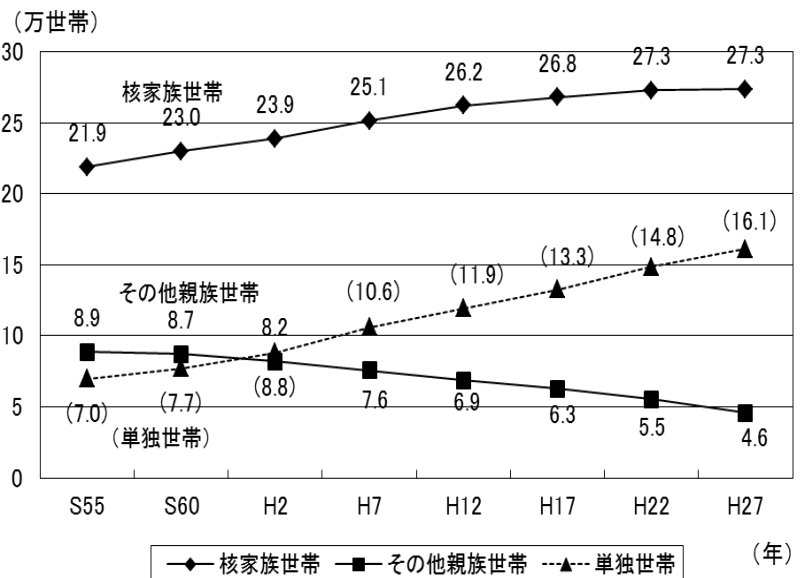
2 家族類型別一般世帯数の推移

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の「核家族世帯」は 273,470 世帯 56.4%で、「その他親族世帯」は 45,655 世帯 9.4%、「単独世帯」は 161,038 世帯 33.2%となっている。

昭和 55 年以降の推移をみると、「核家族世帯」と「単独世帯」は年々増加しているが、「その他親族世帯」は減少している。特に「単独世帯」は、69,917 世帯(昭和 55 年)から 161,038 世帯(平成 27 年)へと、約 2.3 倍となっている。

※「核家族世帯」とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子供からなる世帯、男親又は母親と子供からなる世帯である。

「その他親族世帯」とは、2 人以上の世帯員からなる親族のみの世帯のうち、「核家族世帯」と「単独世帯」以外の世帯である。

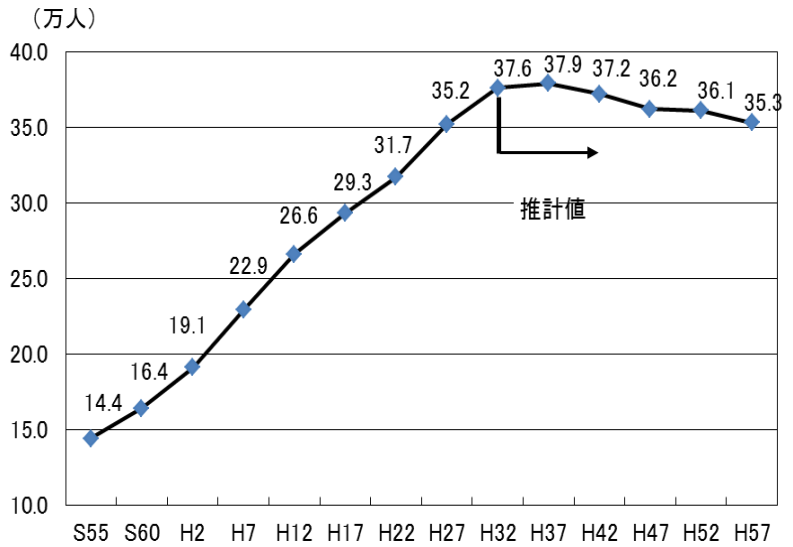


資料：総務省「国勢調査」

Ⅲ 高齢化の状況

1 高齢者人口の推移と将来推計

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の高齢者人口(65 歳以上)は、351,745 人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来人口」によると、今後さらに増加し、平成 37 年に最も多く 379 千人になると推計されている。



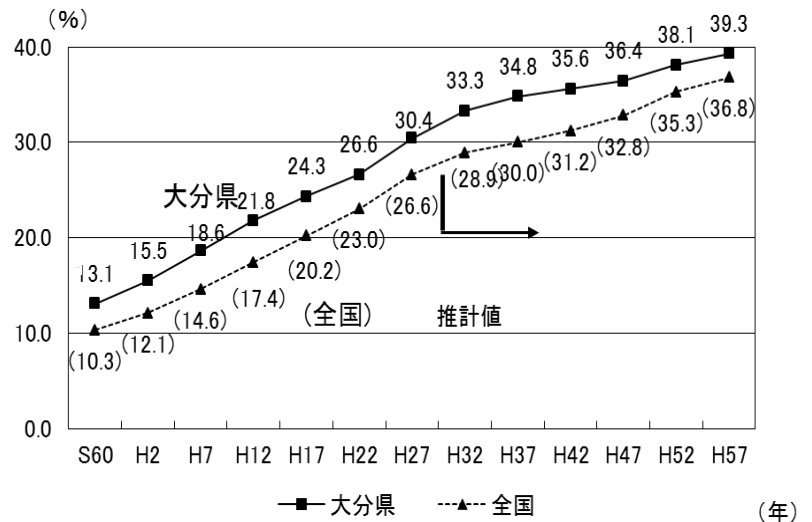
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 高齢化率の推移と将来推計

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の高齢化率は 30.4%となっている。本県の高齢化は、全国より速く進行しており、全国 10 位となっている。

平成 27 年の男性高齢化率は 26.8%(全国 23.7%)で、女性高齢化率は 33.7%(全国 29.4%)と、全国平均より約 3~4 ポイント高くなっているが、少しずつ差が縮まっている。

※高齢化率とは、総人口(年齢不詳者を除く)に占める 65 歳以上人口の割合



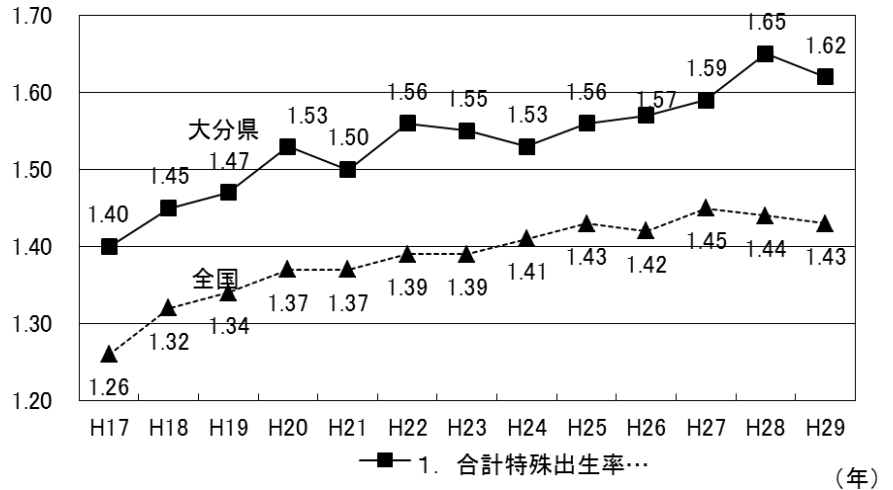
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

IV 出生と死亡

1 合計特殊出生率の推移

本県の平成 29 年合計特殊出生率は、1.62（全国 10 位、九州 7 位）で前年を下回ったが、2 年連続で 1.6 台を維持した。全国平均に比べて高く推移しているが、昭和 50 年以降、人口を保持するのに必要な水準である 2.07 を下回っている。

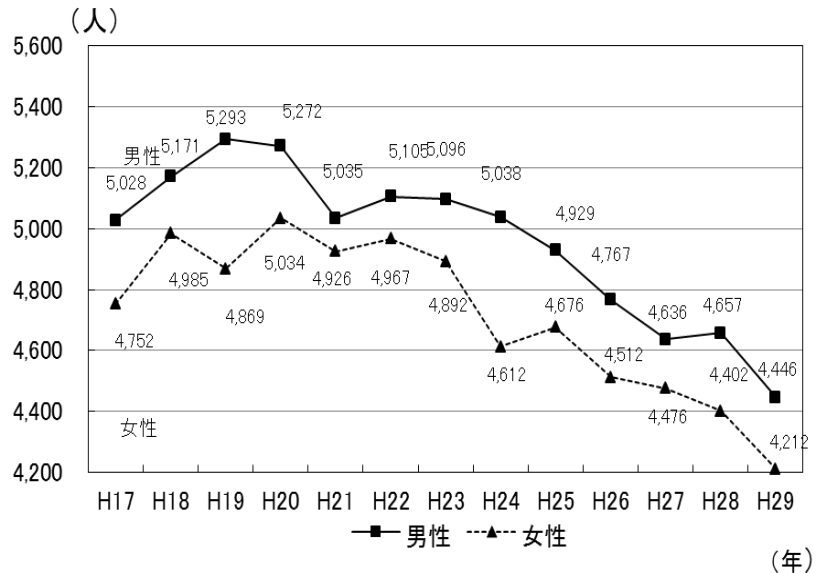
全国の年次推移をみると、平成 18 年から上昇傾向が続いていたが、平成 26 年には低下し、平成 27 年に再び上昇し、平成 28 年より再び低下している。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成 29 年は概数）

2 出生数の推移

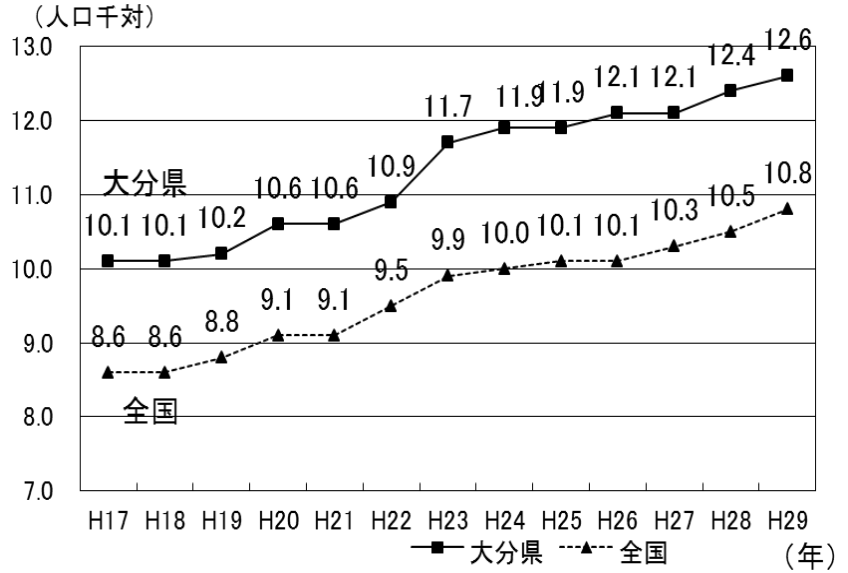
本県の平成 29 年の出生数は、8,658 人（男性 4,446 人、女性 4,212 人）で、過去最少となった。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

3 死亡率の推移

本県の平成 29 年の死亡率は、12.6（人口千対）となり、前年より上昇した。年次推移を見ると、全国、本県とも戦後の医療の進歩及び公衆衛生の向上により低下傾向にあったが、昭和 50 年代後半をピークに、人口の高齢化を反映して上昇傾向にある。

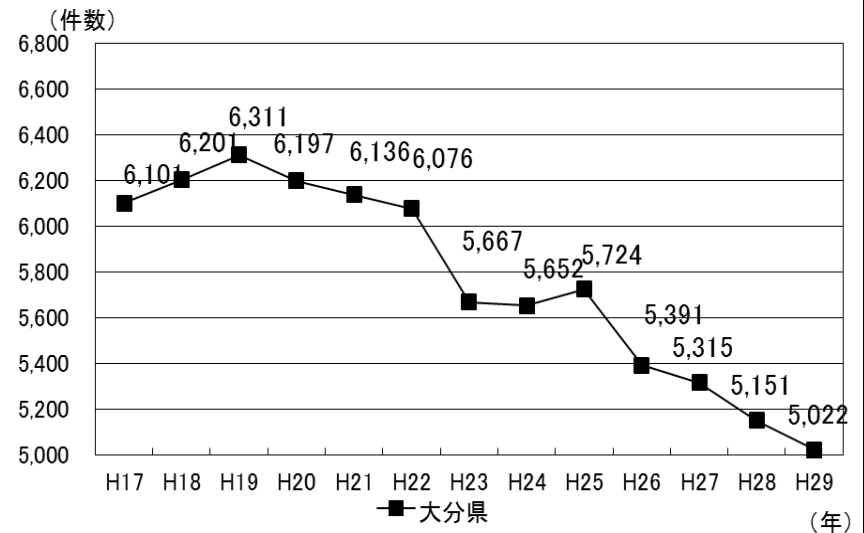


資料：厚生労働省「人口動態統計」

V 結婚と離婚

1 婚姻件数の推移

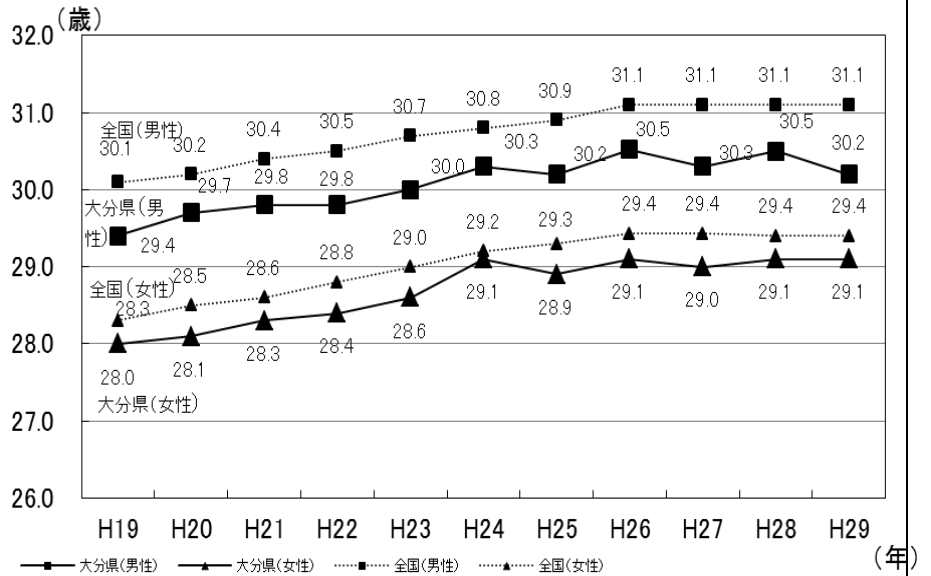
本県の平成 29 年の婚姻件数は 5,022 組で前年より 129 組減少した。平成に入って、ほぼ横ばいに推移していたが、近年は減少傾向にある。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 初婚年齢（男女別）の推移

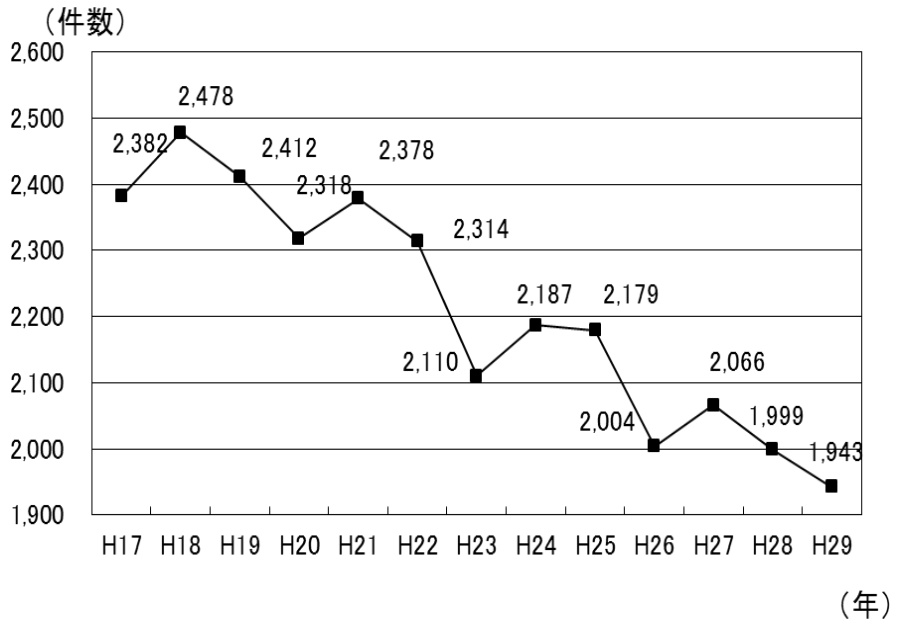
本県の平成29年の平均初婚年齢は、男性が30.2歳、女性が29.1歳であった。全国の平均初婚年齢は、夫婦共に平成26年より同年齢となっている。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成28年は概数）

3 離婚件数の推移

本県の平成29年の離婚件数は、1,943組で前年より56組減少した。

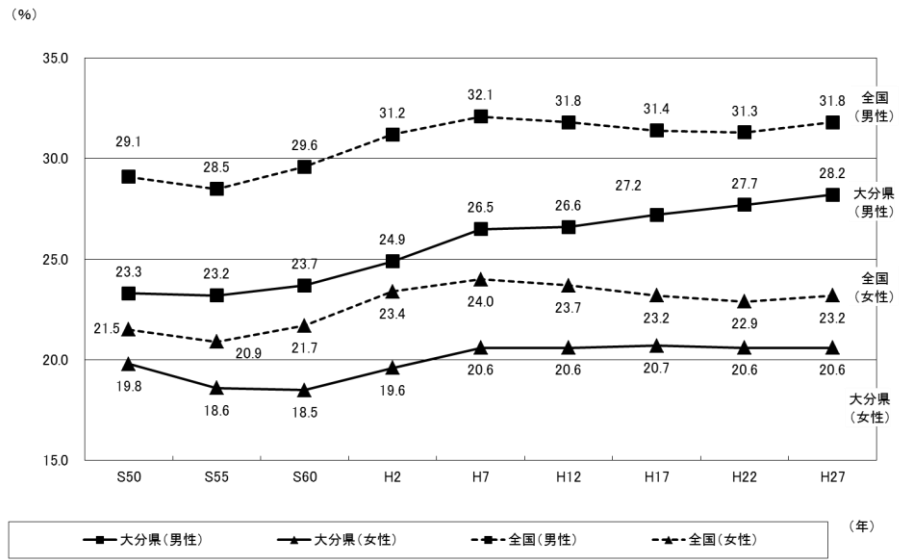


資料：厚生労働省「人口動態統計」

4 未婚率の推移

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の未婚率は男性が 28.2%(全国 31.8%)、女性が 20.6%(全国 23.2%)となっている。昭和 50 年以降をみると、全国より 2 ポイント以上低い状況である。

※未婚率：年齢 15 歳以上人口に対する未婚者の割合
 平成 27 年の未婚率は、不詳を除く 15 歳以上人口に対する割合
 平成 17 年までの未婚率は、不詳数の公表がないため、不詳を含む 15 歳以上人口に対する割合

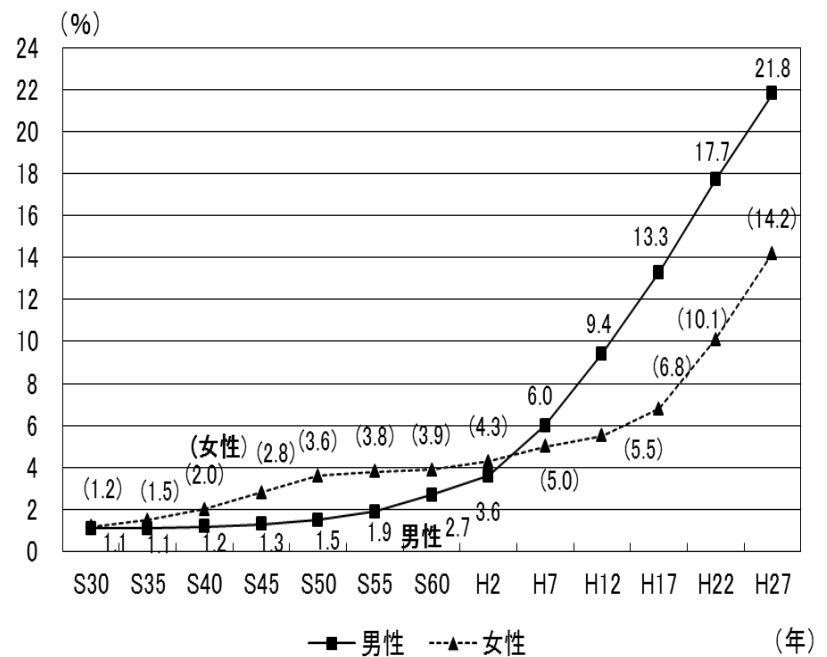


資料：総務省「国勢調査」

5 生涯未婚率の推移

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の生涯未婚率は男性が 21.8%(全国 23.4%)、女性が 14.2%(全国 14.1%)で、男性は全国平均より低く、女性は高い状況である。男性は、平成 7 年以降急速に上昇しており、約 5 人に 1 人が生涯未婚と見込まれ、非婚化が進んでいる。

※生涯未婚率は、50 歳時の未婚率(45～49 歳と 50～54 歳の未婚率の平均値)
 平成 22 年以降の生涯未婚率は、不詳を除く 45～49 歳と 50～54 歳人口に対する割合の平均
 平成 17 年までの生涯未婚率は、不詳数の公表がないため、不詳を含む 45～49 歳と 50～54 歳人口に対する割合の平均



資料：総務省「国勢調査」

第 2 部

数値で見る大分県の 男女共同参画の推進状況

本県では男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

ここでは基本計画の重点目標別に各種データを用いて、本県における男女共同参画の推進状況を示しています。

第4次おおいた男女共同参画プランの体系



基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり

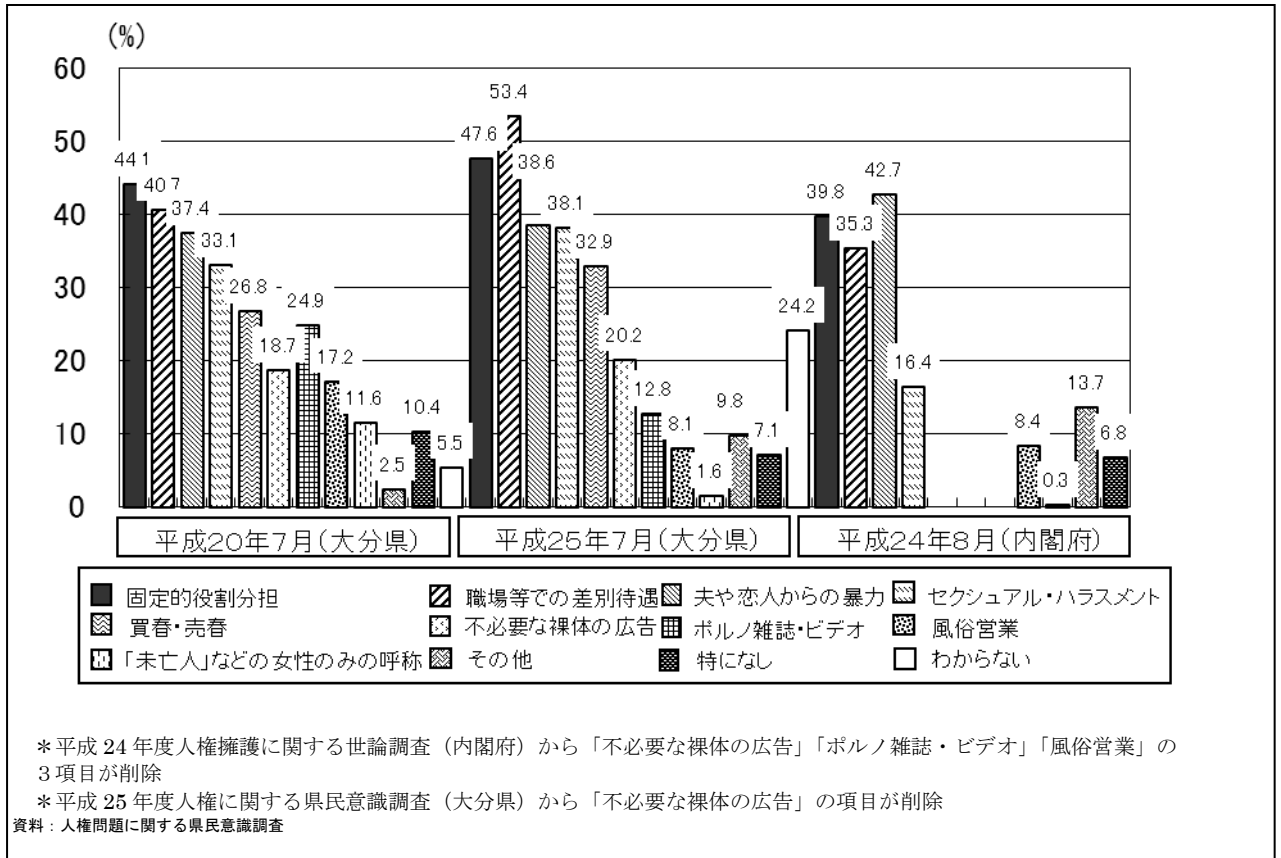
家庭・地域・働く場において「男性だから」、「女性だから」といった固定的な性別役割分担意識が原因で、その人の能力や個性が十分に発揮できない状況があるため、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、多様性と活力に富んだ社会づくりが求められます。

(1) 人権施策基本計画の策定済み市町村数

平成24年度末に、県下全市町村で基本計画を策定済み。

(2) 女性の人権で問題となる項目

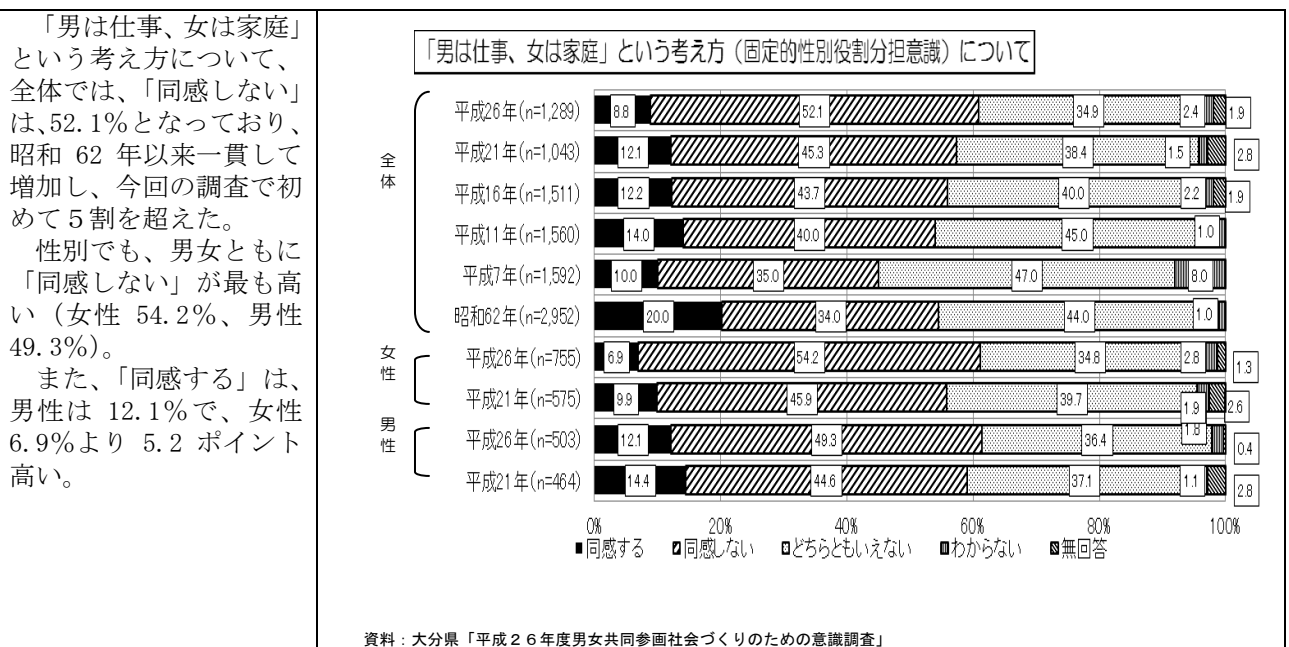
女性の人権で特に問題となる項目は、「男女の固定的な役割分担のおしつけ」、「職場における差別待遇」や「夫や恋人からの暴力」です。前回の平成20年調査と比べ、各項目の変化はあまりみられないが、国の調査と比較すると「固定的役割分担」が高くなっており、引き続き、啓発活動や対策の強化が必要な状況にある。



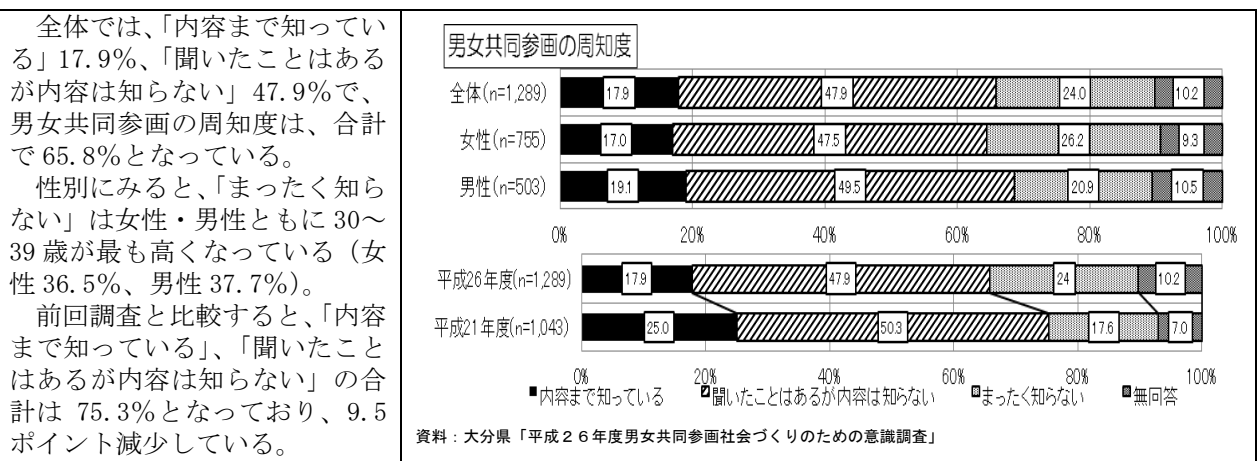
重点目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識は直接・間接的に社会のあらゆる場面で男女の健康問題、人権侵害、暴力に結びつくことがあるため、その意識の解消を目指し、今後も全県的な広がりを持った広報・啓発活動を展開する必要があります。

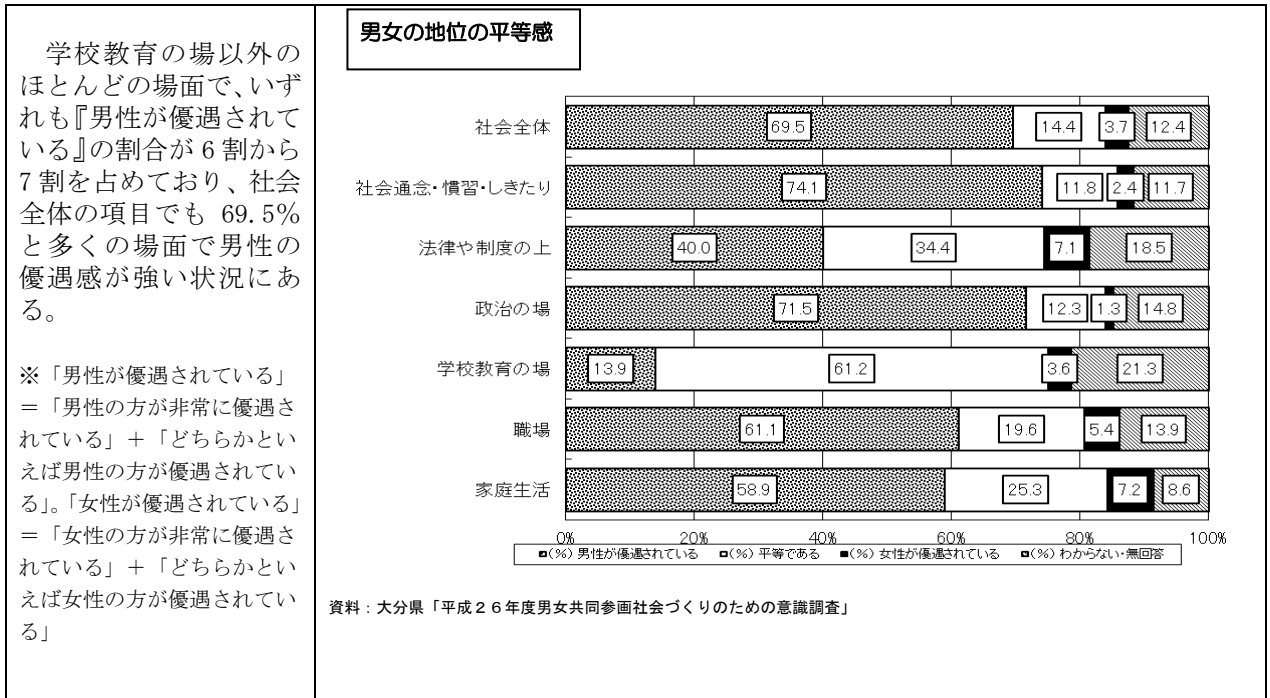
(1) 性的役割分担に対する意識比較



(2) 「男女共同参画」の周知度



(3) 男女の地位の平等感



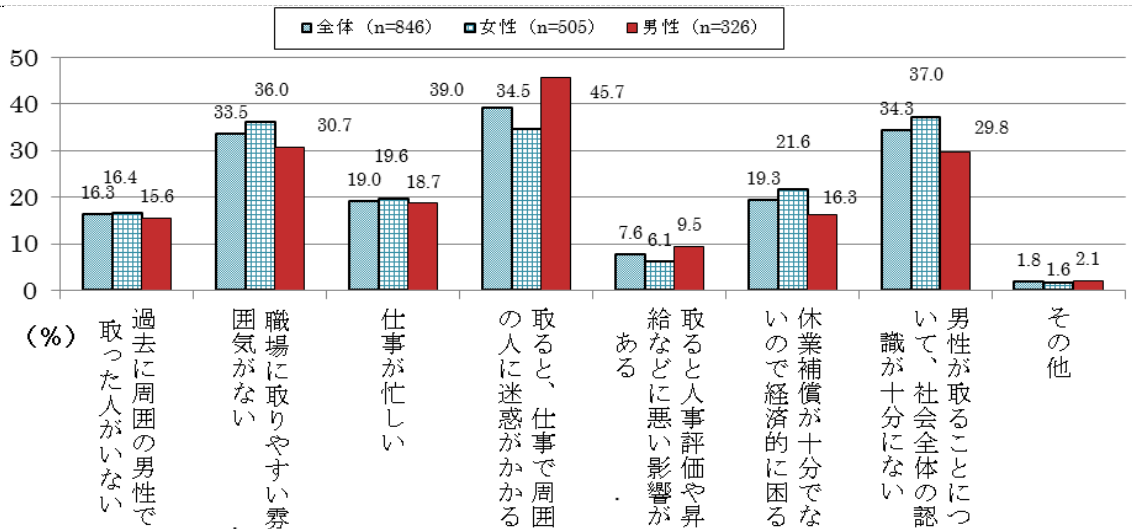
重点目標3 男女の家事・育児介護等への参画促進

男性の家事・育児・介護等への参画に対する意識が少しずつ変化してはいるものの、現実には男性の育児をはじめとした家庭生活や地域活動への参画が進んでいない現状も見受けられます。今後は、男性自身の意識だけではなく、家庭・地域・働く場などの周囲の意識を変革し、男性がそれらの活動を前向きにとらえ、積極的に参画できるような社会づくりが求められます。

(1) 男性が育児・介護休業を取りづらい理由

全体では、「取ると、仕事で周囲の人に迷惑がかかる」が39.0%で最も高く、「男性が取ることについて、社会全体の認識が十分でない」が34.3%、「職場に取りやすい雰囲気がない」が33.5%となっている。男性では「取ると、仕事で周囲の人に迷惑がかかる」が45.7%、女性では「男性が取ることについて、社会全体の認識が十分でない」が37.0%で最も多かった。

【男性が育児・介護休業を取りづらい理由（2つまで回答）】



資料：大分県「平成26年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

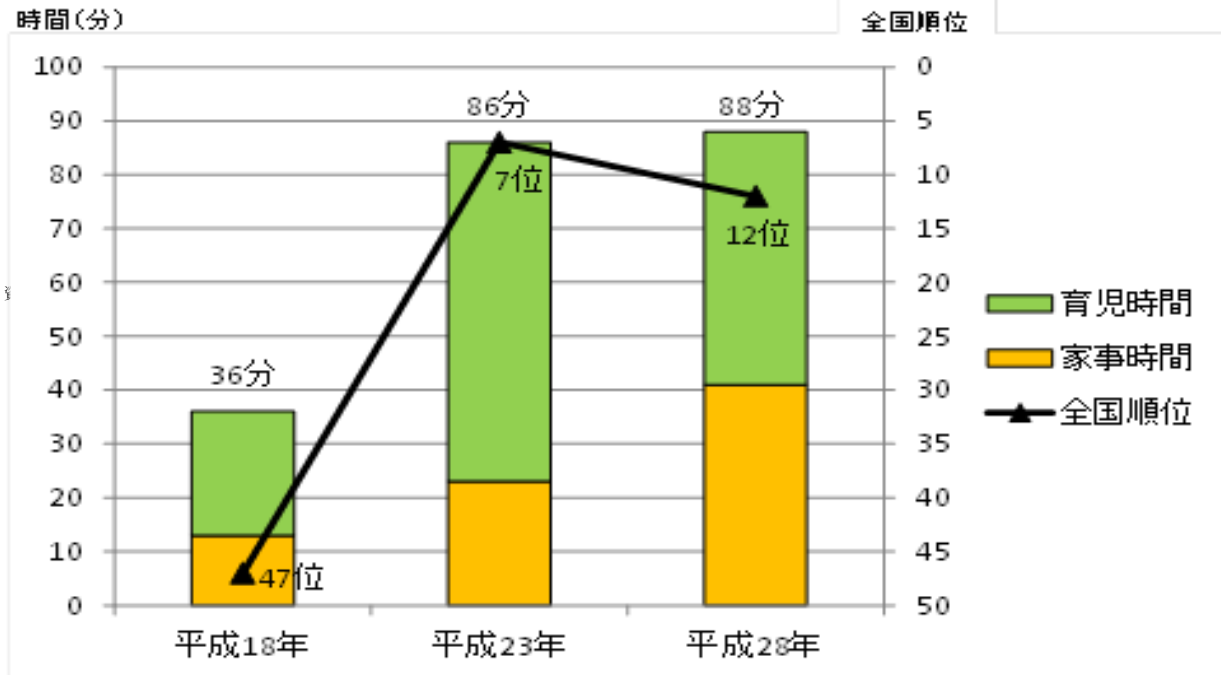
(2) 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間

平成22年3月に策定した「新おおいた子ども・子育て応援プラン」に基づき、各種の子育て支援施策を実施している。プランでは、総合的な計画の効果を図る指標として、「子育て満足度の総合的な評価指標」を14項目設定し、当該項目のうち、「6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」については、社会生活基本調査の数値を用いている。

今回の平成28年度調査では2分増の88分で全国12位となっている。

	全国			大分県			
	家事時間	育児時間	合計	家事時間	育児時間	合計	全国順位
平成18年調査	24	32	56	13	23	36	47
平成23年調査	28	39	67	23	63	86	7
平成28年調査	33	50	83	41	47	88	12

家事・育児
時間(分)



資料：こども未来課調べ

重点目標 4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

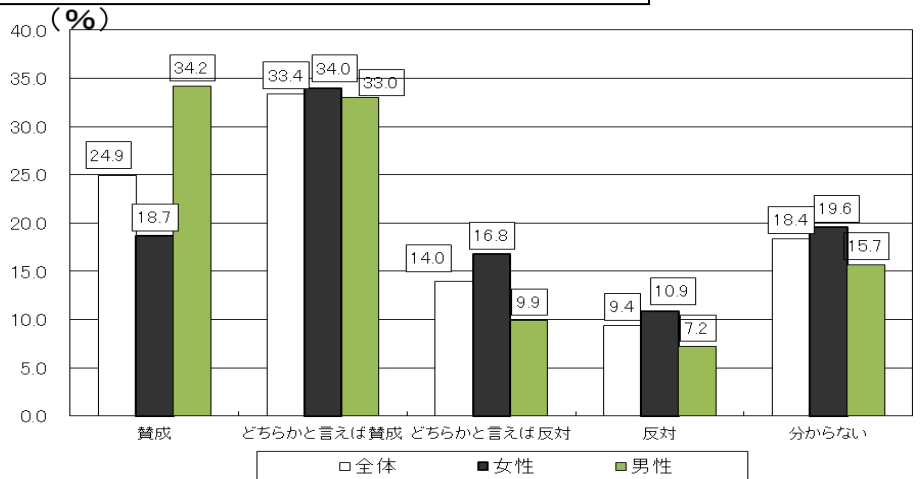
男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠であり、人権尊重・男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習の役割がとて重要でです。

(1) 子どものしつけ・教育で気づかっていること

「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる方がよいか」について、「賛成」「どちらかと言えば賛成」が58.3%となっている。

男女別では、「賛成」「どちらかと言えば賛成」が男性 67.2%に対して女性は 52.7%と男性の賛成率が高く、一方「どちらかと言えば反対」「反対」は、男性が17.1%に対して女性は27.7%で、女性の反対率が高い。

女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる方がよいか

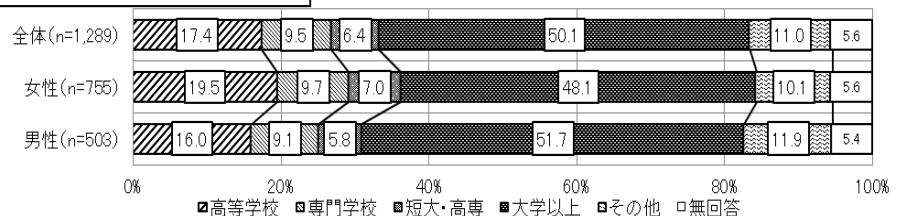


資料：大分県「平成26年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

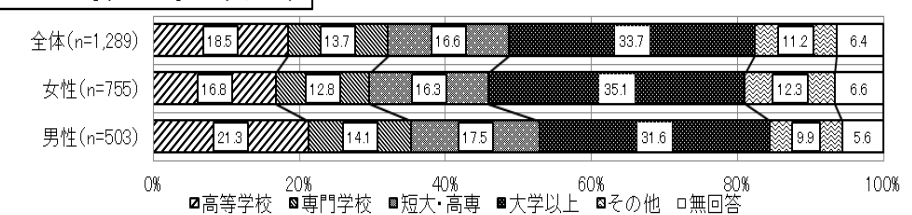
(2) 子どもに望む学歴

男の子どもの場合、「大学以上」の回答が50.1%と突出して高い。女の子どもの場合は、「大学以上」は33.7%となっており、「短大・高専」が16.6%と高い。

子どもに必要なと思う学歴（男の子）



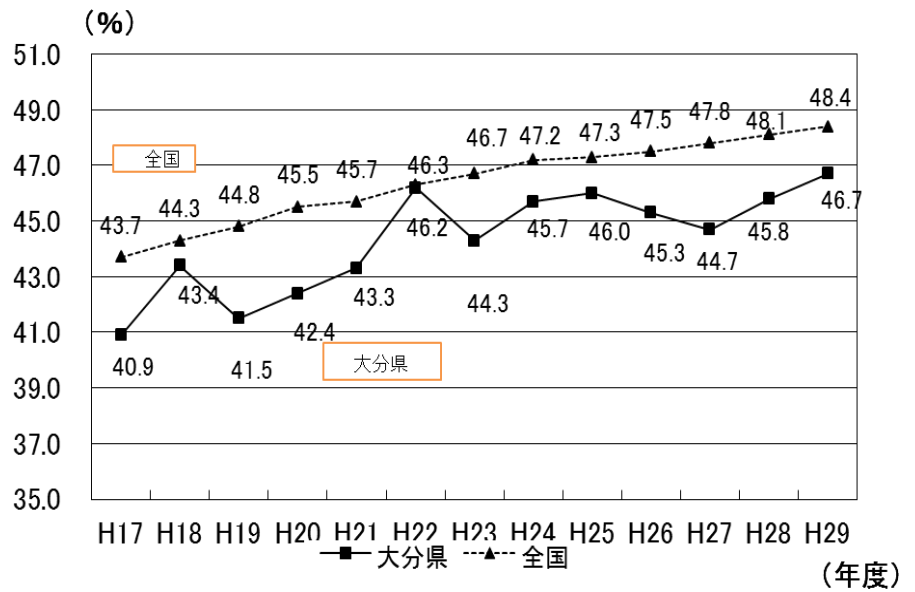
子どもに必要なと思う学歴（女の子）



資料：大分県「平成26年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

(3) 4年制大学進学に占める女性の割合の推移

平成 29 年度の本県の 4 年制大学進学者 3,808 人のうち、女子は 1,777 人で、全体に占める女性の割合は 46.7%と昨年度より 0.9 ポイント増加したが、全国を 1.7 ポイント下回った。



資料：文部科学省「学校基本調査」

基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保

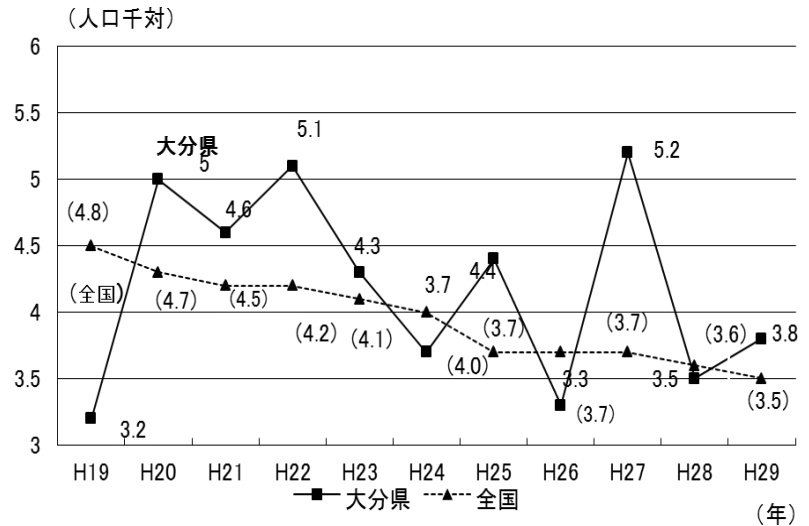
重点目標 1 生涯を通じた健康支援

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重することは男女共同参画社会の実現のための前提といえます。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。

(1) 周産期死亡率の推移

平成 29 年の本県の周産期死亡率は 3.8 で前年と比較して増加している。本県においては増減を繰り返しているが、全国的には減少傾向にある。

※周産期死亡率=周産期死亡数(妊娠満 22 週以後の死産数+生後 1 週未満の早期新生児死亡数)÷出産数(出生数+妊娠満 22 週以後の死産数)×1000

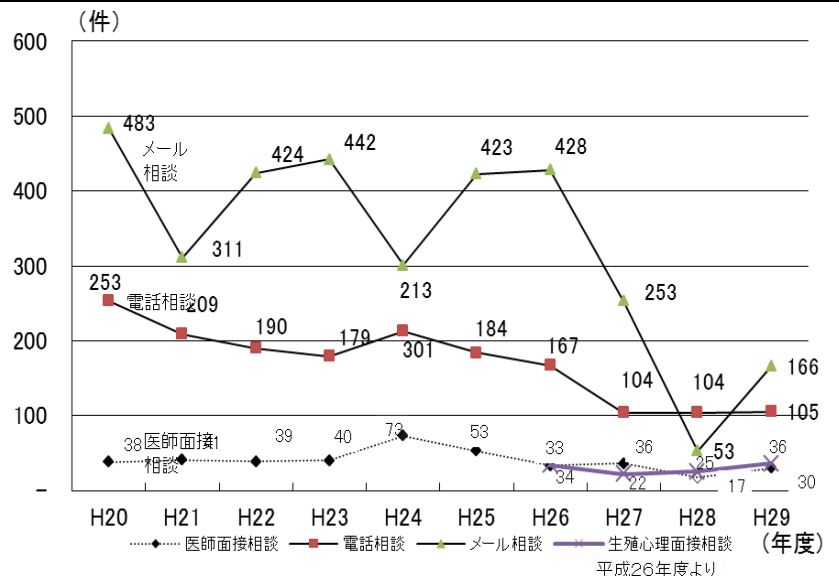


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 不妊専門相談センターにおける相談受案件数の推移

平成 29 年度の不妊専門相談センターにおける相談受案件数は、医師面接相談が 36 件、電話相談が 105 件、メール相談が 166 件、生殖心理面接相談が 30 件となっており、前年に比べて、医師面接相談は 19 件増加し、電話相談は 1 件増加し、メール相談件数は、113 件増加し、生殖心理面接相談は 5 件増加している。

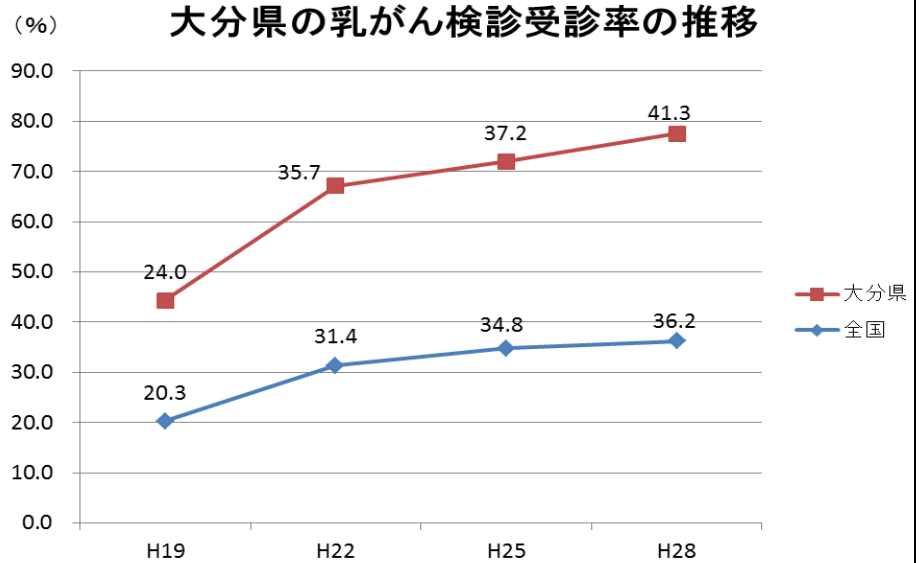
※不妊専門相談センターは平成 13 年 6 月 18 日に開設された。



資料：こども未来課調べ

(3) 乳がん検診受診率の推移

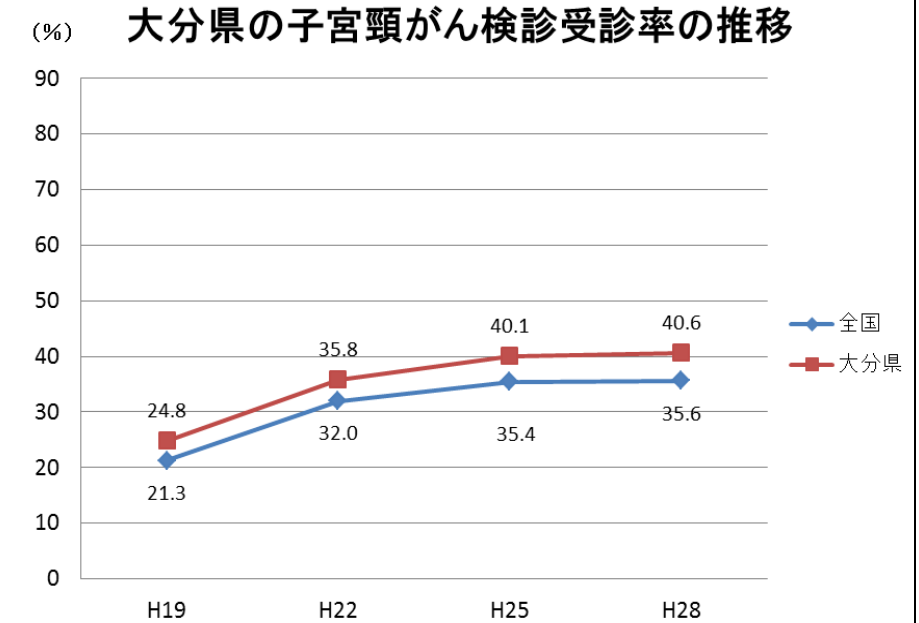
本県の乳がん検診受診率は、全国平均を上回って推移している。受診率は、増加傾向にあり、平成 28 年度の本県の受診率は 41.3%で、昨年度よりも 4.1%増加している。



資料：地域保健・健康増進事業報告

(4) 子宮頸がん受診率の推移

本県の子宮頸がん受診率は、全国平均を上回って推移している。受診率は、微増傾向にあり、平成 28 年度の本県の受診率は 40.6%で、昨年度よりも 0.51%増加している。



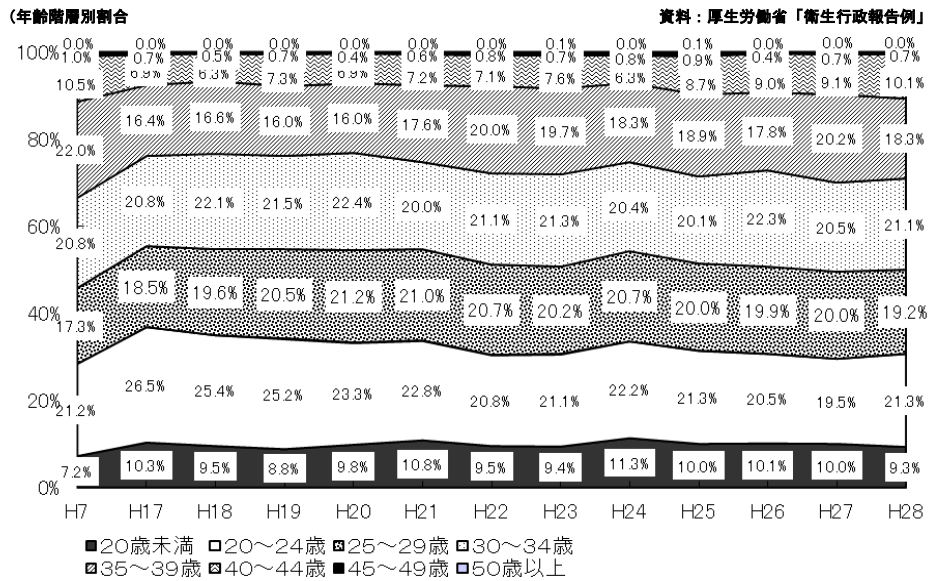
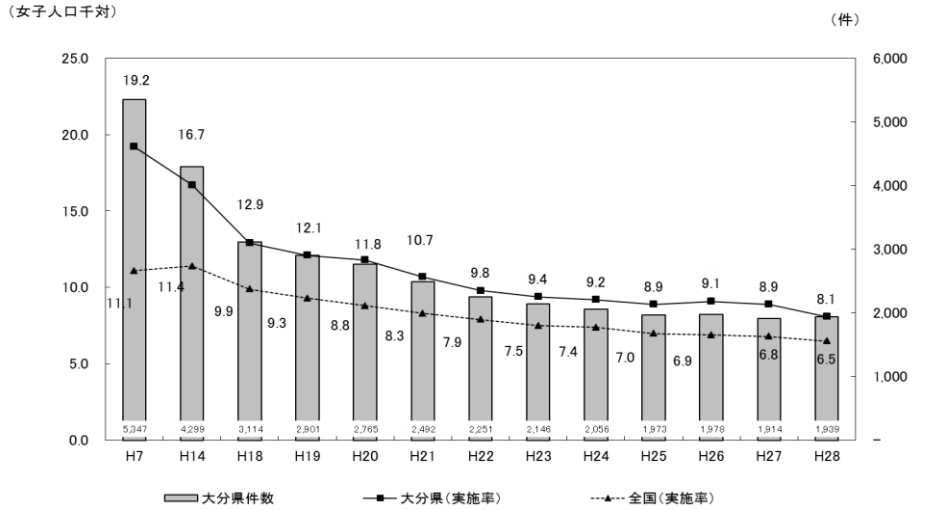
資料：地域保健・健康増進事業報告

(5) 人工妊娠中絶の件数・実施率の推移

平成 28 年度の本県の人工妊娠中絶の件数は 1,739 件、実施率は 8.1（女子人口千対）である。

件数、実施率はともに減少傾向であるが、実施率は昭和 40 年以來、一貫して全国を上回っている。

件数を年齢階級別割合でみると、20～24 歳が最も多くなっている。



資料 厚生労働省「衛生行政報告例」

2 ドメスティック・バイオレンス (DV)、性犯罪等の支援

3 女性に対する暴力の予防啓発

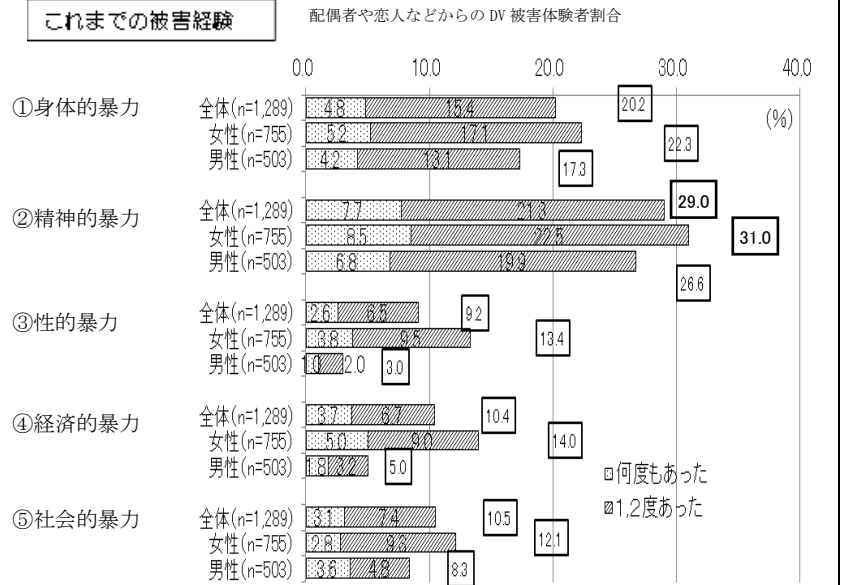
女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性に対する暴力が決して許されないものであるという認識を広く社会に浸透させるとともに、暴力を生まないための予防教育・啓発の推進を通じて、暴力を容れない社会をつくるのが重要です。

配偶者等からの暴力(DV)は、家庭内の問題、個人的問題とされ、潜在化しやすい傾向にあります。よって、相談・保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援が必要です。

また、

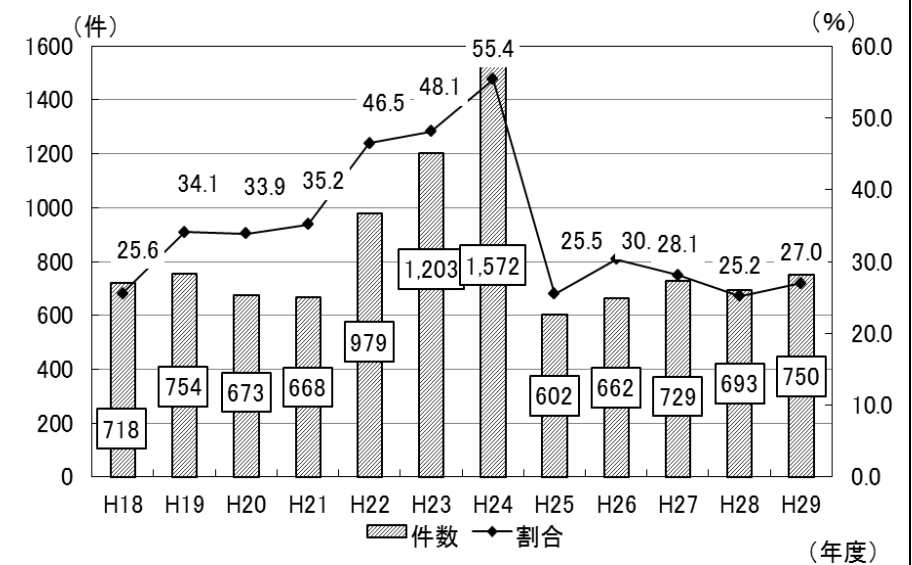
(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害体験の現状

ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害体験者(右表の5項目のうち「1度でもあった」と回答した人は488人37.9%だった。形態別にみると、「精神的暴力」(29.0%)が最も高く、次いで「身体的暴力」(20.2%)「社会的暴力」(10.5%)「経済的暴力」(10.4%)「性的暴力」(9.2%)の順となっている。性別に見ると、女性の24.7%、男性の12.6%がいずれかの暴力を受けたことがあり、「性的暴力」「経済的暴力」の項目で男女差がみられた。



(2) 「夫の暴力・酒乱」を主訴とする婦人相談所の相談件数と割合の推移

平成29年度に婦人相談所で受け付けた相談のうち、「夫の暴力・酒乱」を主訴とする相談件数は750件で相談全体に占める割合は、27.0%である。

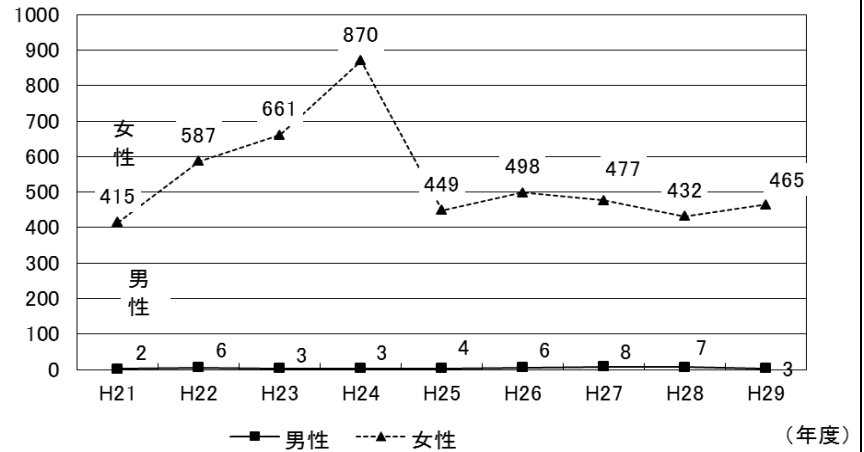


(3) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

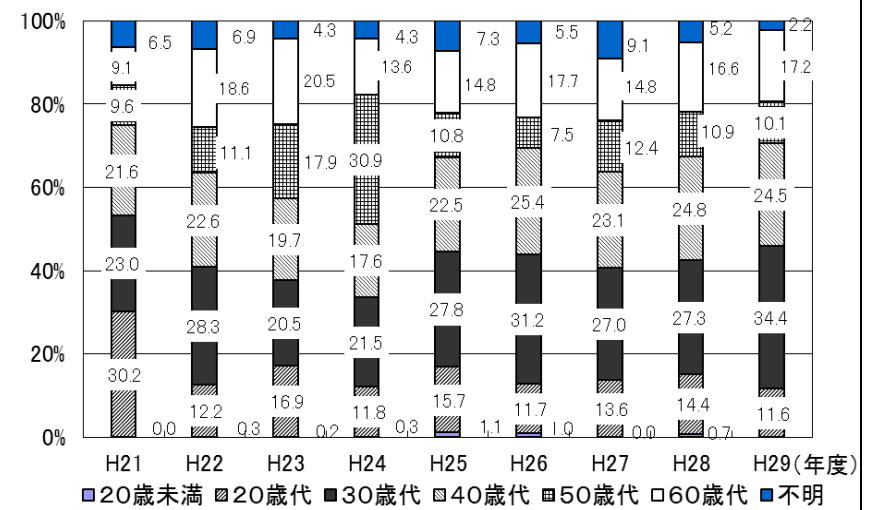
配偶者暴力相談支援センターにおける平成29年度の相談件数は468件と前年度より増加した。
また、年齢構成別に見ると、30歳代が34.4%、40歳代が24.5%、60歳代が17.2%の順で相談が多かった。

- ※配偶者暴力相談支援センター
- ・ 婦人相談所（平成14年4月開設）
 - ・ 大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉（平成21年8月開設）

相談件数の推移
(件数)



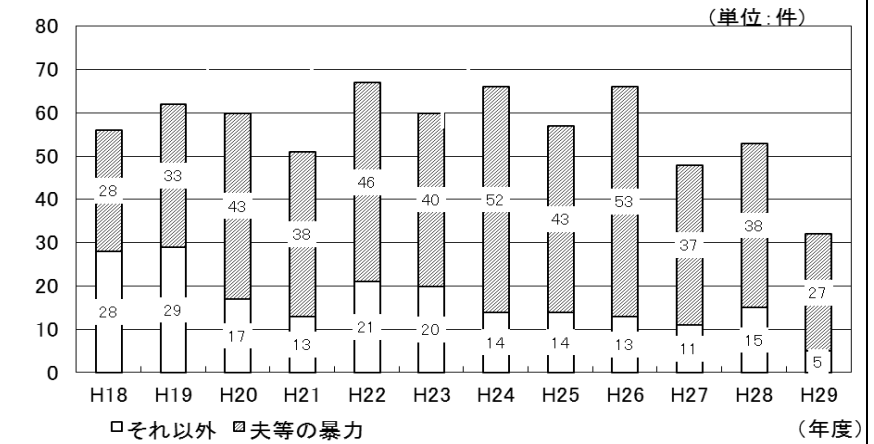
相談者の年齢構成



資料：県民生活・男女共同参画課調べ

(4) 大分県の一時保護件数の推移

平成 29 年度の本県の一時保護所の入所件数のうち、夫等の暴力を理由とする入所件数の割合は 27 件となっており、全体の 84.4%となっている。



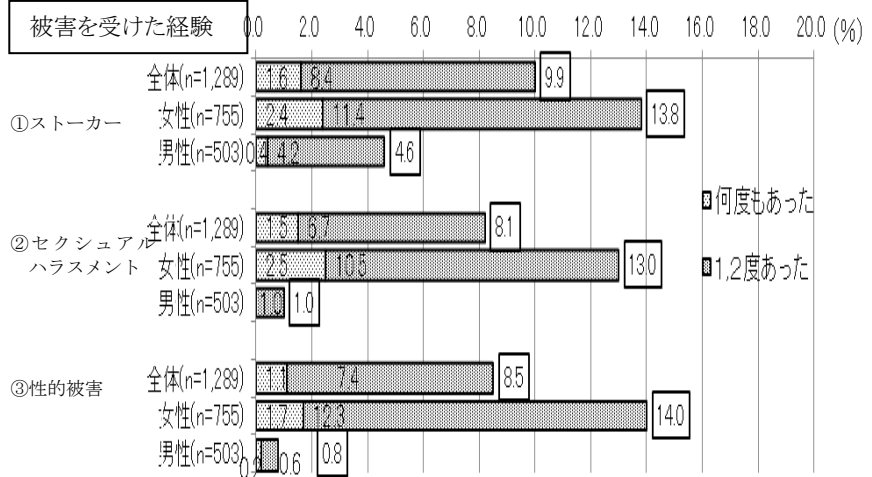
資料：婦人相談所調べ

(5) 人権について

ストーカー被害にあったと回答した人は、全体では 9.9%となっており、性別では女性 13.8%、男性 4.6%となっている。

セクシュアル・ハラスメント被害にあったと回答した人は、全体では 8.1%で、性別では女性 13.0%、男性 1.0%となっている。

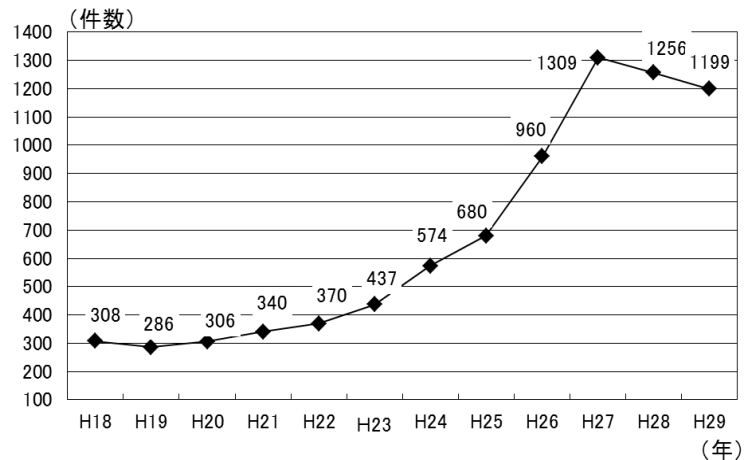
性的被害にあったと回答した人は、全体では 8.5%で、性別では女性 14.0%、男性 0.8%となっている。



資料：大分県「平成26年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

(6) 県警総合相談室等の相談受理事件数の推移

平成 29 年に県警総合相談室等が受理した相談件数のうち、「男女間の暴力に関する相談」の件数は 1,199 件である（配偶者防止法に關係する相談を含む）。



資料：警察本部広報課

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

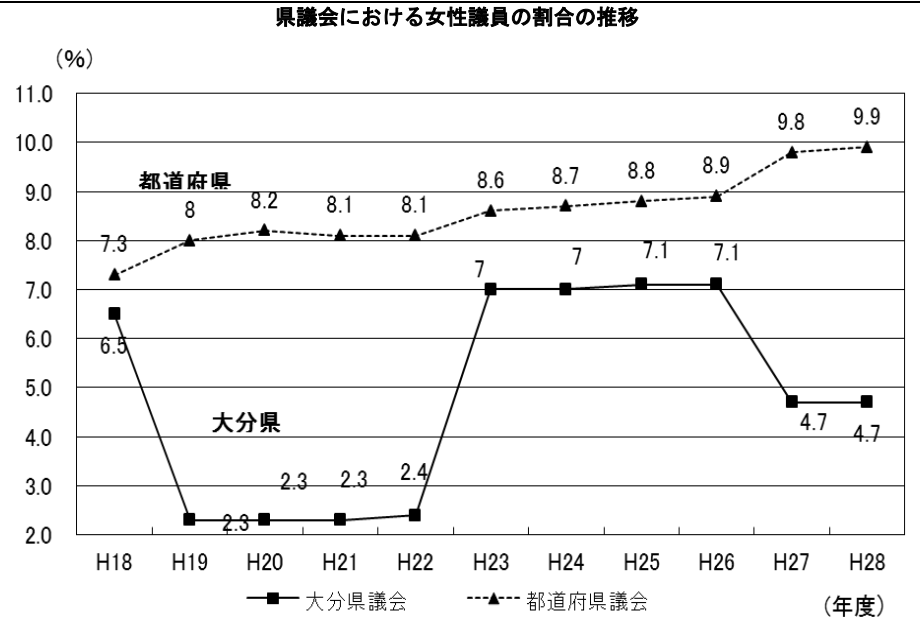
男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、女性の採用・登用の促進を図り、男女共同参画を担う人材の育成を推進することが重要となっています。

ア 議会の女性議員の状況

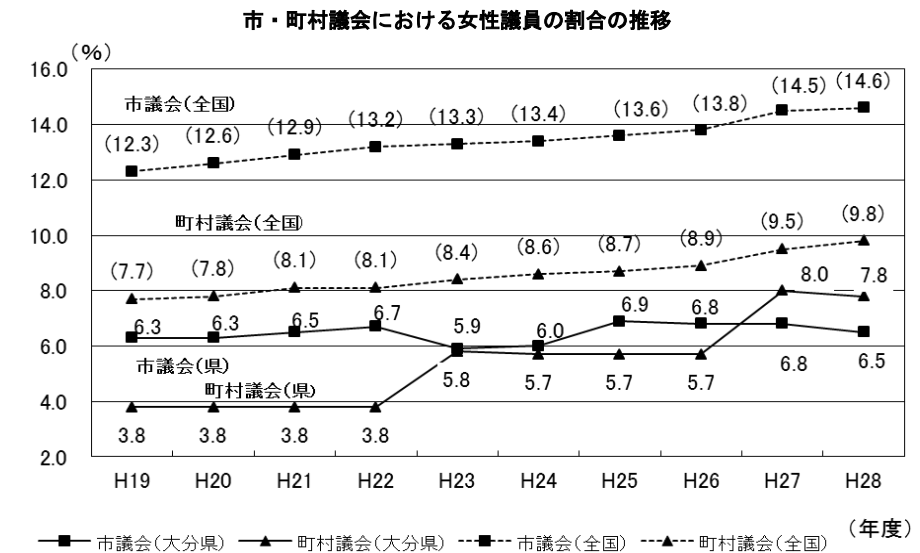
(1) 県・市町村議会における女性議員の割合の推移

全国では、県・市・町村議会における女性議員の割合は、増加傾向にある。

本県の女性議員の割合は、県議会で4.7%、市議会で6.5%、町村議会で7.8%となっている。



注：調査日は各年度12月
資料：総務省調べ



注：調査日は各年度12月
資料：総務省調べ

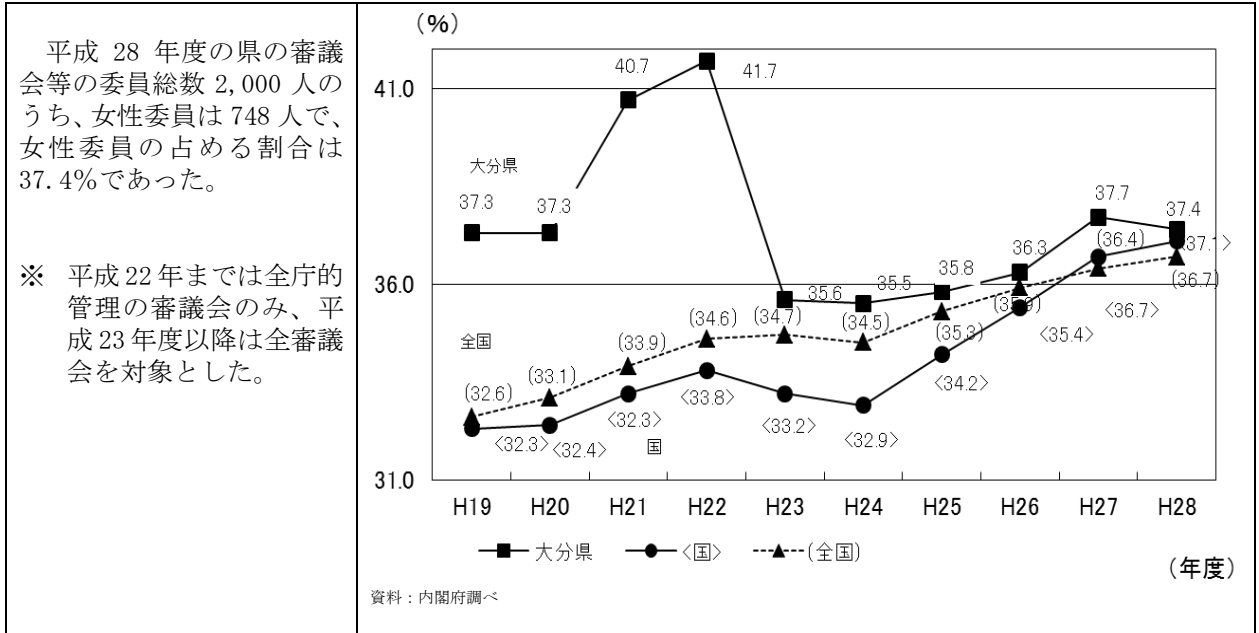
市町村議会における女性議員の割合の推移

(単位：%)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
5.6	6.0	6.0	6.1	6.3	5.9	5.9	6.8	6.6	6.9	6.7

イ 審議会等の女性委員の状況

(1) 国・県の審議会における女性委員の割合の推移



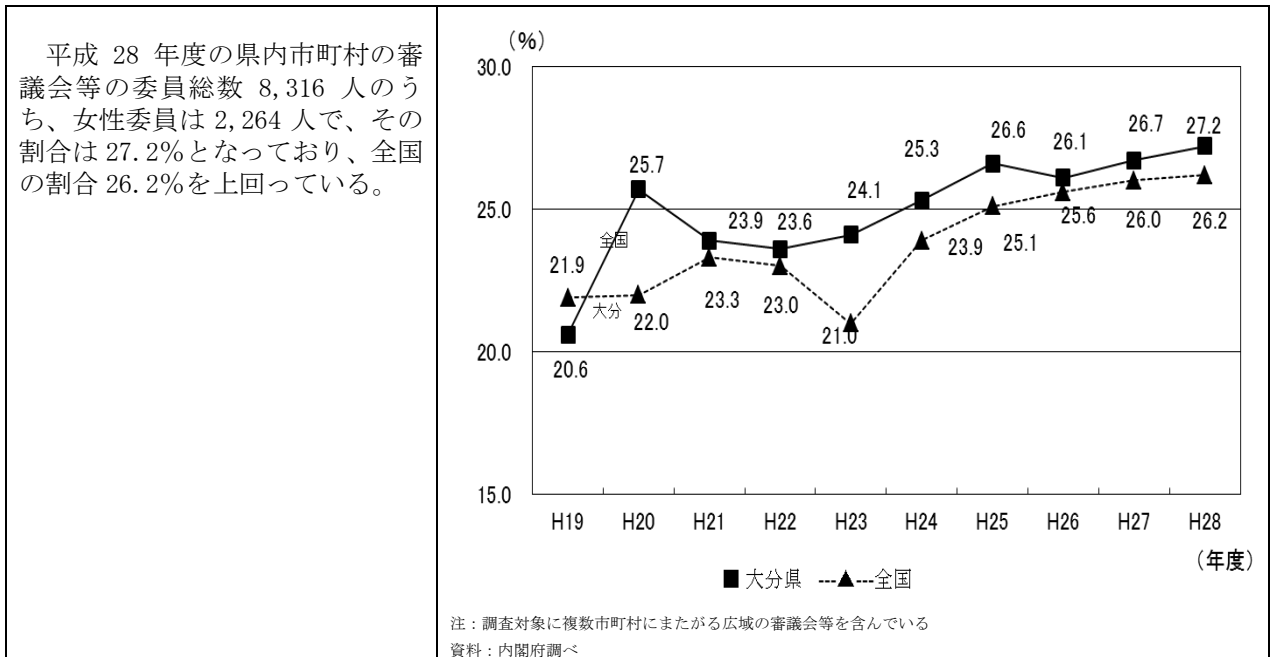
※ 平成 29 年度において、全審議会等 117 のうち、女性委員が 40%以上の審議会等は 71 で、女性委員が 40%以上の審議会等の全体に占める割合は 60.7%であった。

〔女性委員の割合が 40%以上の県の審議会等の割合の推移〕

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
割合 (%)	31.5	35.3	42.6	47.9	52.9	49.6	48.7	53.0	56.1	58.1	60.7

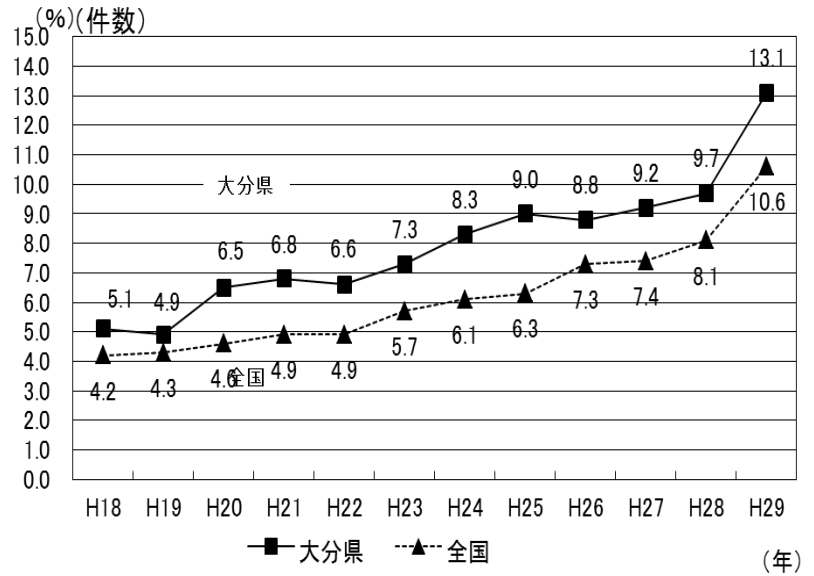
資料 県民生活・男女共同参画課調べ

(2) 市町村の審議会等における女性委員の割合の推移



(3) 農業委員に占める女性の割合の推移

本県の農業委員に占める女性の割合は、平成17年に市町村合併による定数削減の影響もあり減少となったが、平成29年は13%台であり、全国平均を上回っている。



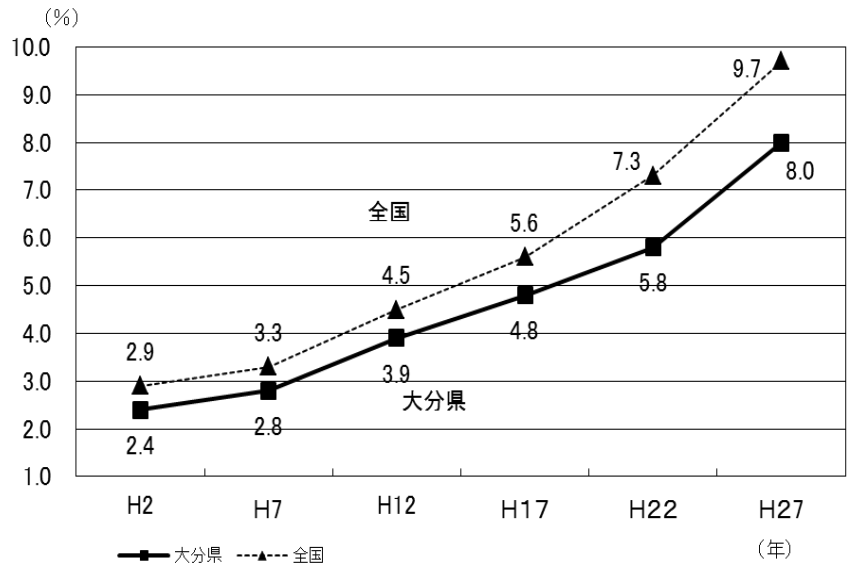
資料：農林水産省経営局就農女性課調べ

ウ 役職・管理職等への女性の登用

(1) 雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合の推移

本県において昭和60年以降の雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合は上昇傾向にあり、平成27年には8.0%となっている。

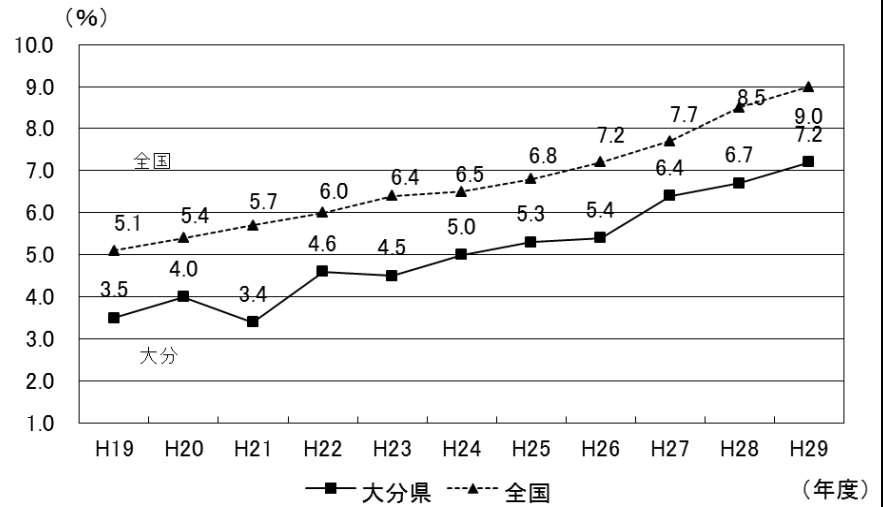
※管理的職業従事者とは、事業経営方針の決定、経営方針に基づく執行関係の樹立、作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営管理に従事するもの。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。



資料：総務省「国勢調査」

(2) 県の女性管理職の割合の推移

平成 29 年度の割合は 7.2% で、前年より 0.5% 増加しているが、全国平均 (9.0%) を下回っている。



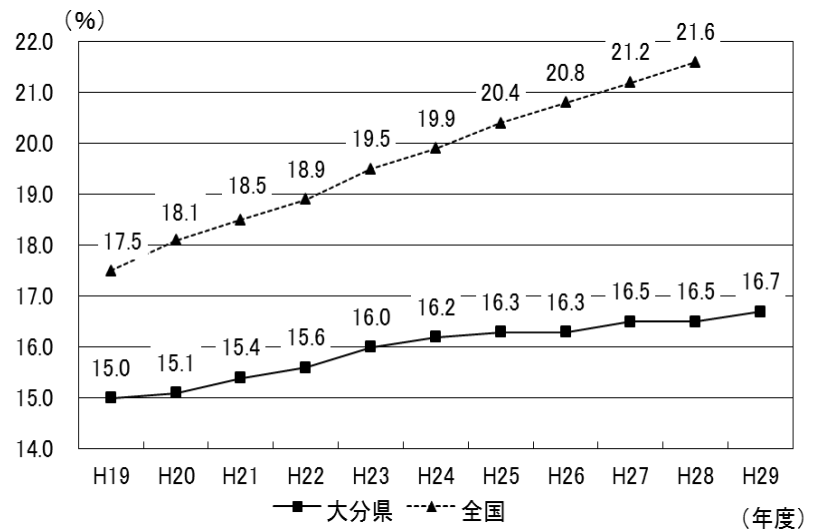
資料：内閣府調べ

(3) 総合農協の正組合員に占める女性の割合の推移

目標値は、第 22 回 JA 全国大会 (平成 12 年 10 月) で決議され、第 27 回 JA 全国大会 (平成 27 年 10 月) でも再決議されている。

平成 15 年度に策定された「おおいた農山漁業男女共同参画プラン」(平成 15 年度～平成 22 年度)にも目標値として掲げている。

平成 29 年度の県内 5 農協の個人正組合員総数は 62,652 人で、このうち女性正組合員は 10,443 人 16.7% で微増したものの、目標値の 25% に達していない。



平成 29 年度の全国値は未公表

資料：農林水産省「総合農協一斉調査」、県調査

(4) 総合農協役員に占める女性の割合

平成 30 年 3 月 31 日現在、県内 5 農協の役員総数 114 人（経営管理委員及び理事 88 人、監事 26 人）で、このうち女性役員は 5 農協・10 人（理事等 6 人・監事 4 人）で、目標値の「各農協に 2 名以上の女性役員を登用すること。」を達成した。

なお、大分県農業協同組合においては、平成 28 年度に役員選任規程を改正し、平成 30 年 6 月の経営管理委員の改選時では、女性役員を 5 名とした。

総合農協の役員数の推移

(単位：人)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
農協役員 (女性役員)	理事等	96(7)	96(6)	88(6)	88(6)	87(6)	88(6)	86(10)
	監事	28(2)	28(3)	26(4)	26(4)	26(4)	26(4)	26(3)
	合計	124(9)	124(9)	114(10)	114(10)	113(10)	114(10)	112(13)

注：「理事等」には、経営管理委員を含む。

注：平成 20 年 6 月に県内 23 総合農協のうち 16 総合農協が合併、さらに平成 22 年 9 月に 8 農協のうち 1 農協の吸収合併と 2 農協による新設合併、平成 27 年度に信用事業譲渡農協 1 で平成 28 年度から 5 農協となった。

平成 27 年 3 月には、1 農協が信用事業を譲渡したため、総合農協は 5 農協となった。

資料：農林水産省「総合農協一斉調査」

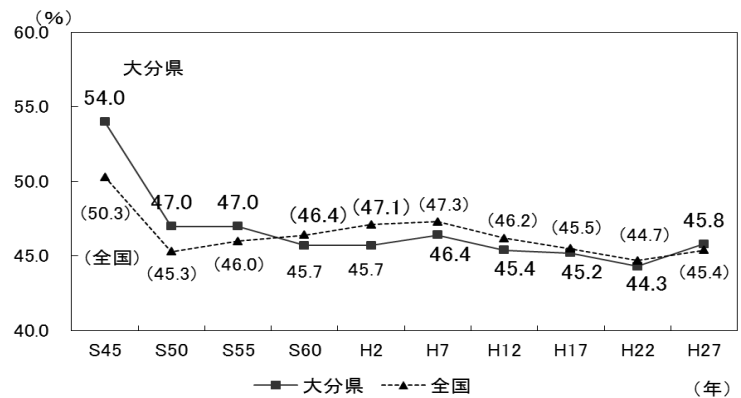
重点目標 2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、女性の活躍状況に関する情報開示（見える化）など、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる「女性活躍推進法」）に基づく取組を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することが重要となっています。

(1) 女性就業率の推移

本県の昭和 35 年以降の 15 歳以上の女性の就業率の推移をみると、昭和 45 年までは 50% を超えていたが、昭和 50 年以降は 50% を下回り、微減傾向にある。全国と比べると、昭和 55 年までは上回っており、昭和 60 年以降は下回って推移していたが平成 27 年は上回った。

※女性就業率 = 女性就業者 / 15 歳以上女性人口 × 100

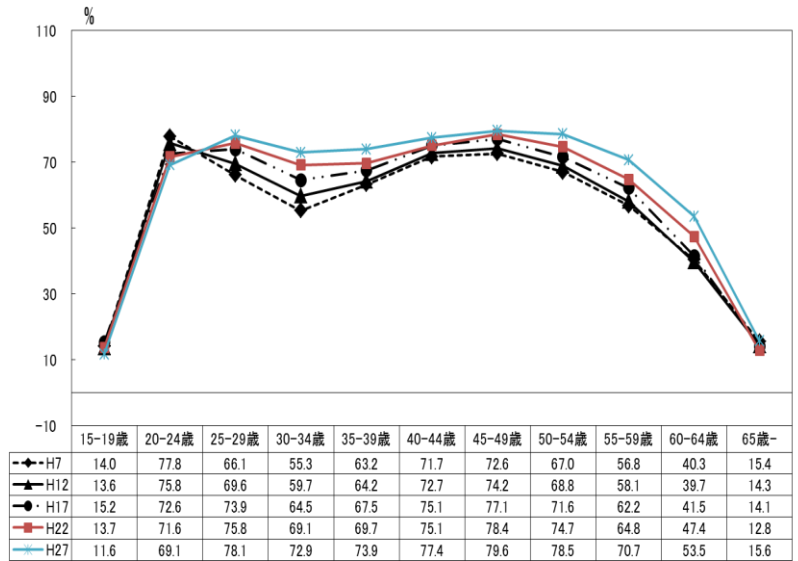


資料：総務省「国勢調査」

(2) 女性の年齢階級別労働力の推移

本県の女性の労働力率を年齢5歳階級別にみると、25～29歳をピークに30～34歳にかけて低下し、その後再び45～49歳にかけて上昇するというM字カーブを描いている。これは、出産・育児期にいったん就業を中断し、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ女性が多いことを表している。平成27年の労働力率は、22年と比べ、25～29歳のピークから30～34歳への低下する傾向が緩やかになっており、M字カーブの底が上昇している。

※労働力率＝労働力人口(就業者＋完全失業者)／総数×100

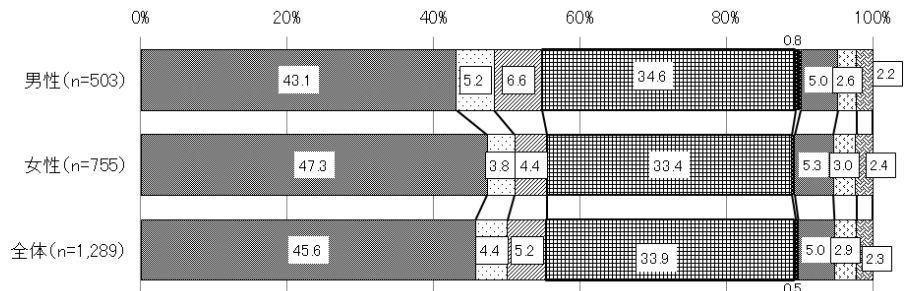


資料：総務省「国勢調査」

(3) 仕事との関係

全体では、「結婚や出産にかかわらず仕事をもち続けた方がよい」が45.6%で最も高く、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもちつ方がよい」33.9%と合わせると79.5%になり、男女とも就業意欲が極めて高い。

女性の就業についての意識



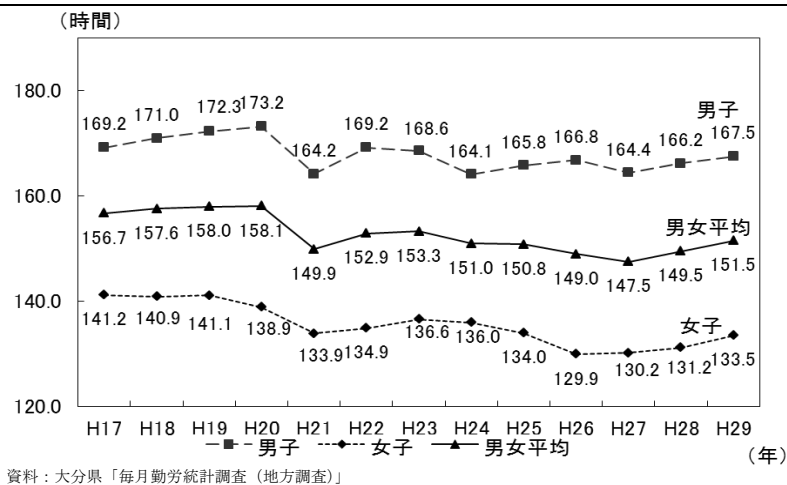
- 結婚や出産にかかわらず仕事をもち続けた方がよい
- 結婚するまでは仕事をもちつ方がよい
- ▨子どもができるまでは、仕事をもちつ方がよい
- ▩子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもちつ方がよい
- 仕事をもたない方がよい
- その他
- わからない
- 無回答

資料：大分県「平成26年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

(4) 総実労働時間数の推移（事業所規模5人以上）

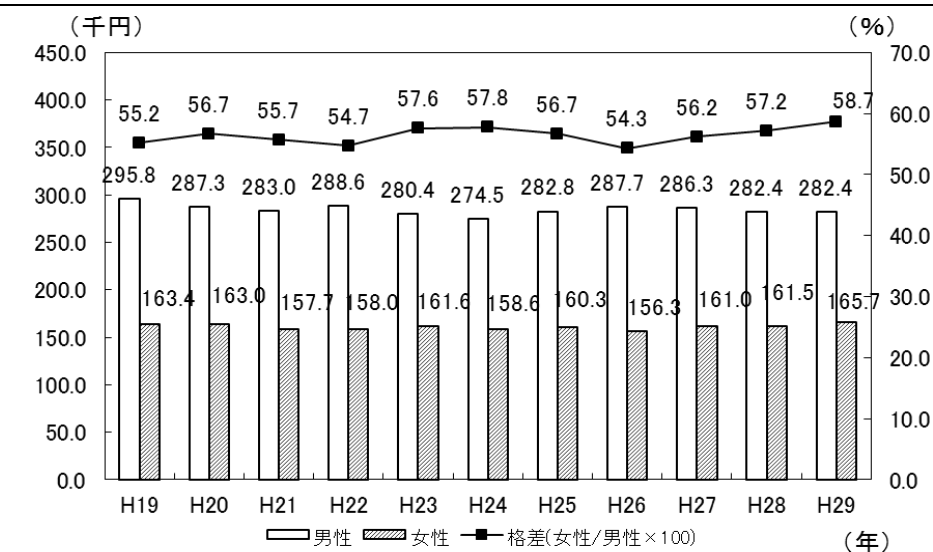
平成 29 年の常用労働者 1 人当たり平均月間総実労働時間数は、男子 167.5 時間、女子 133.5 時間となっている。

平成 29 年は、男子、女子ともに 2 年連続増加となった。

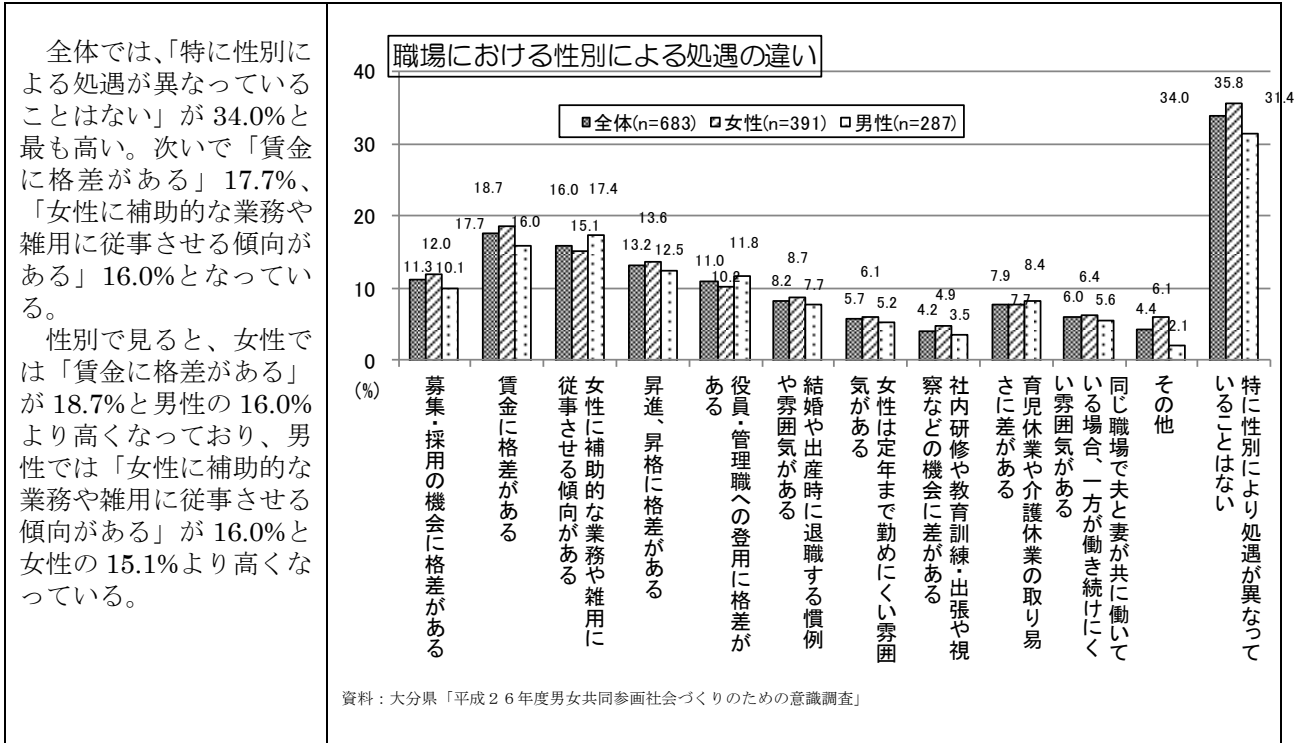


(5) 男女別きまって支給する現金給与額と男女間格差の推移（企業規模5人以上）

男女格差(女性/男性)は、平成 22~24 年の間、縮小傾向であったが、平成 25~26 年は 2 年続けて拡大した。平成 27 年からは再び縮小している。



(6) 職場における待遇の現状



重点目標3 ワークライフバランスの推進

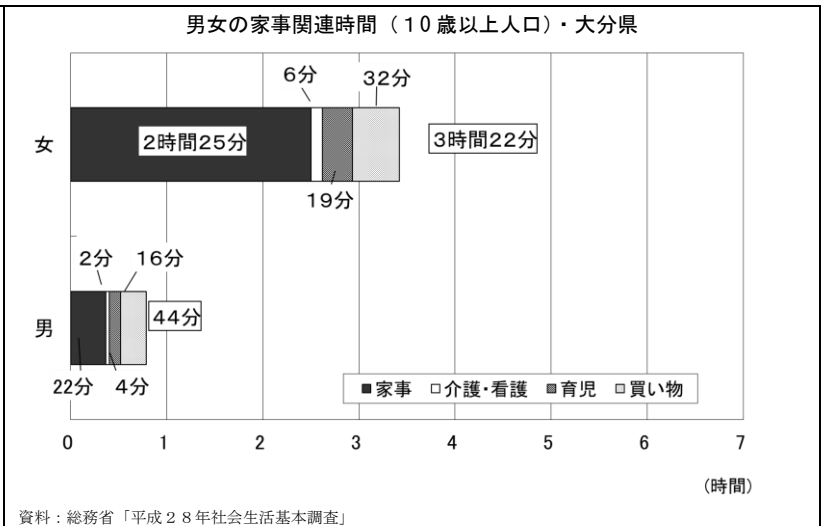
固定的な性別役割分担意識を背景に、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、家事・育児・介護等の家庭生活の大部分を女性が担っている状況があります。今後は、今よりも男女が共に社会のあらゆる活動に参画し、支え合っていく必要があります。

ア 家庭生活での男女の状況

(1) 男女の家事関連時間

本県における週平均1日当たりの家事時間の総平均は、男性22分、女性2時間25分である。また、介護・看護等も含めた家事関連時間は男性44分、女性3時間22分である。

※家事関連時間とは、家事、介護・看護、育児、買い物の合計

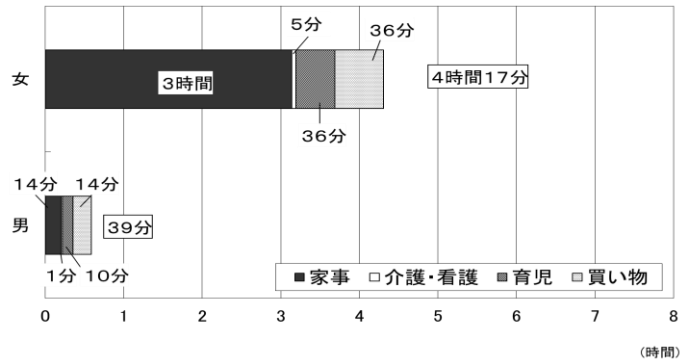


全国の状況をみると、夫は、共働き世帯で 39 分、夫が有業で妻が無業の世帯では 45 分と妻が働いているかどうかに関係なく、家事関連時間は妻に比べて著しく短い。

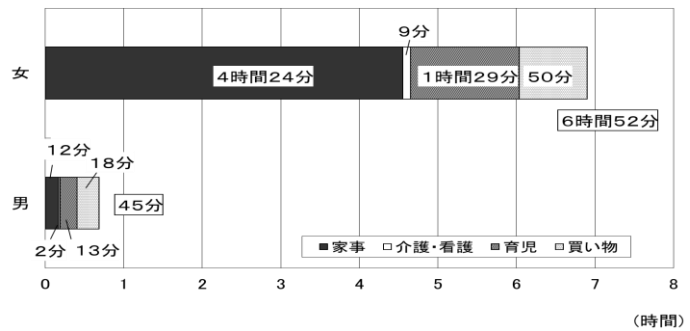
家庭生活では、女性に大きな負担がかかっている実態が伺える。

夫婦の家事関連時間・全国

【共働き家庭】



【夫が有業で妻が無業の世帯】

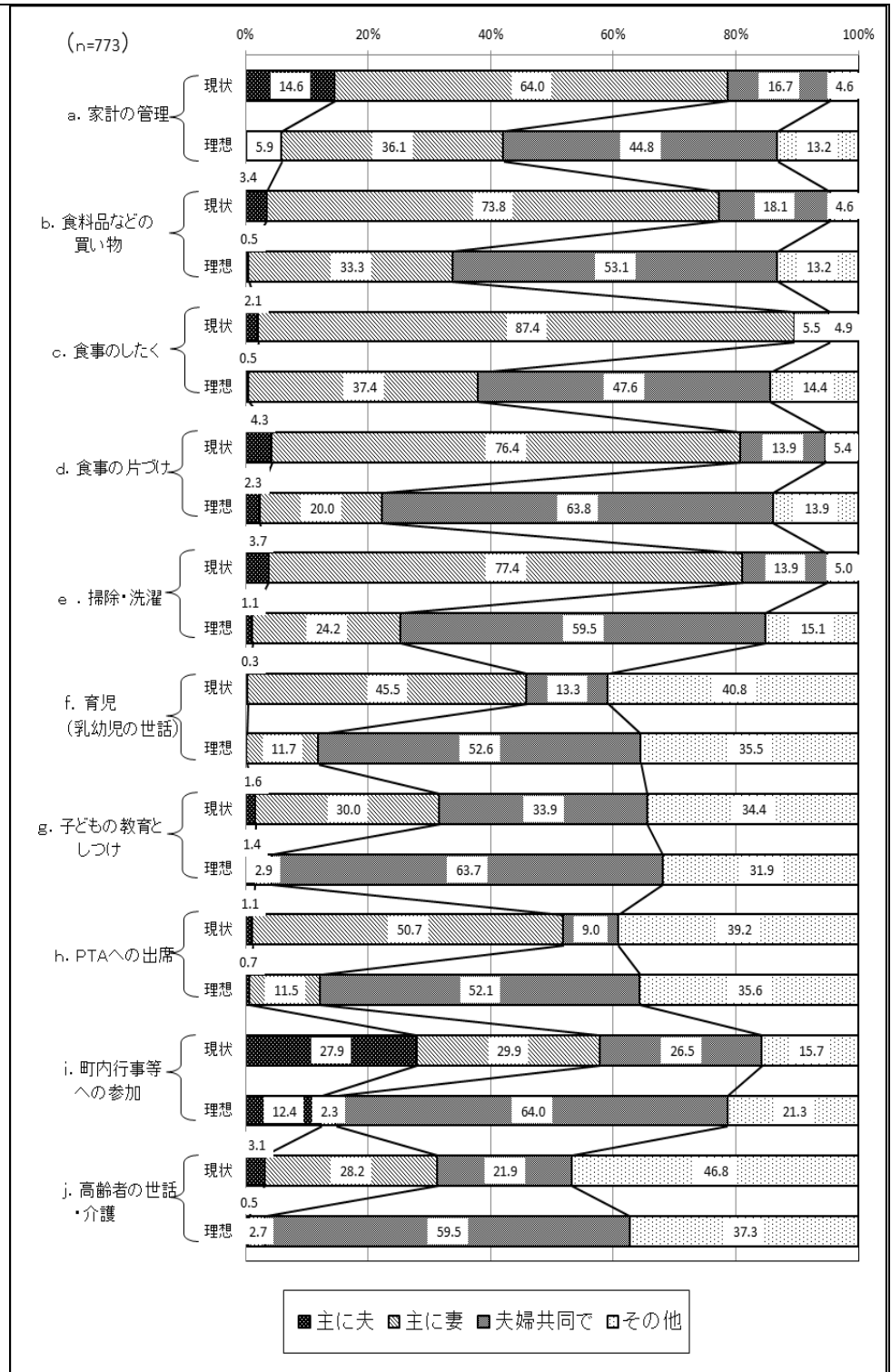


資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」

(2) 家庭内における役割分担

家庭での役割分担の現状をみると、『子どもの教育としつけ』で、「夫婦共同で」の回答が33.9%と最も多いほかは、いずれの項目でも「主に妻」の回答が最も多く、女性の家事負担が大きい現状がみられる。

理想をみると、いずれの項目でも「夫婦で共同」の回答が最も多く、現実と理想に大きな差がある。

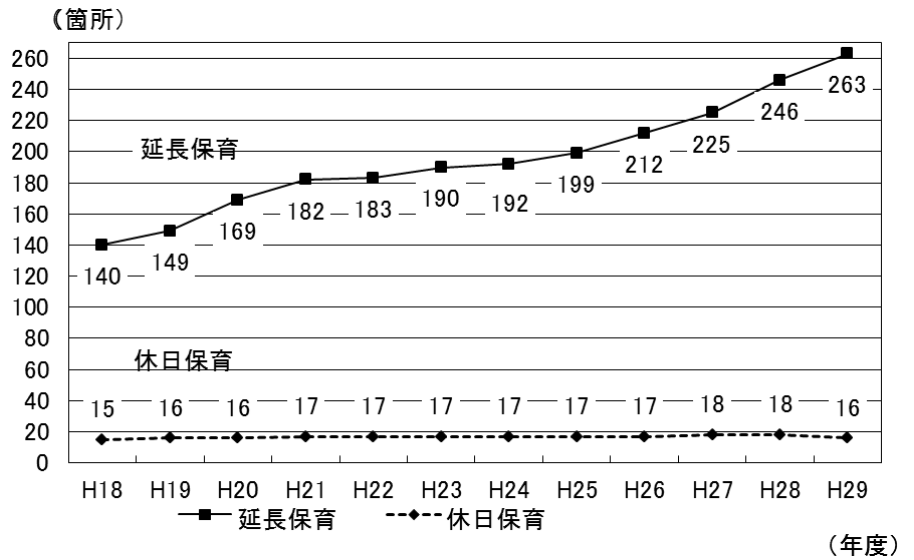


資料：大分県「平成26年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

イ 子育ての環境

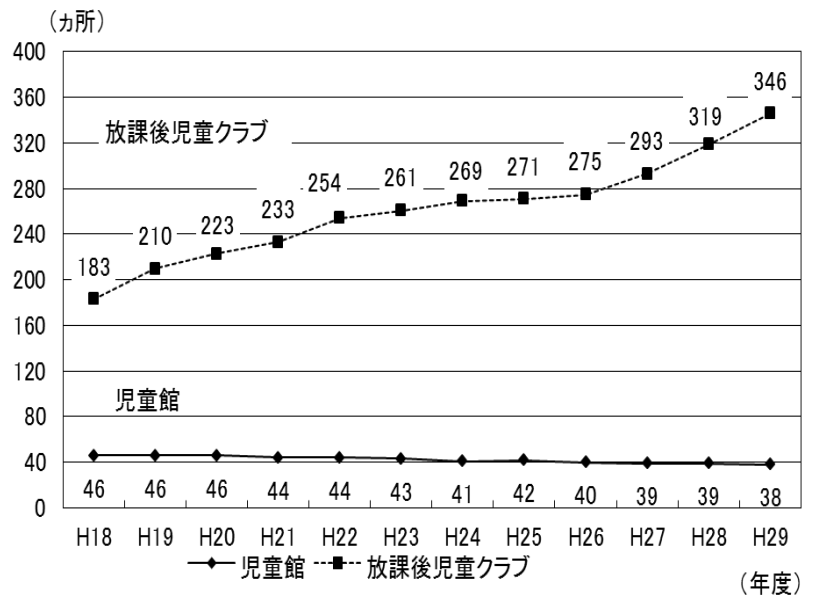
(1) 延長保育実施箇所数、休日保育実施箇所数の推移

平成 29 年度の延長保育と休日保育の実施箇所数は、それぞれ 263 と 16 である。



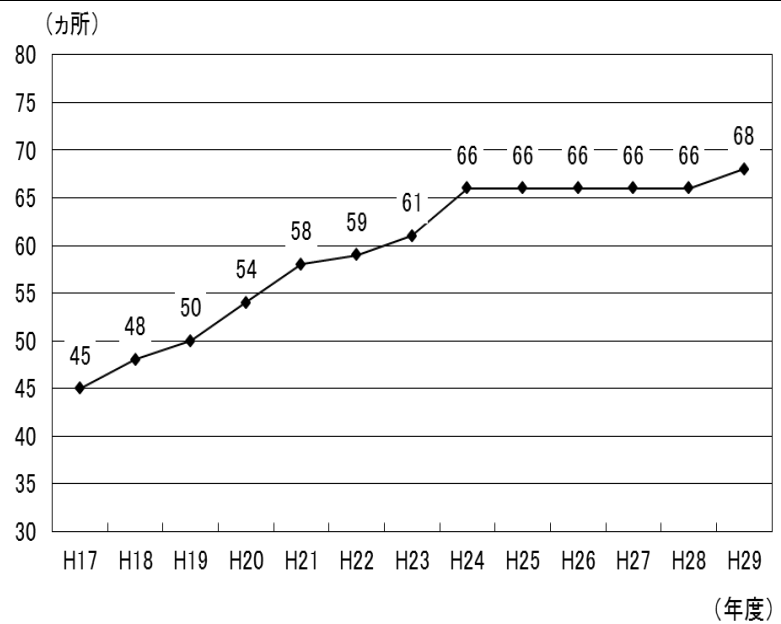
(2) 児童館数、児童クラブ数の推移

平成 29 年度末の児童館数は、38 カ所である。放課後児童クラブ数は、平成 29 年度は 346 カ所となっている。



(3) 地域子育て支援拠点数の推移

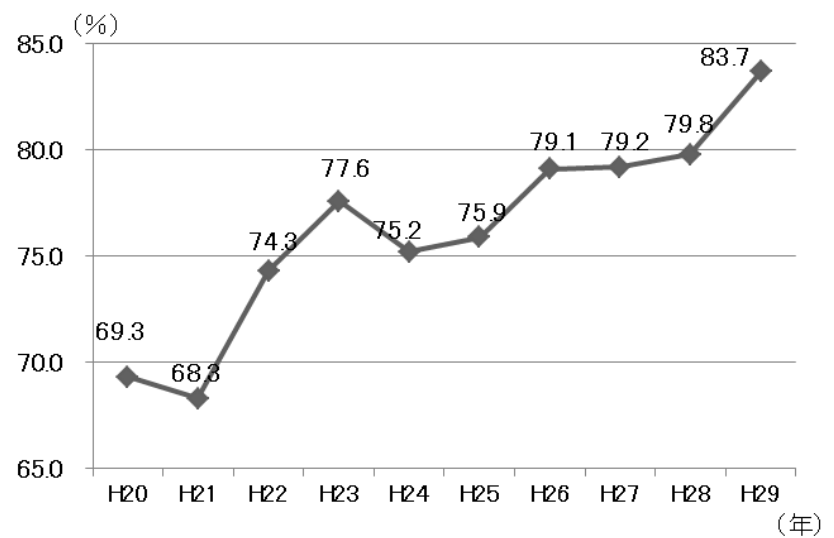
平成 29 年度の地域子育て支援拠点の数は 68 カ所である。



資料：こども未来課調べ

(4) 育児休業制度の規定状況の推移

平成 29 年度の労働福祉等実態調査で回答のあった 702 事業所のうち、育児休業制度が「ある」と回答したのは、83.7% (581 事業所) である。



資料：大分県「労働福祉等実態調査」

重点目標 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

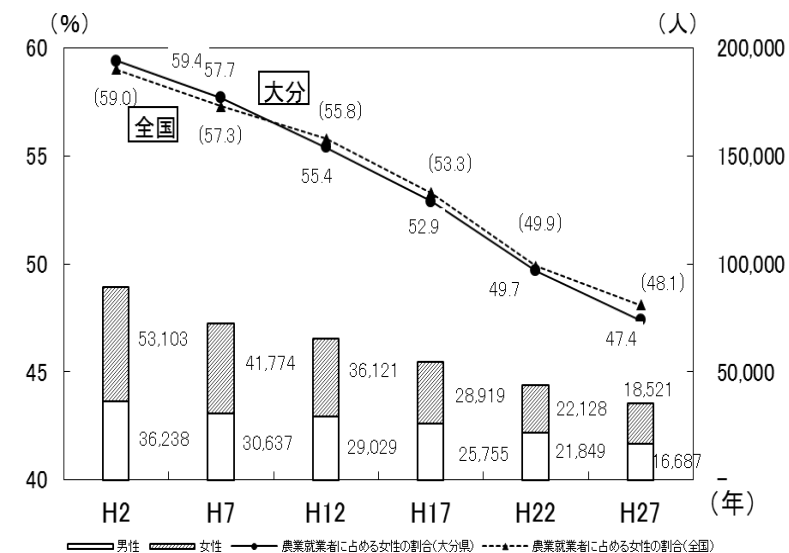
農業就業人口の半数を女性が占めるなど、女性は農林水産業の振興、経営の発展や地域の活性化において重要な役割を果たしています。

(1) 農業就業人口（販売農家）に占める女性の割合の推移

農業就業人口は、男女ともに減少が続いている。

平成 27 年の農業就業人口に占める女性の割合は 47.4% で、全国の割合 48.1% よりやや低いが、九州の割合 (46.6%) よりやや高い。

※農業就業人口とは、15 歳以上の世帯員で、自営農業だけに従事した者及び自営農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主であるものの合計

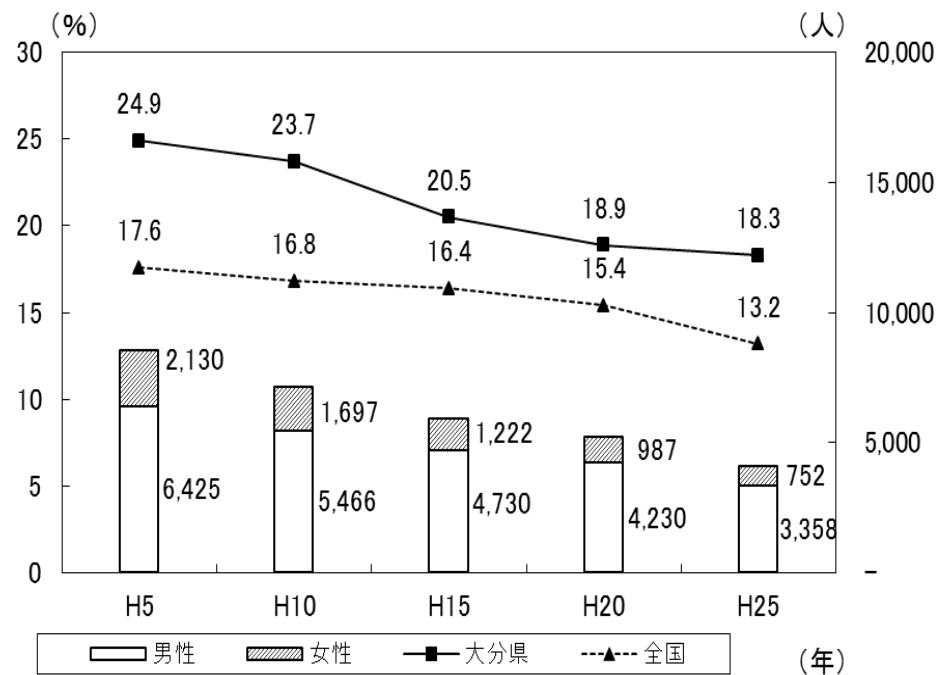


資料：農林水産省「農林業センサス」

(2) 漁業就業者に占める女性の割合の推移

漁業就業者数は、男女ともに減少が続いている。

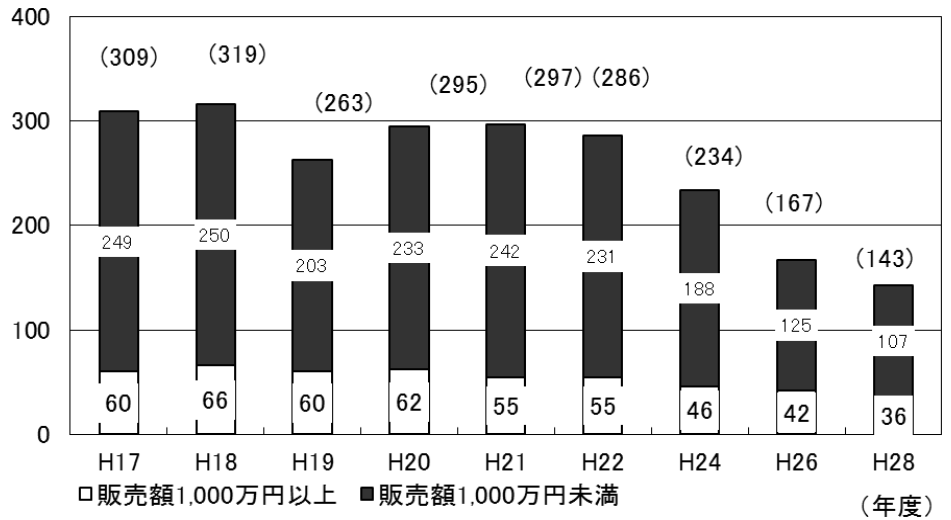
漁業就業者に占める女性の割合は、一貫して全国を上回っている。平成 25 年の本県の漁業就業者のうち、女性は 752 人で、割合は 18.3% となっている。



資料：農林水産省「漁業センサス」

(3) 農業における女性起業数の推移（販売額 1,000 万円以上）

農村地域の活性化や女性の経済的自立のために、農産物の直売や加工品づくり等に取り組む女性起業の活動を促進している。平成 28 年度は女性起業数 143 のうち、販売額 1,000 万円以上が 36 (25.2%) である。起業家数は減少傾向にあるが、地域に欠かせない直売所や加工所となっているものや、地場産品を使った製品開発で知名度を得たものもある。



資料：農山漁村・担い手支援課調べ

(国の調査が平成 22 年度以降 2 年間に 1 度の割合で数値が更新されることになったので平成 23、25、27、29 年度値はない)

重点目標 5 男女が共に支える地域づくりの推進

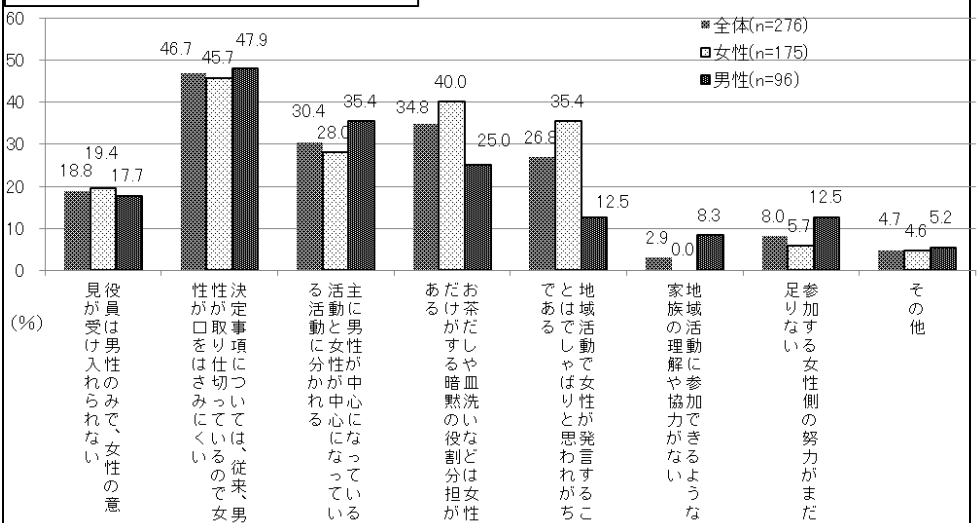
地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、地域における役割を男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっています。魅力ある地域づくりをしていくためには、地域活動における性別・世代の偏りを解消し、地域における男女共同参画を推進することがさらに重要となっています。

(1) 地域活動への参画の現状

全体では、「決定事項については、従来、男性が取り仕切っているのが女性が口をはさみにくい」が 46.7% と最も高い。

性別では、女性は男性に比べて「地域の活動で女性が発言することはしゃばりと思われがちである」(35.4% 男性 12.5%) の割合が高く、男性では「主に男性が中心になっている活動と女性が中心になっている活動に分かれている」(35.4% 女性 28.0%) の割合が高い。

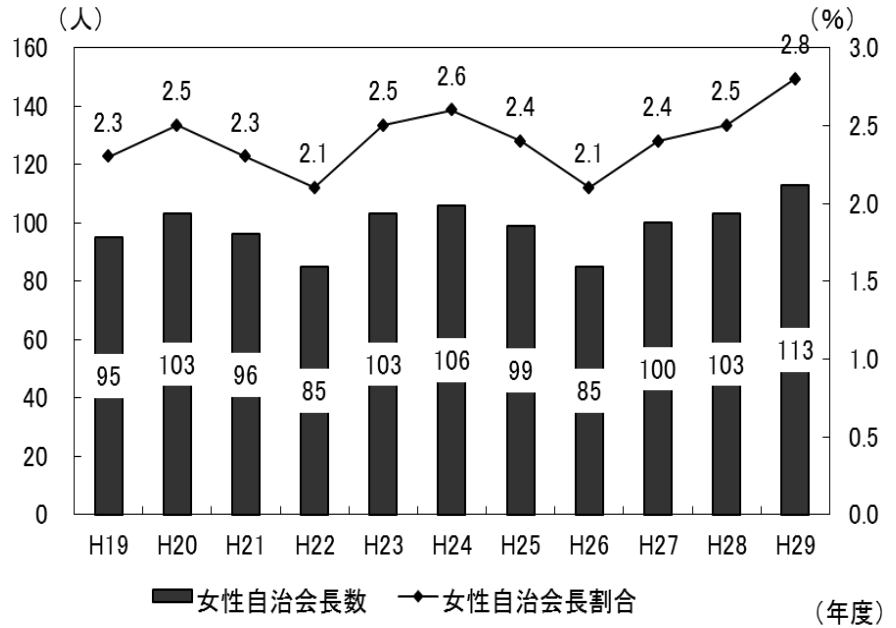
女性が活動しにくい雰囲気や状況の理由



資料：大分県「平成 26 年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

(2) 市町村における女性自治会長の人数・割合の推移

平成 29 年度の女性自治会長の数は昨年度に対して 10 人増加し、113 人であり、その割合は 2.8%であった。全国平均は 5.4%であり、県内における女性の自治会活動への参加率は低い状況にある。(平成 29 年 4 月 1 日現在)

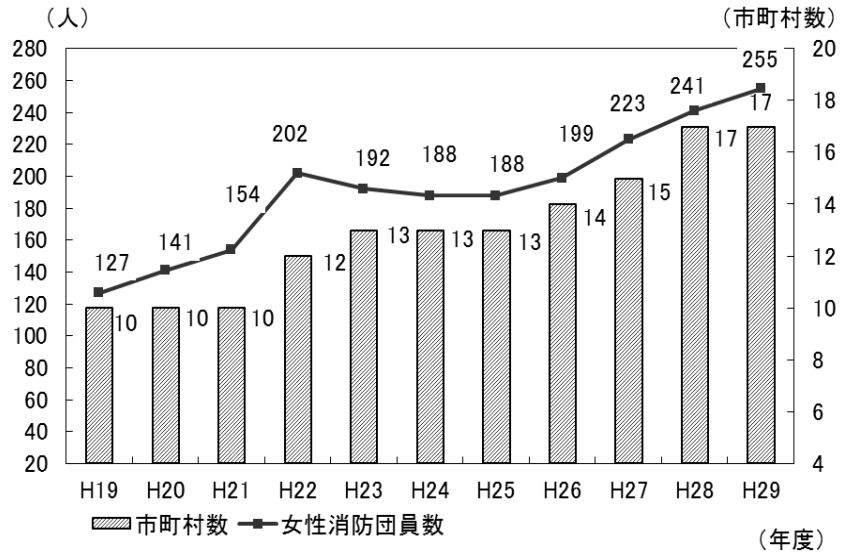


資料：内閣府調べ

(3) 女性消防団員数と女性消防団員がいる市町村数の推移

平成 29 年 4 月 1 日現在における県下の消防団員数 15,057 人のうち、女性消防団員数は 255 人で、女性比率は 1.69%となっている。また、女性消防団員のいる市町村数は 17 市町村である。

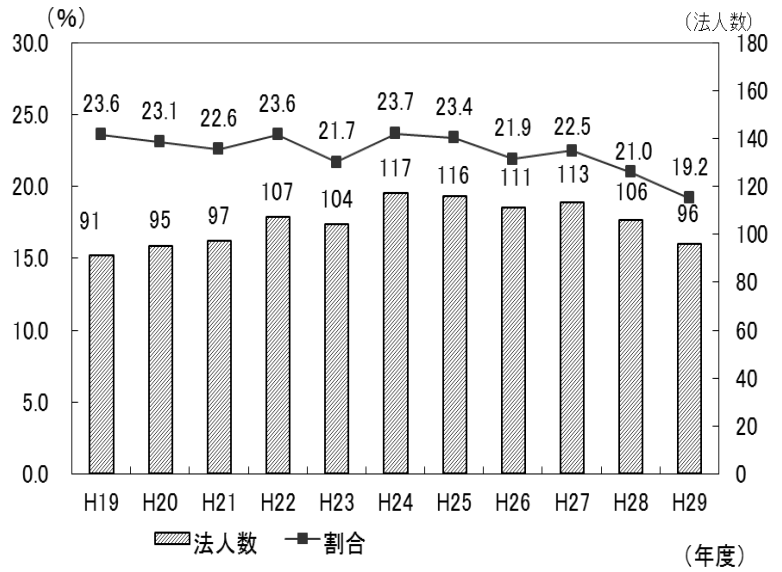
平成 29 年 4 月 1 日現在の消防吏員数 1,622 人のうち、男性 1,603 人、女性 19 人 (1.17%) となっている。



資料：消防保安室調べ

(4) 女性が代表の NPO 法人の割合・法人数の推移

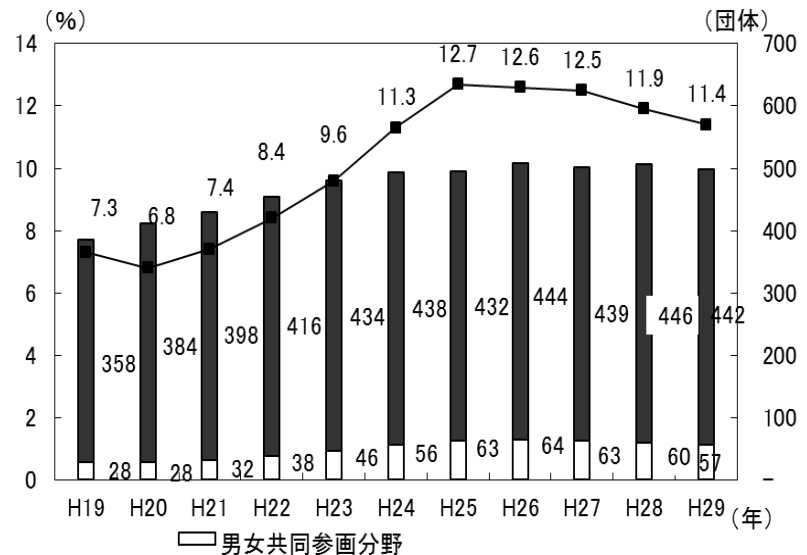
女性が代表者の NPO 法人は、平成 29 年度末時点で 96 法人あり、平成 28 年度末の全体法人数（499 法人）に占める割合は 19.2%である。



資料：県民活動支援室調べ

(5) 「男女共同参画」を活動分野としている NPO 法人の割合の推移

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行う NPO 法人の割合は、平成 20 年度から 25 年度にかけて増加し、26 年度以降は 11~12% 台で推移している。平成 29 年度末現在では、認証法人 499 のうち、11.4% の 57 法人になっている。



資料：県民活動支援室調べ

第 3 部

計画の進行管理のための 指標（数値目標）

計画の着実な推進を図るため、計画の進行管理は、大分県男女共同参画推進本部が行うこととし、設定された数値目標等により男女共同参画の推進状況を把握しています。

第4次おおいた男女共同参画プランでは、施策体系ごとに25の数値目標を設定し、現況を把握してきました。

ここでは平成29年度末での現況値を示しています。

第4次おおいた男女共同参画プラン 進捗状況(平成29年度実績)

基本目標	番号	指標	計画策定時の		平成29年度 実績値	目標値 (平成32年度)	平成32年度 目標値に對 する達成率	指標等の出典
			年度	数値				
I 男女共同参画に向けた意識改革	1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	26	52.1%	—	65.0%	—	H31次回調査予定 (男女共同参画社会づくりのための意識調査)
	2	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	14.4%	—	30.0%	—	H31次回調査予定 (男女共同参画社会づくりのための意識調査)
	3	住民がサロン等交流の場に参加できる自治会の割合	26	52.0%	63.4%	80.8%	78.5	福祉保健企画課調べ
	4	「男女共同参画社会」という用語の周知度	26	65.8%	—	100%	—	H31次回調査予定 (男女共同参画社会づくりのための意識調査)
	5	6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	23	86分	88分 (H28)	93分 (H31)	94.6%	総務省 社会生活基本調査
	6	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	61.2%	—	75.0%	—	H31次回調査予定 (男女共同参画社会づくりのための意識調査)
II 男女が安心して暮らせる生活の確保	7	男性の健康寿命	22	69.85歳	71.54歳 (H28)	71.80歳 (H31)	99.6	厚生労働省 厚生労働科学研究「健康日本21(第二次)の地域格差の評価と要因分析に関する研究」
	8	女性の健康寿命	22	73.19歳	75.38歳 (H28)	75.11歳 (H31)	100.4	厚生労働省 厚生労働科学研究「健康日本21(第二次)の地域格差の評価と要因分析に関する研究」
	9	朝食を毎日食べる児童・生徒の割合(小5)	26	90.0%	90.3%	93.0%	97.1	体育保健課調べ
	10	妊娠中の妊婦の喫煙率	25	4.9%	3.0% (H28)	0.0%	97.0	厚生労働科学研究
	11	DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合	26	24.6%	—	50.0%	—	H31次回調査予定 (男女共同参画社会づくりのための意識調査)
	12	性犯罪・性暴力被害者のための総合相談窓口の周知度	27	0.0%	—	60.0%	—	H31次回調査予定 (男女共同参画社会づくりのための意識調査)
III 女性の活躍の推進	13	女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合	26	53.0%	60.7%	60.0%	101.2	県民生活・男女共同参画課調べ
	14	雇用のうち管理的職業従事者に占める女性の割合(従業員100名以上の企業)	22	5.8%	8.0% (H27)	7.7%	103.9	総務省 国勢調査
			—	—	(22.2%)	(7.7%)	(288.3)	県民生活・男女共同参画課調べ(H29 女性の活躍に関する意識調査)
	15	30~39歳女性の就業率	24	68.6%	76.3%	73.9%	103.2	総務省 就業構造基本調査
			—	—	(82.1%)	(73.9%)	(111.1)	県民生活・男女共同参画課調べ(H29 女性の活躍に関する意識調査)
	16	女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数	26	0社	128社	136社	94.1	県民生活・男女共同参画課調べ
	17	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	19.6%	—	30.0%	—	H31次回調査予定 (男女共同参画社会づくりのための意識調査)
	18	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数	26	18社	25社	50社	50.0	雇用労働政策課調べ
	19	病児・病後児保育実施施設数	26	20か所	28か所	32か所	87.5	こども未来課調べ
	20	新たに認定する女性農業経営士数	27	0人	21人 (H28)	60人	35.0	新規就業・経営体支援課調べ
	21	「男女共同参画」を活動分野としているNPO法人数	26	64法人	57法人	80法人	71.3	県民生活・男女共同参画課調べ
	22	自治会長に占める女性の割合	27	2.4%	2.8%	4.7%	59.6	内閣府地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
23	消防団員に占める女性の割合	27	1.4%	1.7%	3.0%	56.7	消防保安室調べ(消防年報)	
推進体制	24	「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」の周知度	26	55.7%	—	100%	—	H31次回調査予定 (男女共同参画社会づくりのための意識調査)
	25	男女共同参画・女性等を名称に冠した担当課・室等を設置している市町村の割合	27	11.1%	11.1%	33.0%	33.6	県民生活・男女共同参画課調べ

第 4 部

平成 29 年度 大分県の男女共同参画 に関する事業

本県では男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

ここでは「第 4 次おおいた男女共同参画プラン」の基本計画の重点目標別に、平成 29 年度の各種施策の実施結果をまとめています。

【1】平成29年度 おおいた男女共同参画プランに関する事業

基本目標 I 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標 1 男女の平等と人権を守る環境づくり

主な取組 (1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担の是正

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
人権尊重施策基本方針推進事業	地域における人権啓発を推進するため、市町村が推進体制を確立し、基本計画を策定し、性的役割分担の是正等女性の人権に関する啓発事業を効果的に実施するよう、市町村の人権施策推進を引き続き支援する。	353	課 人権・同和対策
人権教育振興費	大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進する。 学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」といったテーマで行われる人権教育を支援する。	—	育 教育庁人権・同和教
市町村人権教育推進事業	市町村人権教育推進講座において、「女性の人権」や「子どもの人権」といった観点から研修する時間を設定し、市町村人権教育担当者等の資質を高め、公民館講座等における学習機会・内容の充実を図った。 市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育を支援した。	1,623	教育庁人権・同和教育課

主な取組 (3) 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人の人権尊重の意識の浸透

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
高齢者交通安全対策推進事業	高齢運転者対策として、免許返納者向けに商品の割引や宅配等のサービスを行う「サポート加盟店」制度や、80歳以上で免許更新を迎える方にサポート加盟店の情報を紹介する「まごころ宅配便」事業を通じて、支援制度の周知を進め、高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境を整備するとともに、参加体験型の「いきいき交通安全体験講座」を各市町村で開催して被害・加害の両面にわたり、高齢者の交通安全対策を実施した。	1,865	生活環境企画課
人権尊重社会づくり推進事業	女性をはじめすべての人の人権が尊重される社会の確立のため、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」の基本理念の浸透を図り、人権尊重施策を総合的に推進した。	436	策 人権・同和对
介護予防推進事業	介護予防に従事する人材育成を図るとともに、広域的・専門的観点から市町村が実施する介護予防事業の円滑な実施を支援した。	1,022	高齢者福祉課
いきいき高齢者地域活動推進事業	元気な高齢者が地域活動等に参画できるよう、必要な知識と実践力を身につけ、様々な分野で活躍できる人材を育成する講座を開催するとともに、高齢者が活動の主体となって新たに実施する地域活動等の立ち上げに要する経費に対し補助した。また、豊かな知識や技術を持つ高齢者を「ふるさとの達人」として発掘・登録し、登録者の活躍の場の拡大を図るなど高齢者の生きがいづくりを推進した。	9,962	

老人クラブ助成事業	高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、社会奉仕活動等を総合的に実施する単位老人クラブ及び各市町村老人クラブ連合会に対し、活動経費の一部を助成するとともに、活動の推進母体である(公財)大分県老人クラブ連合会に対し、活動推進員の設置に要する経費等の一部を助成した。	49,562	
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者の社会参加等を促進するための啓発、また豊の国ねんりんピックの開催や全国健康福祉祭への県選手団の派遣など、高齢者の健康づくり活動やスポーツ活動の育成振興等を図ることにより、豊かで活力ある地域社会の構築を推進した。	25,791	
介護支援専門員支援事業	要介護者等からの依頼を受けて、適正なサービスが利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた居宅サービス計画の作成等を行う介護支援専門員の資質向上を図るため、法定研修講師の養成等を行った	866	
地域のつながり応援事業	1 目的 住む人が暮らしやすく、訪れる人にやさしい大分県を創造するため、ユニバーサルデザインによる社会づくりを推進した。 2 概要 (1)ユニバーサルデザイン体験空間の設置 ユニバーサルデザインを目にする機会を増やすため、ユニバーサルデザインの身近な物(共遊玩具、文具等)に触れることのできるコーナーを設置した。 (2)出前学習講座の開催 県職員等を県内の小中学校や民間事業者に派遣し、ユニバーサルデザインに関する授業を行うことで、未来を担う児童生徒や県民の「他者を思いやる気持ち」の醸成を図った。	1,157	福祉保健企画課
障がい者工賃向上計画推進事業	障がい者が地域で自立した生活を送るため、平成27年度に策定した“大分県障がい者工賃向上計画(第2期)”に基づき、共同受注事務局や工賃向上アドバイザー等を活用しながら、工賃向上を図った。 (1)共同受注体制の整備 (2)福祉施設と農業の連携 (3)個別事業所の能力向上 (4)障がい者工賃向上推進委員会の運営	12,478	
在宅重度障がい者住宅改造助成事業	在宅の重度障がい者(児)又はその障がい者と同居する者に対し、住宅設備をその障がい者に適するように改造する経費を助成した。	2,804	
障がい者自立支援給付費県負担金	市町村が実施する、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援といった介護に要する経費の一部を負担した。	5,881,432	障害福祉課
国際車いすマラソン大会開催事業	国・内外の身体に障がいのある方が車いすマラソンを通じて、希望と勇気をもって社会に参加する意欲を喚起するとともに、広く県民が身体に障がいのある方についての関心と理解を深めるために車いすマラソン大会を開催した。	25,000	
障がい者スポーツ振興事業	全ての障がい者が、希望と勇気をもって自立し、社会に積極的に参加する意欲を喚起するとともに、障がい者スポーツの普及に努め、県民の障がい者に対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与するため に障がい者スポーツ大会を開催した。	2,872	
精神障がい者地域移行・定着体制整備事業	精神科病院と地域をつなぐ役割を担う地域移行専門員を県庁内に配置することにより、精神障がい者の地域移行・地域定着を促進する。	2,591	

障がい者就業・生活支援センター運営事業	就職や職場定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を実施し、障がい者の職業生活の安定と自立を図った。	25,630	障害福祉課
知的障がい者社会参加促進事業	障がい者のスポーツを奨励することにより、社会の障がいに対する理解を深めるとともに社会参加を推進するため、ゆうあいスポーツ大会を開催した。	1,000	
障がい者（児）秋の交歓会開催事業	障がい者（児）と健常者が一同に集い、お互いに親睦を図りながら、相互の理解を一段と深めるため、障がい者（児）秋の交歓会を開催した。	3,800	
障がい者地域スポーツ活動支援事業	「チャレンジ！おおいた大会」を通じて盛り上がった県内の障がい者のスポーツの根を絶やさず、県民と障がい者がともにスポーツに取り組める環境作りを実施した。	1,520	
ひとり親家庭等自立促進対策事業	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する総合的な自立支援策を展開することにより、自立の促進を図った。 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 就業相談に応じるとともに、地元企業等を訪問し、求人開拓を行った。また、個人ごとの目標等を記載したプログラムを策定し、自立を支援した。 2 母子家庭等自立支援給付金事業 母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に資格・技能取得の費用、修業期間中の生活支援を実施した。 3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行った。 4 子どもの居場所づくり推進事業 ひとり親家庭の子どもを対象とした基本的な生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供等を行い、子どもの健全育成を図った。	14,401	子ども・家庭支援課
(公社)大分県シルバー人材センター連合会運営費補助事業	シルバー人材センター事業の普及啓発、就業機会の拡大、就業内容の充実等を実施した。	8,000	雇用労働政策課
シルバー人材センター活性化人材育成事業	高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、生活支援サービス分野における事業展開を図ることを目的としたセンター会員の養成研修を実施した。	665	

重点目標 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

主な取組 (1) 全県的な広がりを持った広報・啓発の充実・強化

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
マルチメディア広報推進事業	県庁ホームページで、県政全般の情報を発信する。	3,122	広報広聴課
広報活動費	県政広報に要する経費。主なものは、テレビ・ラジオによる県政番組の放送、各新聞への「県政だより」の掲載、2ヶ月に1回の全世帯配布の広報誌「新時代おおいた」の発行などを実施する。	213,890	
男女共同参画週間事業	毎年6/23～29の期間中を中心に、各市町村、女性団体等と協力し、街頭啓発キャンペーンを実施した。	81	消費生活・男女共同参画プラザ
県民企画提案参画推進事業	県民による企画・提案により男女共同参画について学び、考え、議論を深めるため、講演会やワークショップ・写真企画展示などを実施した。	607	
人権啓発フェスティバル	県民に人権問題に対する理解と関心を促し、楽しみながら人権感覚を身につけてもらうため、NPO等と協働して住民参加型の人権啓発フェスティバルを開催した。 内容：各種展示・体験コーナー、隣保館活動紹介コーナー、ステージイベントほか	2,768	人権・同和対策課
人権啓発の人材育成 (人権啓発環境整備事業)	市町村における人権啓発活動と人権施策を推進するため、市町村において女性の人権をはじめとした人権・同和問題の啓発を担当する職員を対象に様々な人権課題の知識と啓発・研修の手法を取得する研修を実施した。	1,076	

主な施策 (2) 家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
男女共同参画地域・企業・若者・団塊向け啓発講座	若い世代、男性、年配者、専業主婦、そして企業・組織等の様々な団体やグループ等にあわせた講師を派遣し、できるだけ身近な課題を取り上げた啓発講座を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を推進する。	95	消費生活・男女共同参画プラザ
労働情報の普及・啓発	労働情報紙「労働おおいた」を発行するとともに、より広く県民に対し、労働情報を発信するため、県庁ホームページ上に「WEB版 労働おおいた」を掲載した。 また、労働法令啓発パンフレットを作成・配布するとともに、事業主や労働者に対する労働講座や出前講座の開催を通じて、関係法令等の普及・啓発を図った。	1,288	雇用労働政策課

主な施策 (3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画人材・団体情報整備	男女共同参画社会形成の基盤となる政策・方針決定過程への女性の参画等を推進するために女性の人材・団体情報を提供した。	—	県民生活・男女共同参画課

重点目標 4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

主な取組 (1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
「協育」ネットワーク連携促進事業	<p>子どもへの学習活動や体験活動の提供を基本とする「協育」ネットワークを基盤とした学校教育活動の支援、地域の活力を人材の育成、家庭教育支援の推進体制の強化を図ることにより、社会全体の「協育」力の向上を図った</p> <p>1 広域・多機能型「協育」ネットワークの構築 (1)統括アドバイザーの募集配置(16人) (2)「協育」ネットワーク研修会の開催(3回)</p> <p>2 学校支援活動 学校での子供たちの学習支援や体験活動等を様々な地域住民が支援することを通じて、子どもの自己実現を支える男女共同参画による体制づくりと地域の教育力の向上を図った。</p> <p>3 家庭教育支援活動 学校・家庭・地域が連携して、父母を対象にした学習機会の提供や子育てサロン・傾聴活動を通じた寄り添い支援を実施するとともに、家庭教育の意義及び必要性を県民に啓発する。</p>	55,594	教育庁社会教育課
人権教育振興費	<p>大分県人権教育推進計画に基づき「女性の権利」に配慮した学校運営、人権教育を推進する。 学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の権利」といったテーマで行われる人権教育を支援する</p>	—	教育庁人権・同和教育課
市町村人権教育推進事業	<p>市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の権利」に関する人権教育を支援した。</p>	408	教育庁人権・同和教育課

主な取組 (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
離職者等能力開発促進事業	<p>離職者等に対する、職業能力開発のための訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施することで、多様な職業訓練機会を提供し、早期の再就職を促進した。</p>	290,287	雇用労働政策課
高等技術専門学校訓練費	<p>県立職業能力開発校4校における普通課程及び短期課程の普通職業訓練を実施した。</p>	40,183	
高等技術専門学校施設設備高度化事業	<p>県立職業能力開発校の職業訓練実施体制の強化を図るため、老朽化した施設の改修、機械器工具の整備を実施した。</p>	29,626	
大分県生涯学習情報提供システム	<p>県民の多様な学習要求に応えるために、県立図書館が収集・整理した生涯学習情報をインターネットを通じ、広く県民に提供する。 この情報提供サイトである「まなびの広場おいた」では、「人権教育」「成人教育」「女性教育」をキーワードに、学習・活動機会、行事・イベント情報、人材・講師情報、当センター所蔵資料情報などの検索機能を有し、これにより使用者に情報提供を行った。</p>	1,456	教育庁社会教育課

<p>「協育」ネットワーク連携促進事業</p>	<p>子どもへの学習活動や体験活動の提供を基本とする「協育」ネットワークを基盤とした学校教育活動の支援、地域の活力を人材の育成、家庭教育支援の推進体制の強化を図ることにより、社会全体の「協育」力の向上を図った。</p> <p>1 中学生学び応援教室 家庭での学習が困難な中学生に対し、地域住民・地元高校・大学生等の協力等による学習支援を行う。</p> <p>2 土曜アクティブ交流教室 子どもたちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材等、豊かな社会資源を活用して、体系的・継続的なプログラムや地域と連携した土曜日の教育支援体制等の構築を図る。</p> <p>3 小学生チャレンジ教室 放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の支援による勉強やスポーツ・文化活動等に取り組むことで、心豊かで穏やかな子どもたちの育成を目指す。</p>	76,894	
<p>市町村人権教育推進事業</p>	<p>市町村人権教育推進講座を実施することにより、市町村人権教育担当者の資質を高め、市町村の公民館講座等における学習機会・内容の充実を図るとともに、新たに人権教育指導者を養成した。</p> <p>市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育を支援した。</p>	1,623	<p>教育庁人権・同和教育課</p>

基本目標 II 男女が安心できる生活の確保

重点目標 1 生涯を通じた健康支援

主な取組 (1)生涯を通じた男女の健康の増進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
<p>生涯健康県おおいた21推進事業(生涯健康元気な食卓推進事業)</p>	<p>県の調査結果等から、食塩の過剰摂取や野菜・果物の摂取不足など生活習慣病に関連の深い様々な食生活上の問題が指摘されており、その食生活上の問題点を改善するため、食生活改善推進員によるバランスのよい献立の普及や調理実習などの実践を図り、県民の健康づくりを推進した。</p>	800	<p>健康づくり支援課</p>
<p>みんなで進める健康づくり事業</p>	<p>健康寿命日本一に向け、市町村や関係団体、企業等と一層連携して、食生活のうま塩化や健康経営事業所の認定拡大事業等、健康づくりの裾野を拡大する。さらに、これまで健康に関心の薄かった人も自然と楽しく健康づくりができるようスマートフォンの健康ポイントアプリを開発した</p>	34,277	
<p>健康増進事業</p>	<p>市町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業に要する経費の一部を補助した。</p>	28,541	
<p>国民健康保険基盤安定化事業</p>	<p>市町村が実施する特定健康診査、特定保健指導に係る費用の一部を負担しあ。</p>	159,381	<p>課 国保医療</p>

主な取組 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
周産期医療体制推進事業	ハイリスク妊婦や産科救急等周産期に関わる課題の検討を行い、周産期医療体制の強化を図るとともに、周産期母子医療センターの運営費等を補助した。	26,709	支援課 健康づくり
不妊専門相談センター運営事業	不妊に関する専門的な相談・指導・カウンセリング等を実施した。	5,329	こども未来課
不妊治療費助成事業	特定不妊治療等に伴う経済的負担を軽減し、子どもを産みたい人が生めるような環境づくりを推進するため、医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象にその治療費を助成した。	156,861	
妊娠の悩み相談体制整備事業	妊娠について悩む者が早期に相談できる窓口を設置し、相談者をサポートする体制を整備した。	3,284	

主な取組 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
エイズ総合対策推進事業	エイズに関する普及啓発活動を実施するとともに検査医療体制の充実を図った。	1,997	支援課 健康づくり支
感染症予防対策事業 (性感染症検査事業)	不妊の原因の一つである性感染症の早期発見・早期治療を目的に保健所において検査を実施した。	1,266	

主な取組 (4) 医療分野における女性の参画の拡大

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
医療機関医師等支援事業 (短時間正規雇用支援事業)	短時間正規雇用制度の導入により、女性医師の出産・育児等と勤務の両立を支援する医療機関に対し助成した。	5,823	医療政策課
看護職員充足対策事業 (大分県ナースセンター事業)	未就業の看護資格者の再就業を促進するためナースセンターの機能強化を図り、再就業、看護の普及啓発のための事業を実施した。	18,431	

重点目標 2 ドメスティック・バイオレンス (DV)、性犯罪等の被害者の支援

主な取組 (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
DV 被害者支援関係機関の連携	適切な被害者支援ができるよう、関係機関ネットワーク会議等を開催し、関係機関相互の連携強化を図る。	—	同参画課 県民生活男女共

主な取組 (2) 性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
婦人保護施設費	性向または環境に照らして売春を行うおそれのある女子、暴力被害女性を收容保護し、必要な生活指導及び就労指導を行うことによって自立を支援した。	4,012	課 家庭支援・こども

性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターの運営	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び被害の潜在化防止を図るため、被害直後から中長期的な支援を総合的に受けることができるワンストップの支援窓口の運営を行う。	8,109	同 参 画 課 活 ・ 男 女 共 生 民 生
性犯罪・性暴力被害者への経済的支援	性犯罪・性暴力被害者を経済的に支援するため、医療費、カウンセリング料、弁護士相談費用等の助成を行う。	176	参 画 ブ ラ ザ 消 費 生 活 ・ 男 女 共 同
性犯罪・性暴力被害者支援関係機関連絡会議	性犯罪・性暴力被害者にワンストップでの支援を確実にを行うため、関係機関との連絡会議を開催する。	20	
被害者支援の強化 (被害者対策強化事業)	性犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減するためのカウンセリング料、初診料等を公費で負担した。	235	警 察 本 部 広 報 課
性犯罪、ストーカー行為等への対応の推進	子供や女性を性犯罪等の被害から守るため、県下の声かけ事案等の前兆事案をいち早く集約・分析し、早期に行為者を特定して検挙や、指導・警告措置を講じた。 ストーカー事案被害者の安全確保を最優先に、関係機関との連携に配慮しつつ、特定通報者登録等の適切な保護対策を実施するとともに、悪質な事案に対しては、事件検挙と警告等による事案の拡大防止、再被害防止を図った。	—	警 察 本 部 生 活 安 全 企 画 課

重点目標 3 女性に対する暴力の予防啓発

主な取組 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり(関係機関・団体との連携強化)	被害者の多様なニーズに即した支援を実施するため、関係機関・団体の相談窓口担当者との情報交換会等を開催し連携の強化を図る。	—	画 ブ ラ ザ 男 女 共 同 参 消 費 生 活 ・

主な取組 (2) 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
児童相談所費	中央児童相談所及び中津児童相談所において、児童に関するあらゆる相談に応じ、必要な調査、診断、判定を行い、それに基づき児童又はその保護者に対し適切な指導や措置を実施した。	55,542	こ ど も ・ 家 庭 支 援 課
児童一時保護所費	緊急に保護を要する児童を一時的に保護し、行動観察、短期入所指導を実施した。	11,135	
子どもの虐待防止ネットワーク強化事業	児童虐待の防止、早期発見・早期対応をさらに推進するため、児童相談所及び市町村の体制強化並びに地域におけるネットワーク体制の強化等を図った。	8,218	
いつでも児童相談体制整備事業	児童問題の複雑化、多様化に対応し、児童や家族などの悩みや相談に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を実施した。 また、フリーダイヤル化による24時間・365日の相談体制を整えることで、虐待の未然防止と迅速な対応を実現した。	29,488	

地域防犯力強化育成事業	1 防犯情報等の提供 被害防止のため、防犯マップ「みはるちゃん」や情報配信システム「まもめーる」による子どもへの声かけ事案発生等の情報提供を実施した。 2 スクールサポーターの配置等 子どもの登下校時におけるパトロール活動等を行うスクールサポーターを配置し、通学路等での安全確保に努めた。	21,218	警察本部生活安全企画課
防犯ボランティア連携強化事業	地域の防犯環境整備促進モデル事業等 県下の小学校区単位から防犯対策を実施する10地区を公募により選定し、通学路の環境整備等の活動について奨励金を交付した。	2,646	
インターネット上の被害防止対策	警察官による不定期のサイバー補導により、性的被害の未然防止を図った。	284	年課 警察本部少年課
スクール・セクハラ防止対策事業	スクール・セクハラ相談窓口を設置し、児童生徒、保護者等からの相談を受け付けた。 また、防止に向けた啓発資料の作成・配付や、防止に対する意識の高揚を図るための研修を実施した。	516	人権・同和教育課 教育庁

主な取組 (3) メディアにおける性・暴力表現への対応

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
メディアを通じた有害情報対策	メディアによる有害情報の氾濫や、インターネットやスマートフォンの普及などによる情報化の進展により、児童ポルノや児童買春などの事案が発生していることから、子ども自身の被害回避能力を養うための対策やフィルタリングの啓発などによる被害防止対策を実施した。	184	警察本部少年課

基本目標 Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組(1) 審議会等への女性の参画促進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画推進本部の開催	男女共同参画に関して総合的かつ効果的な対策を推進するため、審議会等における女性委員の登用促進について全庁体制で取り組む。	—	同参画課 活・男女共 具民生

主な取組(2) 役職・管理職等への女性の登用促進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性が輝くおおい推進会議	自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分発揮される、活力ある大分県の実現を図るため、経済団体と県が連携して女性の活躍を推進した。 (1) トップセミナー等の開催 (2) 「女性活躍推進宣言」作成のためのアドバイザー派遣 (3) 「女性活躍推進宣言」優良企業表彰・成功事例女性活躍ロールモデル集作成 (4) 女性の活躍に関する意識調査	3,819	消費生活・男女共同参画 プラザ

女性リーダーセミナー	女性のスキルアップや活躍を推進するため、企業から推薦を受けた「管理職の女性」、「これからのリーダーとして活躍が期待される女性」を対象とした「おおいた女性リーダーセミナー」を実施した。	1,100	
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	-------	--

重点目標 2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

主な取組 (3) ポジティブ・アクションの推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
働きたい女性のための託児サービス	子育て中の女性の求職活動を支援するため、託児サービスを実施した。	4,986	消費生活男女共同参画プラザ
女性のチャレンジサイト運営	様々な分野でチャレンジしたい女性に対して、各支援機関の情報や活動事例を一元的に情報提供した。	—	消費生活男女共同参画プラザ
女性のスキルアップ総合支援事業(女性の再就職チャレンジ支援事業)	(1) 託児サービス付き職業訓練の実施 職業訓練を受講しやすい環境のさらなる整備を図るため、託児サービスを付加した職業訓練を実施した。 (2) 女性を対象とした職業訓練 母子家庭の母等に対する職業訓練機会の確保を図るため、母子家庭の母等を対象とした委託職業訓練を実施した。 (3) 女性限定短時間職業訓練 育児や介護等に従事する女性を対象に、育児等に配慮した時間設定の職業訓練を実施した。	11,338	雇用労働政策課
女性のスキルアップ総合支援事業(子育てママの仕事復帰応援事業)	出産や育児等により離職した女性の職場復帰に必要となる基礎知識やビジネスマナー等の研修を実施するとともに、仕事と家庭を両立できる企業での1か月間の就業体験とその後のフォローアップを民間企業に委託して実施した。	6,004	雇用労働政策課

主な取組 (4) 女性の能力発揮促進のための支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
小規模事業経営支援事業(次世代地域活性化事業)	商工業に携わる女性が経営に関するノウハウを学ぶとともに、地域貢献を行うリーダー育成のための取組や、女性部が主体となって行う地方創生に繋がる取組を支援した。	3,645	商工労働企画課
おおいたスタートアップ支援事業(女性起業家創出促進事業)	女性起業家ネットワークの構築やセミナー、カンファレンス、ビジネスアイデアコンテスト等を通じて、女性のチャレンジを促進し、女性ならではのアイデアを生かしたビジネス創出を図った。	4,986	経営創造・金融課

<p>地域活づくり総合補助金 (チャレンジ支援事業) (地域創生事業)</p>	<p>地域の様々な主体が地域資源を活かして行う地域の活づくりに向け、振興局で迅速かつきめ細かく柔軟にワンストップで支援し、地域活力の維持、発展を図った。 チャレンジ支援事業は、本格的な事業実施前の調査研究や試行など新たな事業活動への挑戦を支援した。 地域創生事業は地域の様々な主体が行う地域創生に資する地域の活づくりに向けた取組を支援した。 ○チャレンジ支援事業 補助率 3/4以内 限度額 200万円 ○地域創生事業 補助率 1/2以内 限度額 3,000万円 (特認事業は、補助率 2/3以内、限度額 5,000万円/単年度) (※市町村を事業主体とする取組 補助率 1/3以内等)</p>	<p>386,016</p>	<p>観光・地域局 地域活力応援室</p>
<p>やさしさライフビジネス支援資金</p>	<p>起業により経済的自立を図ろうとする女性等や、女性等に雇用の場を提供する事業を営む者に対する融資の貸付原資を預託した。 融資条件 (1)融資限度額 設備 500万円 運転 500万円 (2)融資利率 融資実行日の大分県信用組合短期プライムレート (3)融資期間 設備7年以内(うち措置1年以内) 運転5年以内(うち措置1年以内) (4)連帯保証人 (法人)代表者のみ (個人)1名必要 (5)融資金融機関 大分県信用組合</p>	<p>33,000</p>	<p>経営創造・金融課</p>

主な取組 (5)女性の就業継続、再就職のための支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
<p>労働福祉金融対策事業</p>	<p>育児・介護休業者生活資金貸付金 1 事業内容 県と九州労働金庫が協力して育児休業又は介護休業期間中に必要とする生活資金を融資した。 2 対象 (1) 県内に勤務先又は住所がある者 (2) 育児休業又は介護休業を取得中の者又は取得する者で同一事業所に復職する者 (3) 原則として、申込み時において勤務先に1年以上勤務している者 3 実施時期 通年 4 融資限度額 100万円 5 融資の申込先 九州労働金庫</p>	<p>500</p>	<p>雇用労働政策課</p>
<p>おおいた若者就職・定着応援事業</p>	<p>若年求職者の早期就職並びに職場定着を推進するため、「ジョブカフェおおいた」の運営を行い、相談やセミナーにより若者の就職意欲の喚起や職業意識の醸成を図った。</p>	<p>42,416</p>	

地域子ども・子育て支援事業	<p>子育て家庭の多様な保育ニーズに応えるため、子ども・子育て支援新制度に基づき、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等に要する経費を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	383,529	こども未来課
子育て支援従事者研修事業	<p>放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等、子ども・子育て支援事業に従事する者の資質向上を目的とし、研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員研修 ・子育て支援員研修 ・家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）の取組強化 	3,222	
子育て支援対策充実事業	<p>子育て環境の充実を図るため、保育所・認定こども園の整備を実施する市町村に対し助成するとともに、市町村が実施する子育て支援事業に対し助成する。</p>	887,754	
保育所運営費	<p>子ども・子育て支援新制度に基づき、保育の充実を図るため、保育所の運営や小規模保育等に要する経費を負担した。</p>	3,385,273	
保育サービス環境整備事業	<p>仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育従事者資質向上推進事業 大分県保育連合会に委託して、保育士等を対象とした研修を実施した。 2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員の健康診断に要する経費を助成した。 	510	
放課後児童対策充実事業	<p>放課後の子どもたちが、安全で健やかに過ごせる活動拠点を地域社会の中で確保するため、福祉保健部と教育委員会が連携して、総合的な放課後対策を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業運営費補助 ・放課後児童クラブ保護者負担金減免事業 ・放課後児童クラブキャリアアップ処理改善事業 	506,449	
病児保育充実支援事業	<p>病気の子どもを預けられる場所を増やすとともに、病児保育施設職員への研修を行うことで、保護者が安心して預けられる環境づくりを行い、仕事と子育ての両立を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育施設整備費補助事業 ・病児保育施設運営費補助事業 ・病児・病後児保育研修事業 ・ファミリー・サポート・センター事業対応強化 	111,942	

認定こども園運営費	子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育の充実を図るため、認定こども園の運営に要する経費を負担した。	2,638,403	
-----------	--------------------------------------------------------	-----------	--

重点目標 3 ワークライフバランスの実現

主な取組 (1)長時間労働の抑制等の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
働き方改革推進事業	<p>長時間労働の是正、多様な制度を用いた柔軟な勤務体制の整備など、だれもが働きやすい職場環境づくりへの取組、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推進することで、優秀な人材の確保、定着を図った。</p> <p>(1) 働き方改革推進会議 働き方に関する諸テーマについて議論し方向性を打ち出すとともに機運醸成を行う。 ・推進会議(年2回) ・トップセミナー(年1回)</p> <p>(2) 働き方改革推進リーダー養成講座: 3回1コース、県内2カ所開催 企業において、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革に中心となって取り組むリーダーを養成した。</p> <p>(3) ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業 ・アドバイザー会議の開催(年1回) 指導を行う際のポイントや他県先進事例の紹介 ・中小企業にアドバイザーを派遣し、両立支援に向けた労働条件や雇用環境の整備について、助言・指導等を行った。</p> <p>(4) おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)認証制度の普及事業 少子化に歯止めをかけるために次世代育成支援対策推進法が施行され一般事業主行動計画の策定が進められているが、策定が努力義務である中小企業(従業員100人以下)における取組が遅れているため、「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」の認証制度により、行動計画策定を推進した。</p> <p>(5) ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み優れた成果が認められる企業を表彰した。</p>	7,490	雇用・労働政策課

主な取組 (2)多様で柔軟な働き方の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性のスキルアップ総合支援事業(在宅ワーク推進事業)	<p>①在宅ワーカー啓発セミナー 就業希望者向けに在宅ワークに関する基礎知識や具体事例、仕事内容を紹介した。また、企業に対しても在宅ワークの活用について啓発した。</p> <p>②在宅ワーカー養成講座 在宅ワーカーを希望し、受講後在宅ワーカー登録して仕事の受注ができる方を対象に、養成講座を実施した。</p>	9,010	雇用労働政策課

主な取組 (3) 男性の子育てや介護等への参画の促進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
地域介護予防推進事業	住民主体による地域に根ざした介護予防活動の展開及び介護サービス事業所の自立支援型サービスに係る技術向上等を推進し、市町村が体系的に介護予防のマネジメントを行えることで、地域住民の要介護状態への移行・悪化防止を図った。	3,265	高齢者福祉課

重点目標 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

主な取組 (2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
農山漁村女性・若者活動支援資金貸付事業	農山漁村の女性・若者に対し、無利子で貸付を行うことにより、近代的な農業経営を担うにふさわしい女性や後継者等の育成と、その就業環境の整備を図った。 (新規貸付枠)・女性活動資金 30,000 ・若者育成資金 60,000 ・農山漁村ツーリズム推進資金 30,000	35,204	団体指導・金融課
農山漁村男女共同参画キャリアアップ促進事業	農林水産業の担い手として、農業経営や起業活動等に主体的に取り組む農山漁村女性を育成することを目的として、各種研修会の開催、消費者交流や実践の支援、県外研修への派遣を実施した。	1,018	新規就業・経営体支援課
次世代農山漁村女性リーダー育成事業	近い将来の担い手及び地域活性化の原動力として期待される30～40歳代の若い農山漁村女性の組織加入を促進し、そのネットワーク化を図った。 併せて、生産から加工、流通、経営等にわたる幅広い研修の実施とともに、研修等に参加しやすい環境を整備することにより、その資質向上と経営参画を促進し、農林水産業の持続的発展を支える経営感覚に優れた次世代農山漁村女性リーダーの育成を図った。 (1)若い農山漁村女性交流事業 子育て世代の若い農山漁村女性等に対して、研修交流を行い、仲間づくりを促進するとともに、経営や地域社会への参画を促進する。 (2)次世代女性農業経営士養成事業 女性農業者に対し経営者マインド、販売戦略、労務・財務管理等に関する講座や優良事例の現地視察を実施し、自らの経営ビジョンを実践できる経営者としての資質向上を図る。 (3)活躍する若い農山漁村女性モデル育成事業 全国的な若手女性農業者の会議への派遣や、自分の生産物を生かした新たな取組の支援を行った。 (4)託児等支援体制の整備 若い農山漁村女性が研修に参加しやすい環境を整えるため、託児等支援体制を整備した。	3,787	新規就業・経営体支援課
女性職員の組合経営会議等の参加促進	森林組合女性職員の経営会議等への参加を要請した。	—	課 林務管理

重点目標 5 男女が共に支える地域づくりの推進

主な取組 (1) 地域における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性消防防災力確保対策事業	女性消防団員の新規採用を検討している市町村へ装備品購入経費を補助する。	—	消防保安室

主な取組 (3) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
被災者に対する支援体制の強化	九州北部豪雨（平成 29 年 7 月）では、避難者の不安解消や心のケアを目的とした女性警察官による被災者支援部隊「あやめ部隊」を編成し、避難所への訪問活動による声かけや困りごと相談活動を行ったほか、避難者の自宅等における盗難などの二次被害を防止するため、防犯指導及び防犯パトロール活動等を実施した。 また、前期総合警備訓練（平成 29 年 5 月）では、災害時における女性警察官の活動が、より実効性の高いものとなるよう、平成 28 年熊本地震での活動に関する反省・教訓等を踏まえた教養・訓練を実施した。	—	警察本部警備第二課

主な取組 (4) 環境分野における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
3R普及推進事業	3Rを通じた循環型社会の構築や地球温暖化防止に向け、レジ袋無料配布中止の取組を更に推進するとともに、広報媒体の活用等により県民に対して3Rの必要性の周知を図った。	6,116	うつくし作戦推進課
未来の環境を守る人づくり事業	県に寄附されたレジ袋無料配布中止の取組による収益金を活用し、地域での環境保全活動の支援や就学前幼児向け環境劇の公演を実施した。	15,301	

推進体制

主な取組 (1) 県の推進体制

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画審議会の開催	男女共同参画に関する重要事項について審議する大分県男女共同参画審議会を開催する。	152	参画課 県民生活・男女共同
県の施策等に関する申し出の処理	大分県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する申し出を受け、その申し出内容について専門的に調査するための男女共同参画苦情処理委員を配置し申し出等の処理を行う。	—	

プラン年次報告	県内の男女共同参画の推進状況や男女共同参画の推進に関する県の施策について関連事業計画をまとめ、報告書を作成し、公表することにより、県民の男女共同参画社会についての理解と関心を深め、行政機関や民間団体との協働及び連携促進を図った。	-	
計画の進行管理	計画の着実な推進を図るため、計画の進行管理は大分県男女共同参画推進本部が行うこととし、設定された数値目標等により男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を把握する。 毎年度、男女共同参画の推進状況等について報告書を作成するとともに、各年度における関連事業計画をまとめ公表した。	-	

主な取組 (2) 消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)の機能強化

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性の総合相談	専門の相談員が、女性の抱える様々な問題や悩みに関する相談に対応するため「女性の総合相談」窓口での相談を実施する。	6,704	ラザ 女 共 同 参 画 プ ラ ザ 消費生活・男

主な取組 (3) 市町村の推進体制の整備

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
市町村担当職員研修会	市町村職員の男女共同参画に関する知識の習得と能力の向上を図り、男女共同参画に関する条例の制定及び計画の策定、男女共同参画施策の推進等、市町村における男女共同参画行政を推進する。	123	同 参 画 課 活 ・ 民 生 課 女 共 同 参 画 プ ラ ザ

【2】平成29年度 大分県DV対策基本計画に関する事業

基本目標 I 暴力根絶のための啓発と教育の充実

重点施策 1 暴力を許さない社会基盤の醸成

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン事業	11月12日～25日までの運動期間中を中心に、各市町村と協力し、街頭啓発やパープルライトアップ等を実施する。	789	ラザ 女 共 同 参 画 プ ラ ザ 消費生活・男
市町村人権教育推進事業	市町村の社会教育充実のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」や「子どもの人権」に関する人権教育の推進を支援した。	408	同 教 育 課 和 平 課 人 権 課

重点施策 2 若年者に対する人権教育・DV予防啓発の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
若者向けDV啓発講座	<p>DVのない社会を実現するためには、未来の加害者・被害者を生まないための若い世代からの人権教育・男女平等教育が極めて重要である。近年は「デートDV」と呼ばれる若いカップルの間の暴力も問題となっているため、中学生、高校生、大学生及び生徒の指導にあたる教員、保護者等に対して、暴力の加害者にも被害者にもならない対等な立場で相手も自分自身も尊重できる関係のつくり方について学ぶ機会を提供した。</p> <p>・デートDV防止研修会 時期：4月～3月 場所：県内の中学、高校、大学 等 内容：講演</p>	335	消費生活・男女共同参画プラザ
予防教育指導者養成研修	<p>若年者間で増加しているデートDVについて、中学校の教員に対し、予防教育の必要性や生徒への適切な対応等について理解を促すとともに、予防教育授業の進め方等を学ぶことにより、予防教育講座を担うことができる人材を育成する。</p> <p>時期：8月 1回実施 場所：消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）</p>	243	消費生活・男女共同参画プラザ
人権教育振興費	<p>大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」や「子どもの人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進した。</p> <p>学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」や「子どもの人権」といったテーマで行われる人権教育を支援した。</p>	—	教育庁人権・同和教育課

重点施策 3 DVに関する調査・研究

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
精神保健福祉センター運営事業	<p>精神保健福祉センター、保健所において、加害者の暴力の背景から何らかの精神的要因があると思われる場合に、加害者からの相談に応じた。</p>	—	障害福祉課

基本目標Ⅱ 迅速な通報・相談しやすい体制づくり

重点施策 4 迅速な通報につながる体制整備

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
NPOとの協働によるDV啓発事業	<p>DV被害者の発見や通報等初期の支援に携わる可能性の高い職務関係者に対して、DV防止法、DVの基礎知識、DV被害者支援等に関する研修を実施する。</p> <p>実施方法：NPO法人えばの会へ委託</p>	235	消費生活・男女共同参画プラザ
人権教育振興費	<p>大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」や「子どもの人権」に関連して児童虐待の問題について取扱い、防止のための啓発を進める。</p>	—	教育庁人権・同和教育課

重点施策 5 相談体制の充実・強化

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
配偶者暴力相談支援センター設置事業	配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターを婦人相談所に設置し、電話相談員等を配置した。 ・休日夜間電話相談員、心理療法担当職員の配置 ・弁護士による法律相談の実施 ・一時保護委託の実施	19,555	こども・家庭支援課
DV相談事業	配偶者からの暴力に対する相談対応や自立支援の態勢強化を図るため、平成21年度からアイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定し、「女性の総合相談」事業とあわせて、専門の相談員がDVに係る相談対応を行った。	6,704	消費生活・男女共同参画プラザ
警察の相談体制の充実 (警察安全相談対策事業)	全警察署に警察安全相談係を設置するとともに、大規模警察署には警察安全相談員を配置し、相談体制の充実を図る。	17,787	警察本部広報課

重点施策 6 相談従事者等の資質の向上

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
相談従事者に対する研修の充実	相談担当警察職員及び警察安全相談員の相談技術の向上を目的とした研修を実施した。 ・相談担当警察職員等に対する集合研修を実施 ・相談担当係長研修会の実施 ・警察安全相談員研修会の実施	—	警察本部広報課
アイネスDV対策機能の強化	相談員の資質の向上のために、スーパーバイザーから指導を受けるスーパービジョンの実施。	136	消費生活・男女共同参画プラザ
相談員の研修	相談員に対する研修 配偶者暴力相談支援センター及び市町村の相談員の資質向上のため、経験年数等に応じた研修を実施した。 ・初任者研修 年1回 ・ブロック別研修 (東部・北部・中部地区 各1回) ・中堅者研修 大分市	185	消費生活・男女共同参画プラザ

重点施策 7 外国人・障がい者・高齢者への配慮

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
国際交流プラザ生活支援事業)	(1) 在住外国人無料生活相談 (2) タガログ語相談 (3) 中国語相談 (4) 国際交流プラザでボランティア通訳・翻訳者を登録し手配・派遣を実施した。	—	国際政策課

高齢者権利擁護等推進事業	介護事業所・施設において、高齢者虐待防止の取組を推進する指導的立場にある者及び介護保険施設に勤務する看護師に対する研修等を実施するとともに、地域包括支援センターを中心とした地域における権利擁護の取組を支援するため、権利擁護に関する専門職域団体による相談体制を整備した。	1,913	高齢者福祉課
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	--------

基本目標 Ⅲ 安全で安心できる保護体制づくり

重点施策 8 緊急時の安全確保

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
一時避難場所の確保に要する費用の公費負担	ストーカー事案及びDV事案その他の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者（被害を防止するため避難する必要があると認められる被害者の家族及び被害者と密接な関係を有する者を含む。）が一時的に避難する場合に、避難する場所を確保するために必要となる費用を公費負担することにより、その経済的負担及び精神的負担を軽減した。	73	警察本部生活安全企画課

重点施策 9 一時保護体制の充実

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
婦人相談所費	DV被害者の早期発見に努め、広く相談に応じるために婦人相談所を運営した。	7,157	こども・家庭支援課
婦人一時保護所費	婦人一時保護所において、DV被害女性を婦人保護施設へ収容、又は関係機関へ移送するまでの間、或いは短期間の更正指導を必要とする場合に一時的に保護した。	8,922	

重点施策 10 保護命令発令に対する適切な対応

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
保護命令発令に対する警察対応	保護命令発出時には、加害者に面接のうえ、警告を行い、再発防止を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携し、被害者に対する支援や定期連絡の実施等の確な保護対策を実施した。	—	警察本部生活安全企画課

重点施策 11 被害者への心理的支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
被害者への自立支援	被害者の回復のために臨床心理士によるカウンセリングを実施した。	25	消費生活・男女共同参画プラザ

基本目標 Ⅳ 被害者の自立に向けた支援の展開

重点施策 12 同伴児等への支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
児童相談所費	児童虐待防止法では、子どもの面前で行われるDVは児童虐待に含まれると規定している。このため、DV被害者の同伴児童について、児童相談所と連携をとり、児童の処遇協議を行い、必要な心理ケアや支援方針の決定、一時保護所への入所等について対応した。	55,5421	こども・家庭支援課

児童一時保護所費	児童虐待防止法では、子どもの面前でされるDVは児童虐待に含まれると規定している。このため、DV被害者の同伴児童について、児童相談所と連携をとり、児童の処遇協議を行い、必要な心理ケアや支援方針の決定、一時保護所への入所等について対応した。	11,135	
子どもの虐待防止ネットワーク強化事業	児童虐待の防止、早期発見・早期対応をさらに推進するため、児童相談所及び市町村の体制強化並びに地域におけるネットワーク体制の強化等を図った。	13,940	
いつでも児童相談体制整備事業	児童問題の複雑化、多様化に対応し、児童や家族などの悩みや相談に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を実施した。 また、フリーダイヤル化による24時間・365日の相談体制を整えることで、虐待の未然防止と迅速な対応を実現した。	39,488	

重点施策 13 生活基盤確立のための支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
県営住宅等管理対策事業	住宅に困窮し、婦人相談所の一時保護を受ける等一定の要件を満たすDV被害者に対して、県営住宅の目的外使用（最長1年）を許可する。 また、住宅に困窮する実情や収入、県営住宅のストック状況を勘案の上、DV被害者の申請により使用許可期間を最長6ヶ月間延長する。 DV被害者から県営住宅への入居申込がある場合、居住の安定及び自立を支援するため、一般の申込者より当選確率を高くするなど優先的な取扱をする。	—	公営住宅室
被害者への自立支援	被害者が自立し生活を再建するために必要となる住宅確保のための家賃・敷金等の助成及び就職活動で、保育所を利用する場合の託児費用の助成を実施する。	—	消費生活・男女共同参画 福祉課

重点施策 14 地域でのフォローアップの充実

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
被害者サポート事業	被害者が地域で生活していく中で孤立をしないよう、相談・交流・情報交換を行うサポート事業を実施した。	169	消費生活・男女共同参画 福祉課
市町村人権教育推進事業	市町村人権教育推進講座（指導者養成・指導者スキルアップコース）において、「女性の権利」や「子どもの権利」といった観点から研修する時間を設定し、市町村人権教育担当者等の資質を高め、公民館講座等における学習機会・内容の充実を図る。	1,215	教育庁人権・同 和教育局

基本目標 V 推進体制の整備

重点施策 16 市町村の被害者支援体制の整備への支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
市町村DV被害者支援推進体制の整備	市町村において、適切な被害者支援ができるよう、DV担当窓口の設置、DV基本計画策定、DV支援センターの設置などを働きかけるとともに、体制整備の支援を実施する。 ・担当課長及び担当職員研修会 時期：5月	—	県民生活・男女共 同参画課

重点施策 17 NPO等民間団体との連携と協働

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
民間シェルターへの財政支援	民間シェルターの運営に要する経費を補助した。	1,189	画課 県民生活・ 男女共同参
女性の権利110番事業(弁護士による無料相談事業)	弁護士による女性に対する暴力(DV、セクハラ、ストーカー行為等)、 夫婦間の問題等女性の権利一般に関する無料電話・面接相談を実施する。 時期：6月25日(土)10:00~15:00 場所：消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)	-	消費生活・ 男女共同参画 プラザ
DVに関する研修会等の広報・啓発及び活動支援	民間団体等が主催するDVに関する研修会及び講演会等イベントの後援や広報協力など民間団体の活動を支援する。	-	

第 5 部

平成 30 年度 大分県の男女共同参画 に関する事業

本県では男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

ここでは「第 4 次おおいた男女共同参画プラン」の基本計画の重点目標別に、平成 30 年度の各種施策の実施計画をまとめています。

【1】平成30年度 おおいた男女共同参画プランに関する事業

基本目標 I 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標 1 男女の平等と人権を守る環境づくり

主な取組 (1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担の是正

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
人権尊重施策基本方針推進事業	地域における人権啓発を推進するため、市町村が推進体制を確立し、基本計画を策定し、性的役割分担の是正等女性の人権に関する啓発事業を効果的に実施するよう、市町村の人権施策推進を引き続き支援する。	808	課 人権・同和対策
人権教育振興費	大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進する。 学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」といったテーマで行われる人権教育を支援する。	—	育課 教育庁人権・同和教育
市町村人権教育推進事業	市町村人権教育推進講座において、「女性の人権」や「子どもの人権」といった観点から研修する時間を設定し、市町村人権教育担当者等の資質を高め、公民館講座等における学習機会・内容の充実を図る。 市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育を支援する。	1,640	教育庁人権・同和教育課

主な取組 (3) 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人の人権尊重の意識の浸透

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
人権尊重社会づくり推進事業	女性をはじめすべての人の人権が尊重される社会の確立のため、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」の基本理念の浸透を図り、人権尊重施策を総合的に推進する。	503	人権・同和対策課
介護予防推進事業	介護予防に従事する人材の育成を図るとともに、広域的・専門的観点から市町村が実施する介護予防事業の円滑な実施を支援する。	1,629	高齢者福祉課
いきいき高齢者地域活動推進事業	元気な高齢者が地域活動等に参画できるよう、必要な知識と実践力を身につけ、様々な分野で活躍できる人材を育成する講座を開催するとともに、高齢者が活動の主体となって新たに実施する地域活動等の立ち上げに要する経費に対し補助する、また、豊かな知識や技術を持つ高齢者を「ふるさとの達人」として発掘・登録し、登録者の活躍の場の拡大を図るなど高齢者の生きがいを推進する。	11,636	
老人クラブ助成事業	高齢者の生きがいを推進し社会参加を促進するため、社会奉仕活動等を総合的に実施する単位老人クラブ及び各市町村老人クラブ連合会に対し、活動経費の一部を助成するとともに、活動の推進母体である(公財)大分県老人クラブ連合会に対し、活動推進員の設置に要する経費等の一部を助成する。	49,152	

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者の社会参加等を促進するための啓発、また豊の国ねりんピックの開催や全国健康福祉祭への県選手団の派遣など、高齢者の健康づくり活動やスポーツ活動の育成振興等を図ることにより、豊かで活力ある地域社会の構築を推進する。	24,870	
介護支援専門員養成事業	要介護者等からの依頼を受けて、適正なサービスが利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた居宅サービス計画の作成等を行う介護支援専門員の資質向上を図るため、法定研修講師の養成等を行う	1,715	
地域のつながり応援事業	1 目的 住む人が暮らしやすく、訪れる人にやさしい大分県を創造するため、ユニバーサルデザインによる社会づくりを推進する。 2 概要 (1)ユニバーサルデザイン体験空間の設置 ユニバーサルデザインを目にする機会を増やすため、ユニバーサルデザインの身近な物（共遊玩具、文具等）に触れることのできるコーナーを設置する。 (2)出前学習講座の開催 県職員等を県内の小中学校や民間事業者に派遣し、ユニバーサルデザインに関する授業を行うことで、未来を担う児童生徒や県民の「他者を思いやる気持ち」の醸成を図る。	1,635	福祉保健企画課
障がい者工賃向上支援事業	障がい者が地域で自立した生活を送るため、平成30年度に“大分県障がい者工賃向上計画（第3期）”を作成し、共同受注事務局やアグリ就労アドバイザー等を活用しながら、工賃向上を図る。 (1)共同受注体制の整備 (2)福祉施設と農業の連携 (3)障がい者工賃向上推進委員会の運営	15,116	
在宅重度障がい者住宅改造助成事業	在宅の重度障がい者（児）又はその障がい者と同居する者に対し、住宅設備をその障がい者に適するように改造する経費を助成する。	3,480	
障がい者自立支援給付費県負担金	市町村が実施する、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援といった介護に要する経費の一部を負担する。	5,949,106	障害者社会参加推進室
障がい者就労環境づくり推進事業	障がい者が地域で自立して暮らせる社会の実現のためには、障がい者の雇用促進が重要である。民間企業等での障がい者雇用を促進することにより、障がい者雇用率日本一を目指す。 (1)民間企業における障がい者雇用の促進 (2)精神障がい者・知的障がい者の採用企業に対する支援 (3)一般就労促進支援事業（人材の掘り起し）	38,565	
国際車いすマラソン大会開催事業	国・内外の身体に障がいのある方が車いすマラソンを通じて、希望と勇気をもって社会に参加する意欲を喚起するとともに、広く県民が身体に障がいのある方についての関心と理解を深めるために車いすマラソン大会を開催する。	25,000	
障がい者スポーツ振興事業 (大分県障がい者スポーツ大会開催事業)	全ての障がい者が、希望と勇気をもって自立し、社会に積極的に参加する意欲を喚起するとともに、障がい者スポーツの普及に努め、県民の障がい者に対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与するため に障がい者スポーツ大会を開催する。	2,872	

精神障がい者地域移行・定着体制整備事業	精神科病院と地域をつなぐ役割を担う地域移行専門員を県庁内に配置することにより、精神障がい者の地域移行・地域定着を促進する。	3,240	障害福祉課
障がい者就業・生活支援センター運営事業	就職や職場定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を実施し、障がい者の職業生活の安定と自立を図る。	25,650	
知的障がい者社会参加促進事業(大分県ゆうあいスポーツ大会開催事業)	障がい者のスポーツを奨励することにより、社会の障がいに対する理解を深めるとともに社会参加を推進するため、ゆうあいスポーツ大会を開催する。	1,000	
障がい者(児)秋の交歓会開催事業	障がい者(児)と健常者が一同に集い、お互いに親睦を図りながら、相互の理解を一段と深めるため、障がい者(児)秋の交歓会を開催する。	3,800	
障がい者地域スポーツ活動支援事業	「チャレンジ!おおいた大会」を通じて盛り上がった県内の障がい者のスポーツの根を絶やさず、県民と障がい者がともにスポーツに取り組める環境作りを実施する。	1,520	
ひとり親家庭等自立促進対策事業	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する総合的な自立支援策を展開することにより、自立の促進を図る。 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 就業相談に応じるとともに、地元企業等を訪問し、求人開拓を行う。また、個人ごとの目標等を記載したプログラムを策定し、自立を支援する。 2 母子家庭等自立支援給付金事業 母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に資格・技能取得の費用、修業期間中の生活支援を実施する。 3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。	13,405	子ども・家庭支援課
子どもの居場所づくり推進事業	子どもの貧困対策を推進するため、教職員等への研修など早期発見、早期支援の体制を整備するとともに、「子ども食堂」等の開設や機能強化に対して支援を行う。	5,427	
(公社)大分県シルバー人材センター連合会運営費補助事業	シルバー人材センター事業の普及啓発、就業機会の拡大、就業内容の充実等を実施する。	8,000	雇用労働政策課
シルバー人材センター就業機会・創出拡大事業	高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、生活支援サービス分野等における就業開拓を実施する。	665	

重点目標 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

主な取組 (1) 全県的な広がりを持った広報・啓発の充実・強化

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
マルチメディア広報推進事業	県庁ホームページで、県政全般の情報を発信する。	3,206	広報広聴課
広報活動費	県政広報に要する経費。主なものは、テレビ・ラジオによる県政番組の放送、各新聞への「県政だより」の掲載、2ヶ月に1回の全世帯配布の広報誌「新時代おおいた」の発行などを実施する。	217,920	
男女共同参画週間事業	毎年6/23～29の期間中を中心に、各市町村、女性団体等と協力し、街頭啓発キャンペーン等を実施する。	208	消費生活・男女共同参画プラザ
県民企画提案参画推進事業	県民による企画・提案により男女共同参画について学び、考え、議論を深めるため、講演会やワークショップ・写真企画展示などを実施する。	1,333	
人権啓発フェスティバル	県民に人権問題に対する理解と関心を促し、楽しみながら人権感覚を身につけてもらうため、NPO等と協働して住民参加型の人権啓発フェスティバルを開催する。 内容：各種展示・体験コーナー、隣保館活動紹介コーナー、ステージイベントほか	2,401	人権・同和対策課
人権啓発の人材育成 (人権啓発環境整備事業)	市町村における人権啓発活動と人権施策を推進するため、市町村において女性の人権をはじめとした人権・同和問題の啓発を担当する職員を対象に様々な人権課題の知識と啓発・研修の手法を取得する研修を実施する。	8,601	

主な施策 (2) 家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
男女共同参画地域・企業・若者・団塊向け啓発講座	若い世代、男性、年配者、専業主婦、そして企業・組織等の様々な団体やグループ等にあわせた講師を派遣し、できるだけ身近な課題を取り上げた啓発講座を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を推進する。	162	消費生活・男女共同参画プラザ
労働情報の普及・啓発	労働情報紙「労働おおいた」を発行するとともに、より広く県民に対し、労働情報を発信するため、県庁ホームページ上に「WEB版 労働おおいた」を掲載する。 また、労働法令啓発パンフレットを作成・配布するとともに、事業主や労働者に対する労働講座や出前講座の開催を通じて、関係法令等の普及・啓発を図る。	1,634	雇用労働政策課

主な施策 (3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画人材・団体情報整備	男女共同参画社会形成の基盤となる政策・方針決定過程への女性の参画等を推進するために女性の人材・団体情報を提供する。	—	県民生活・男女共同参画課

重点目標 4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

主な取組 (1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
「協育」ネットワーク連携促進事業	<p>子どもへの学習活動や体験活動の提供を基本とする「協育」ネットワークを基盤とした学校教育活動の支援、地域の活力を人材の育成、家庭教育支援の推進体制の強化を図ることにより、社会全体の「協育」力の向上を図る。</p> <p>1 広域・多機能型「協育」ネットワークの構築 (1) 統括アドバイザーの募集配置(16人) (2) 「協育」ネットワーク研修会の開催(3回) (3) 外部人材を活用したプログラム開発事業(5回)</p> <p>2 学校支援活動 学校・家庭・地域が連携して、学校での子供たちの学習や体験活動等を様々な地域住民が支援することを通じて、子どもの自己実現を支える男女共同参画による体制づくりと地域の教育力の向上を図る。</p> <p>3 家庭教育支援活動 学校・家庭・地域が連携して、父母を対象にした学習機会の提供や子育てサロン・傾聴活動を通じた寄り添い支援を実施するとともに、家庭教育の意義及び必要性を県民に啓発する。</p>	76,881	教育庁社会教育課
人権教育振興費	<p>大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進する。</p> <p>学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」といったテーマで行われる人権教育を支援する</p>	—	教育庁人権・同和教育課
市町村人権教育推進事業	<p>市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育の推進を図る。</p>	427	教育庁人権・同和教育課

主な取組 (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
離職者等能力開発促進事業	<p>離職者等に対する、職業能力開発のための訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施することで、多様な職業訓練機会を提供し、早期の再就職を促進する。</p>	488,394	雇用労働政策課
高等技術専門学校訓練費	<p>県立職業能力開発校4校における普通課程及び短期課程の普通職業訓練を実施する。</p>	40,203	
高等技術専門学校施設設備高度化事業	<p>県立職業能力開発校の職業訓練実施体制の強化を図るため、老朽化した施設の改修、機械器工具の整備を実施する。</p>	31,368	
大分県生涯学習情報提供システム	<p>県民の多様な学習要求に応えるために、県立図書館が収集・整理した生涯学習情報をインターネットを通じ、広く県民に提供する。</p> <p>この情報提供サイトである「まなびの広場おいた」では、「人権教育」「成人教育」「女性教育」をキーワードに、学習・活動機会、行事・イベント情報、人材・講師情報、当センター所蔵資料情報などの検索機能を有し、これにより使用者に情報提供を行う。</p>	1,332	教育庁社会教育課

<p>「協育」ネットワーク連携促進事業</p>	<p>子どもへの学習活動や体験活動の提供を基本とする「協育」ネットワークを基盤とした学校教育活動の支援、地域の活力を人材の育成、家庭教育支援の推進体制の強化を図ることにより、社会全体の「協育」力の向上を図る。</p> <p>1 中学生学び応援教室 家庭での学習が困難な中学生に対し、地域住民・地元高校・大学生等の協力等による学習支援を行う。</p> <p>2 土曜アクティブ交流教室 子どもたちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材等、豊かな社会資源を活用して、体系的・継続的なプログラムや地域と連携した土曜日の教育支援体制等の構築を図る。</p> <p>3 小学生チャレンジ教室 放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の支援による勉強やスポーツ・文化活動等に取り組むことで、心豊かで穏やかな子どもたちの育成を目指す。</p>	76,894	
<p>市町村人権教育推進事業</p>	<p>市町村人権教育推進講座を実施することにより、市町村人権教育担当者の資質を高め、市町村の公民館講座等における学習機会・内容の充実を図るとともに、新たに人権教育指導者を養成する。</p> <p>市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育を支援する。</p>	1,640	<p>教育庁人権・同和教育課</p>

基本目標 II 男女が安心できる生活の確保

重点目標 1 生涯を通じた健康支援

主な取組 (1)生涯を通じた男女の健康の増進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
<p>生涯健康県おおいた21推進事業(生涯健康元気な食卓推進事業)</p>	<p>県の調査結果等から、食塩の過剰摂取や野菜・果物の摂取不足など生活習慣病に関連の深い様々な食生活上の問題が指摘されており、その食生活上の問題点を改善するため、食生活改善推進員によるバランスのよい献立の普及や調理実習などの実践を図り、県民の健康づくりを推進する。</p>	800	<p>健康づくり支援課</p>
<p>みんなで進める健康づくり事業</p>	<p>健康寿命日本一に向け、市町村や関係団体、企業等と一層連携して、野菜摂取促進や健康経営事業所の認定拡大事業等、健康づくりの裾野を拡大する。さらに、これまで健康に関心の薄かった人も自然と楽しく健康づくりができるようスマートフォンの健康ポイントアプリを本格運用する。</p>	23,159	
<p>健康増進事業</p>	<p>市町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業に要する経費の一部を補助する。</p>	36,498	
<p>国民健康保険基盤安定化事業</p>	<p>市町村が実施する特定健康診査、特定保健指導に係る費用の一部を負担する。</p>	160,422	<p>課 国保医療</p>

主な取組 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
周産期医療体制推進事業	ハイリスク妊婦や産科救急等周産期に関わる課題の検討を行い、周産期医療体制の強化を図るとともに、周産期母子医療センターの運営費等を補助する。	36,626	支援課 健康づくり
不妊専門相談センター運営事業	不妊に関する専門的な相談・指導・カウンセリング等を実施する。	5,413	こども未来課
不妊治療費助成事業	特定不妊治療等に伴う経済的負担を軽減し、子どもをみたい人が生めるような環境づくりを推進するため、医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象にその治療費を助成する。	235,519	
妊娠の悩み相談体制整備事業	妊娠について悩む者が早期に相談できる窓口を設置し、相談者をサポートする体制を整備する。	3,292	

主な取組 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
エイズ総合対策推進事業	エイズに関する普及啓発活動を実施するとともに検査医療体制の充実を図る。	2,171	支援課 健康づくり支
感染症予防対策事業 (性感染症検査事業)	不妊の原因の一つである性感染症の早期発見・早期治療を目的に保健所において検査を実施する。	1,266	

主な取組 (4) 医療分野における女性の参画の拡大

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
医療機関医師等支援事業	短時間正規雇用制度の導入により、女性医師の出産・育児等と勤務の両立を支援する医療機関に対し助成する。	12,004	医療政策課
看護職員充足対策事業 (大分県ナースセンター事業)	未就業の看護資格者の再就業を促進するためナースセンターの機能強化を図り、再就業、看護の普及啓発のための事業を実施する。	18,429	

重点目標 2 ドメスティック・バイオレンス (DV)、性犯罪等の被害者の支援

主な取組 (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
DV 被害者支援関係機関の連携	適切な被害者支援ができるよう、関係機関ネットワーク会議等を開催し、関係機関相互の連携強化を図る。	—	県民生活男女共同参画課

主な取組 (2) 性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
婦人保護施設費	性向または環境に照らして売春を行うおそれのある女子、暴力被害女性を收容保護し、必要な生活指導及び就労指導を行うことによって自立を支援する。	4,761	課 家庭支援・こども
性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターの運営	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び被害の潜在化防止を図るため、被害直後から中長期的な支援を総合的に受けることができるワンストップの支援窓口の運営を行う。	14,904	同参画課 県民生活

性犯罪・性暴力被害者への経済的支援	性犯罪・性暴力被害者を経済的に支援するため、医療費、カウンセリング料、弁護士相談費用等の助成を行う。	2,026	画 ブ ラ ザ 費 生 活 ・ 男 女 共 同 参
性犯罪・性暴力被害者支援関係機関連絡会議	性犯罪・性暴力被害者にワンストップでの支援を確実にを行うため、関係機関との連絡会議を開催する。	111	
被害者支援の強化 (被害者対策強化事業)	性犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減するためのカウンセリング料、初診料等を公費で負担する。	1,286	警察本部 広報課
性犯罪、ストーカー行為等への対応の推進	子供や女性を性犯罪等の被害から守るため、県下の声かけ事案等の前兆事案をいち早く集約・分析し、早期に行為者を特定して検挙や、指導・警告措置を講じる。 ストーカー事案被害者の安全確保を最優先に、関係機関との連携に留意しつつ、特定通報者登録等の適切な保護対策を実施するとともに、悪質な事案に対しては、事件検挙と警告等による事案の拡大防止、再被害防止を図る。	—	警察本部 生活安全企画課

重点目標 3 女性に対する暴力の予防啓発

主な取組 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり(関係機関・団体との連携強化)	被害者の多様なニーズに即した支援を実施するため、関係機関・団体の相談窓口担当者との情報交換会等を開催し連携の強化を図る。	—	画 ブ ラ ザ 男 女 共 同 参 消 費 生 活

主な取組 (2) 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
児童相談所費	中央児童相談所及び中津児童相談所において、児童に関するあらゆる相談に応じ、必要な調査、診断、判定を行い、それに基づき児童又はその保護者に対し適切な指導や措置を実施する。	56,954	こ ど も ・ 家 庭 支 援 課
童一時保護所費	緊急に保護を要する児童を一時的に保護し、行動観察、短期入所指導を実施する。	12,059	
子どもの虐待防止ネットワーク強化事業	児童虐待の防止、早期発見・早期対応をさらに推進するため、児童相談所及び市町村の体制強化並びに地域におけるネットワーク体制の強化等を図る。	8,587	
いつでも児童相談体制整備事業	児童問題の複雑化、多様化に対応し、児童や家族などの悩みや相談に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を実施する。 また、フリーダイヤル化による24時間・365日の相談体制を整えることで、虐待の未然防止と迅速な対応を実現する。	30,960	
地域防犯力強化育成事業	1 防犯情報等の提供 被害防止のため、防犯マップ「みはるちゃん」や情報配信システム「まもめーる」による子どもへの声かけ事案発生等の情報提供を実施する。 2 スクールサポーターの配置等 子どもの登下校時におけるパトロール活動等を行うスクールサポーターを配置し、通学路等での安全確保に努める。	20,375	課 活 安 全 企 画 警 察 本 部 生

防犯ボランティア連携強化事業	地域の防犯環境整備促進モデル事業等 県下の小学校区単位から防犯対策を実施する 10 地区を公募により選定し、通学路の環境整備等の活動について奨励金を交付する。	2,517	
インターネット上の被害防止対策	1 警察官による不定期のサイバー補導により、性的被害の未然防止を図る。 2 有害サイトへのアクセスを防ぐフィルタリングを促進するため、地域の非行防止活動を行う少年警察ボランティアを中心に広報啓発資料を配布する。	757	年課 警察本部少
スクール・セクハラ防止対策事業	相談窓口を設置し、防止に向けた資料の作成、配布や、相談対応向上に向スクール・セクハラ相談窓口を設置し、児童生徒、保護者等からの相談を受け付ける。 また、防止に向けた啓発資料の作成・配付や、防止に対する意識の高揚を図るための研修を実施する。	534	人権・同和教育課 教育庁

基本目標 Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組(1) 審議会等への女性の参画促進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画推進本部の開催	男女共同参画に関して総合的かつ効果的な対策を推進するため、審議会等における女性委員の登用促進について全庁体制で取り組む。	—	同参画課 活・男女共 県民生

主な取組(2) 役職・管理職等への女性の登用促進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性が輝くおおい推進会議	自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分発揮される、活力ある大分県の実現を図るため、経済団体と県が連携して女性の活躍を推進する。 (1) トップセミナー等の開催 (2) 「女性活躍推進宣言」作成のためのアドバイザー派遣 (3) 「女性活躍推進宣言」優良企業表彰・成功事例女性活躍ロールモデル集作成 (4) 働く女性のキャリア形成支援	4,591	消費生活・男女共同参画プラザ
女性リーダーセミナー	女性のスキルアップや活躍を推進するため、企業から推薦を受けた「管理職の女性」と「これからリーダーとして活躍の期待される女性」を対象とした「女性リーダーセミナー」を実施する。	1,100	

重点目標 2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

主な取組 (3) ポジティブ・アクションの推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
働きたい女性のための託児サービス	子育て中の女性の求職活動を支援するため、託児サービスを実施する。	3,732	共同参画プラザ 消費生活・男女

女性のチャレンジサイト運営	様々な分野でチャレンジしたい女性に対して、各支援機関の情報や活動事例を一元的に情報提供する。	—	
女性が輝くためのエンパワーメント支援	セミナーを通じて女性の不安解消、自信回復、モチベーションアップ等を行い社会参画を促進する。	1,240	
女性のスキルアップ総合支援事業（女性の再就職チャレンジ支援事業）	<p>(1) 託児サービス付き職業訓練の実施 職業訓練を受講しやすい環境のさらなる整備を図るため、託児サービスを付加した職業訓練を実施する。</p> <p>(2) 女性を対象とした職業訓練 母子家庭の母等に対する職業訓練機会の確保を図るため、母子家庭の母等を対象とした委託職業訓練を実施する。</p> <p>(3) 女性限定短時間職業訓練 育児や介護等に従事する女性を対象に、育児等に配慮した時間設定の職業訓練を実施する。</p>	19,914	雇用労働政策課
女性のスキルアップ総合支援事業	<p>(1) 働きたい女性応援サイトの製作、情報発信 「おおいた働きたい女性応援サイト」を製作するほか、SNS広告等を活用して県の支援策やサイトの周知を行う。</p> <p>(2) 再就職支援セミナー 再就職の不安解消に向けて、就職に役立つ講座やキャリアコンサルティングを行う。</p> <p>(3) 働きたい女性向け合同企業説明会 子育てに理解のある企業等のプレゼン・個別説明(ブース)を行う。</p> <p>(4) 子育てママの仕事復帰応援事業 女性の職場復帰に必要となる基礎知識やビジネスマナー等の研修を実施するとともに、仕事と家庭を両立できる企業での1か月間の就業体験とその後のフォローアップを民間企業に委託して実施する。</p>	12,771	

主な取組 (4) 女性の能力発揮促進のための支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
小規模事業経営支援事業 (次世代地域活性化事業)	商工業に携わる女性が経営に関するノウハウを学ぶとともに、地域貢献を行うリーダー育成のための取組や、女性部が主体となって行う地方創生に繋がる取組を支援する。	5,269	商工労働企画課
おおいたスタートアップ支援事業（女性起業家創出促進事業）	女性起業家ネットワークの構築やセミナー、カンファレンス、ビジネスアイデアコンテスト等を通じて、女性のチャレンジを促進し、女性ならではのアイデアを生かしたビジネス創出を図る。	6,966	経営創造・金融課

<p>地域活づくり総合補助金 (チャレンジ支援事業) (地域創生事業)</p>	<p>地域の様々な主体が地域資源を活かして行う地域の活づくりに向け、振興局で迅速かつきめ細かく柔軟にワンストップで支援し、地域活力の維持、発展を図る。</p> <p>チャレンジ支援事業は、本格的な事業実施前の調査研究や試行など新たな事業活動への挑戦を支援する。</p> <p>地域創生事業は地域の様々な主体が行う地域創生に資する地域の活づくりに向けた取組を支援する。</p> <p>○チャレンジ支援事業 補助率 3/4以内 限度額 200万円 ○地域創生事業 補助率 1/2以内 限度額 3,000万円 (特認事業は、補助率 2/3以内、限度額 5,000万円/単年度) (※市町村を事業主体とする取組 補助率 1/3以内等)</p>	<p>500,000</p>	<p>観光・地域局 地域活力応援室</p>
<p>やさしさライフビジネス支援資金</p>	<p>起業により経済的自立を図ろうとする女性等や、女性等に雇用の場を提供する事業を営む者に対する融資の貸付原資を預託する。</p> <p>融資条件 (1)融資限度額 設備 500万円 運転 500万円 (2)融資利率 融資実行日の大分県信用組合短期プライムレート (3)融資期間 設備7年以内(うち措置1年以内) 運転5年以内(うち措置1年以内) (4)連帯保証人 (法人)代表者のみ (個人)1名必要 (5)融資金融機関 大分県信用組合</p>	<p>55,000</p>	<p>経営創造・金融課</p>

主な取組 (5)女性の就業継続、再就職のための支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
<p>労働福祉金融対策事業</p>	<p>育児・介護休業者生活資金貸付金</p> <p>1 事業内容 県と九州労働金庫が協力して育児休業又は介護休業期間中に必要とする生活資金を融資する。</p> <p>2 対象 (1) 県内に勤務先又は住所がある者 (2) 育児休業又は介護休業を取得中の者又は取得する者で同一事業所に復職する者 (3) 原則として、申込み時において勤務先に1年以上勤務している者</p> <p>3 実施時期 通年 4 融資限度額 100万円 5 融資の申込先 九州労働金庫</p>	<p>961</p>	<p>雇用労働政策課</p>
<p>おおいた若者就職・定着応援事業</p>	<p>若年求職者の早期就職並びに職場定着を推進するため、「ジョブカフェおおいた」の運営を行い、相談やセミナーにより若者の就職意欲の喚起や職業意識の醸成を図る。</p>	<p>42,528</p>	

地域子ども・子育て支援事業	<p>子育て家庭の多様な保育ニーズに応えるため、子ども・子育て支援新制度に基づき、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等に要する経費を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・実費徴収に係る補給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	461,492	こども未来課	
子育て支援従事者研修事業	<p>放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等、子ども・子育て支援事業に従事する者の資質向上を目的とし、研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員研修 ・子育て支援員研修 ・家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）の取組強化 	3,167		
子育て支援対策充実事業	<p>子育て環境の充実を図るため、保育所・認定こども園の整備を実施する市町村に対し助成するとともに、市町村が実施する子育て支援事業に対し助成する。</p>	410,380		
保育所運営費	<p>子ども・子育て支援新制度に基づき、保育の充実を図るため、保育所の運営や小規模保育等に要する経費を負担する。</p>	3,563,571		
認可外保育施設衛生・安全対策等推進事業費	<p>仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育対策総合支援事業 認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員の健康診断に要する経費を助成する。 2 保育従事者資質向上推進事業 大分県保育連合会に委託して、保育士等を対象とした研修を実施する。 3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 認可外保育施設に勤務する調理担当職員の検便検査及び入所児童の健康診断に要する経費を助成する。 	1,414		
放課後児童対策充実事業	<p>放課後の子どもたちが、安全で健やかに過ごせる活動拠点を地域社会の中で確保するため、総合的な放課後対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業運営費補助 ・放課後児童クラブ保護者負担金減免事業 ・放課後児童クラブ運営強化事業 	698,560		

病児保育充実支援事業	<p>病気の子どもを預けられる場所を増やすとともに、病児保育施設職員への研修を行うことで、保護者が安心して預けられる環境づくりを行い、仕事と子育ての両立を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育施設運営費補助事業 ・病児・病後児保育研修事業 ・ファミリー・サポート・センター事業対応強化 	103,261	
認定こども園運営費	<p>子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育の充実を図るため、認定こども園の運営に要する経費を負担する。</p>	3,093,373	

重点目標 3 ワークライフバランスの実現

主な取組 (1)長時間労働の抑制等の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
働き方改革推進事業	<p>長時間労働の是正、多様な制度を用いた柔軟な勤務体制の整備など、だれもが働きやすい職場環境づくりへの取組、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推進することで、優秀な人材の確保、定着を図る。</p> <p>(1) 働き方改革推進会議 働き方に関する諸テーマについて議論し方向性を打ち出すとともに機運醸成を行う。 ・推進会議(年1回) ・トップセミナー(年1回)</p> <p>(2) 「おおいた働き方改革」経営者勉強会 経営者等を対象とした働き方改革についての勉強会を開催する。</p> <p>(3) 「おおいた働き方改革」推進リーダー養成講座: 3回1コース 企業において、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革に中心となって取り組むリーダーを養成する。</p> <p>(4) 「おおいた働き方改革」実践推進事業 働き方改革コンサルタントが長期間企業をサポートする。</p> <p>(5) おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)認証制度の普及事業 少子化に歯止めをかけるために次世代育成支援対策推進法が施行され一般事業主行動計画の策定が進められているが、策定が努力義務である中小企業(従業員100人以下)における取組が遅れているため、「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」の認証制度により、行動計画策定を推進する。</p> <p>(6) ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み優れた成果が認められる企業を表彰する。</p>	14,861	雇用・労働政策課

主な取組 (2) 多様で柔軟な働き方の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性のスキルアップ総合支援事業（在宅ワーク推進事業）	<p>①在宅ワーク啓発セミナー 就業希望者向けに在宅ワークに関する基礎知識や具体事例、仕事内容を紹介する。また、企業に対しても在宅ワークの活用について啓発する。</p> <p>②在宅ワーカー養成講座 在宅ワーカーを希望し、受講後在宅ワーカー登録して仕事の受注ができる方を対象に、養成講座を実施する。</p> <p>③在宅ワークマッチング交流会 在宅ワーカーと在宅ワークを発注したい県内企業等とのマッチングを行う。</p>	10,985	雇用労働政策課

主な取組 (3) 男性の子育てや介護等への参画の促進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
地域介護予防推進事業	住民主体による地域に根ざした介護予防活動の展開及び介護サービス事業所の自立支援型サービスに係る技術向上等を推進し、市町村が体系的に介護予防のマネジメントを行えることで、地域住民の要介護状態への移行・悪化防止を図る。	4,246	高齢者福祉課

重点目標 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

主な取組 (2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
農山漁村女性・若者活動支援資金貸付事業	<p>農山漁村の女性・若者に対し、無利子で貸付を行うことにより、近代的な農業経営を担うにふさわしい女性や後継者等の育成と、その就業環境の整備を図る。</p> <p>(新規貸付枠)・女性活動資金 30,000 ・若者育成資金 60,000 ・農山漁村ツーリズム推進資金 30,000</p>	262,589	団体指導・金融課
農山漁村男女共同参画キャリアアップ促進事業	農林水産業の担い手として、農業経営や起業活動等に主体的に取り組む農山漁村女性を育成することを目的として、各種研修会の開催、消費者交流や実践の支援、県外研修への派遣を実施する。	2,070	新規就業・経営体支援課

次世代農山漁村女性リーダー育成事業	<p>若い世代の農山漁村女性が経営の中で十分に能力を発揮し、経営の強化・発展や農山漁村の活性化を図るため、ネットワーク化により若い世代の経営参画意欲を向上させる。また、資質向上により次代のリーダーを育成する。</p> <p>(1)食を活かした農山漁村女性活動支援事業 農山漁村女性団体等が行う食を活かした地域活性化のための食イベントへの出店や備品整備に対して支援を行う。</p> <p>(2)次世代女性農業経営士養成事業 女性農業者に対し経営者マインド、販売戦略、労務・財務管理等に関する講座や優良事例の現地視察を実施し、自らの経営ビジョンを実践できる経営者としての資質向上を図る。</p> <p>(3)活躍する若い農山漁村女性モデル育成事業 意欲ある若手女性農業者の経営目標の実現に向けて、専門家派遣や先輩女性の企業現場での学習、全国的な研修会への派遣を実施する。</p> <p>(4)託児等支援体制の整備 若い農山漁村女性が研修に参加しやすい環境を整えるため、託児等支援体制を整備する。</p>	5,207	新規就業・経営体支援課
女性職員の組合経営会議等の参加促進	森林組合女性職員の経営会議等への参加を要請する。	—	課 林務管理

重点目標 5 男女が共に支える地域づくりの推進

主な取組 (1)地域における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性消防防災力確保対策事業	女性消防団員の新規採用を検討している市町村へ装備品購入経費を補助する。	800	消防保安室

主な取組 (3)防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
被災者に対する支援体制の強化	南海トラフ地震等の大規模災害に備え、女性警察官の避難所訪問等による被災者からの相談受理や防犯上のアドバイス等を通じた被災者の不安感の解消や心のケアが実効性の高いものとなるよう女性警察官の知識、対応能力を向上するための研修会や訓練等を計画的に推進し、被災者に対する支援体制の強化を図る。	—	警察本部警備第二課

主な取組 (4) 環境分野における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
おおいとうつくし作戦推進事業	環境保全活動を通じて地域活性化を図り、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした県民運動「おおいとうつくし作戦」を推進するため、地域住民等と協働し地域の特性に応じた環境保全活動を行う「まちづくり（地域活性化）」、環境教育による県民の環境保全意識の更なる醸成を図る「ひとづくり（人材育成）」、環境保全活動への参加を呼びかけ、推進隊の構成員の確保などを行う「なかまづくり（活動基盤強化）」などの事業を実施する。	17,224	うつくし作戦推進課
未来の環境を守る人づくり事業	県に寄附されたレジ袋無料配布中止の取組による収益金を活用し、地域での環境保全活動の支援や就学前幼児向け環境劇の公演及び環境ワークショップを実施する。 地域や学校等が行う環境講演会等に講師を派遣する環境教育アドバイザー制度の充実及び周知を図り、環境教育を推進する。	18,506	

推進体制

主な取組 (1) 県の推進体制

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画審議会の開催	男女共同参画に関する重要事項について審議する大分県男女共同参画審議会を開催する。	507	県民生活・男女共同参画課
県の施策等に関する申し出の処理	大分県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する申し出を受け、その申し出内容について専門的に調査するための男女共同参画苦情処理委員を配置し申し出等の処理を行う。	48	
プラン年次報告	県内の男女共同参画の推進状況や男女共同参画の推進に関する県の施策について関連事業計画をまとめ、報告書を作成し、公表することにより、県民の男女共同参画社会についての理解と関心を深め、行政機関や民間団体との協働及び連携促進を図る。	—	
計画の進行管理	計画の着実な推進を図るため、計画の進行管理は大分県男女共同参画推進本部が行うこととし、設定された数値目標等により男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を把握する。 毎年度、男女共同参画の推進状況等について報告書を作成するとともに、各年度における関連事業計画をまとめ公表する。	—	

主な取組 (2) 消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)の機能強化

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性の総合相談	専門の相談員が、女性の抱える様々な問題や悩みに関する相談に対応するため「女性の総合相談」窓口での相談を実施する。	6,801	消費生活・男女共同参画プラザ

主な取組 (3) 市町村の推進体制の整備

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
市町村担当職員研修会	市町村職員の男女共同参画に関する知識の習得と能力の向上を図り、男女共同参画に関する条例の制定及び計画の策定、男女共同参画施策の推進等、市町村における男女共同参画行政を推進する。	208	県民生活・男女共同参画課

【2】平成30年度 大分県DV対策基本計画に関する事業

基本目標 1 暴力根絶のための啓発と教育の充実

重点施策 1 暴力を許さない社会基盤の醸成

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン事業	11月12日～25日までの運動期間中を中心に、各市町村と協力し、街頭啓発やパープルライトアップ等を実施する。	750	消費生活・男女共同参画プラザ
市町村人権教育推進事業	市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」や「子どもの人権」に関する人権教育を支援する。	427	教育庁人権和・教育課

重点施策 2 若年者に対する人権教育・DV予防啓発の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
若者向けDV啓発講座	<p>DVのない社会を実現するためには、未来の加害者・被害者を生まないための若い世代からの人権教育・男女平等教育が極めて重要である。近年は「デートDV」と呼ばれる若いカップルの間の暴力も問題となっているため、中学生、高校生、大学生及び生徒の指導にあたる教員、保護者等に対して、暴力の加害者にも被害者にもならない、対等な立場で相手も自分自身も尊重できる関係のつくり方について学ぶ機会を提供する。</p> <p>・デートDV防止研修会 時期：5月～3月 場所：県内の中学、高校、大学 等 内容：講演</p>	1,0461	消費生活・男女共同参画プラザ
予防教育指導者養成研修	<p>若年者間で増加しているデートDVについて、中学校の教員に対し、予防教育の必要性や生徒への適切な対応等について理解を促すとともに、予防教育授業の進め方等を学ぶことにより、予防教育講座を担うことができる人材を育成する。</p> <p>時期：8月 1回実施 場所：消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）</p>	243	消費生活・男女共同参画プラザ
人権教育振興費	<p>大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」や「子どもの人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進する。</p> <p>学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」や「子どもの人権」といったテーマで行われる人権教育を支援する。</p>	—	教育庁人権・同和教育課

重点施策 3 DVに関する調査・研究

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
精神保健福祉センター運営事業	<p>精神保健福祉センター、保健所において、加害者の暴力の背景から何らかの精神的要因があると思われる場合に、加害者からの相談に応じる。</p>	—	障害福祉課

基本目標Ⅱ 迅速な通報・相談しやすい体制づくり

重点施策 4 迅速な通報につながる体制整備

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
NPOとの協働によるDV啓発事業	<p>DV被害者の発見や通報等初期の支援に携わる可能性の高い職務関係者に対して、DV防止法、DVの基礎知識、DV被害者支援等に関する研修を実施する。</p> <p>実施方法：NPO法人えばの会へ委託</p>	335	消費生活・男女共同参画プラザ
人権教育振興費	<p>大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」や「子どもの人権」に関連してDVや児童虐待等の問題児童虐待の問題について取扱い、防止のための啓発を進める。</p>	—	教育庁人権・同和教育課

重点施策 5 相談体制の充実・強化

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
配偶者暴力相談支援センター設置事業	配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターを婦人相談所に設置し、電話相談員等を配置する。 ・ 休日夜間電話相談員、心理療法担当職員の配置 ・ 弁護士による法律相談の実施 ・ 一時保護委託の実施	19,854	こども・家庭支援課
DV相談事業	配偶者からの暴力に対する相談対応や自立支援の態勢強化を図るため、平成21年度からアイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定し、「女性の総合相談」事業とあわせて、専門の相談員がDVに係る相談対応を行う。	6,801	消費生活・男女共同参画プラザ
警察の相談体制の充実 (警察安全相談対策事業)	全警察署に警察安全相談係を設置するとともに、大規模警察署には警察安全相談員を配置し、相談体制の充実を図る。	18,288	警察本部広報課

重点施策 6 相談従事者等の資質の向上

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
相談従事者に対する研修の充実	相談担当警察職員及び警察安全相談員の相談技術の向上を目的とした研修を実施する。 ・ 相談担当警察職員等に対する集合研修を実施 ・ 相談担当係長研修会の実施 ・ 警察安全相談員研修会の実施	—	警察本部広報課
アイネスDV対策機能の強化	相談員の資質の向上のために、スーパーバイザーから指導を受けるスーパービジョンの実施。	138	消費生活・男女共同参画プラザ
相談員の研修	相談員に対する研修 配偶者暴力相談支援センター及び市町村の相談員の資質向上のため、経験年数等に応じた研修を実施する。 ・ 初任者研修 年1回 ・ ブロック別研修 (東部・北部・中部地区 各1回) ・ 中堅者研修 大分市	347	消費生活・男女共同参画プラザ

重点施策 7 外国人・障がい者・高齢者への配慮

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
国際交流プラザ生活支援事業)	(1) 在住外国人無料生活相談 (2) タガログ語相談 (3) 中国語相談 (4) 国際交流プラザでボランティア通訳・翻訳者を登録し手配・派遣を実施する。	—	国際政策課
高齢者権利擁護等推進事業	介護事業所・施設において、高齢者虐待防止の取組を推進する指導的立場にある者及び介護保険施設に勤務する看護師に対する研修等を実施するとともに、地域包括支援センターを中心とした地域における権利擁護の取組みを支援するため、権利擁護に関する専門職域団体による相談体制を整備する。	3,486	高齢者福祉課

基本目標 Ⅲ 安全で安心できる保護体制づくり

重点施策 8 緊急時の安全確保

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
一時避難場所の確保に要する費用の公費負担	ストーカー事案及びDV事案その他の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者(被害を防止するため避難が必要であると認められる被害者の家族及び被害者と密接な関係を有する者を含む。)が一時的に避難する場合に、避難する場所を確保するために必要となる費用を公費負担することにより、その経済的負担及び精神的負担を軽減する。	600	警察本部生活安全企画課

重点施策 9 一時保護体制の充実

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
婦人相談所費	DV被害者の早期発見に努め、広く相談に応じるために婦人相談所を運営する。	7,545	こども・家庭支援課
婦人一時保護所費	婦人一時保護所において、DV被害女性を婦人保護施設へ収容、又は関係機関へ移送するまでの間、或いは短期間の更正指導を必要とする場合に一時的に保護する。	10,761	

重点施策 10 保護命令発令に対する適切な対応

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
保護命令発令に対する警察対応	保護命令発令時には、加害者に面接のうえ、警告を行い、再発防止を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携し、被害者に対する支援や定期連絡の実施等の確な保護対策を実施する。	—	警察本部生活安全企画課

重点施策 11 被害者への心理的支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
被害者への自立支援	被害者の回復のために臨床心理士によるカウンセリングを実施する。	160	消費生活・男女共同参画プラザ

基本目標 Ⅳ 被害者の自立に向けた支援の展開

重点施策 12 同伴児等への支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
児童相談所費	児童虐待防止法では、子どもの面前で行われるDVは児童虐待に含まれると規定している。このため、DV被害者の同伴児童について、児童相談所と連携をとり、児童の処遇協議を行い、必要な心理ケアや支援方針の決定、一時保護所への入所等について対応する。	56,954	援課
児童一時保護所費	児童虐待防止法では、子どもの面前で行われるDVは児童虐待に含まれると規定している。このため、DV被害者の同伴児童について、児童相談所と連携をとり、児童の処遇協議を行い、必要な心理ケアや支援方針の決定、一時保護所への入所等について対応する。	12,059	こども・家庭支

子どもの虐待防止ネットワーク強化事業	児童虐待の防止、早期発見・早期対応をさらに推進するため、児童相談所及び市町村の体制強化並びに地域におけるネットワーク体制の強化等を図る。	8,587	
いつでも児童相談体制整備事業	児童問題の複雑化、多様化に対応し、児童や家族などの悩みや相談に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を実施する。 た、フリーダイヤル化による24時間・365日の相談体制を整えることで、虐待の未然防止と迅速な対応を実現する。	30,960	

重点施策 13 生活基盤確立のための支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
県営住宅等管理対策事業	住宅に困窮し、婦人相談所の一時保護を受ける等一定の要件を満たすDV被害者に対して、県営住宅の目的外使用（最長1年）を許可する。 また、住宅に困窮する実情や収入、県営住宅のストック状況を勘案の上、DV被害者の申請により使用許可期間を最長6ヶ月間延長する。 DV被害者から県営住宅への入居申込がある場合、居住の安定及び自立を支援するため、一般の申込者より当選確率を高くするなど優先的な取扱をする。	—	公営住宅室
被害者への自立支援	被害者が自立し生活を再建するために必要となる住宅確保のための家賃・敷金等の助成及び就職活動で、保育所を利用する場合の託児費用の助成を実施する。	800	消費生活・男女共同参画

重点施策 14 地域でのフォローアップの充実

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
被害者サポート事業	被害者が地域で生活していく中で孤立をしないよう、相談・交流・情報交換を行うサポート事業を実施する。	296	消費生活・男女共同参画
市町村人権教育推進事業	市町村人権教育推進講座（指導者養成・指導者スキルアップコース）において、「女性の人権」や「子どもの人権」といった観点から研修する時間を設定し、市町村人権教育担当者等の資質を高め、公民館講座等における学習機会・内容の充実を図る。	1,213	教育庁人権・同和教育課

基本目標 V 推進体制の整備

重点施策 16 市町村の被害者支援体制の整備への支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
市町村DV被害者支援推進体制の整備	市町村において、適切な被害者支援ができるよう、DV担当窓口の設置、DV基本計画策定、DV支援センターの設置などを働きかけるとともに、体制整備の支援を実施する。 ・担当課長及び担当職員研修会 時期：5月	—	県民生活・男女共同参画課

重点施策 17 NPO等民間団体との連携と協働

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
民間シェルターへの財政支援	民間シェルターの運営に要する経費を補助する。	1,201	県民生活・男女共同参画課

<p>女性の権利110番事業(弁護士による無料相談事業)</p>	<p>弁護士による女性に対する暴力(DV、セクハラ、ストーーカー行為等)、夫婦間の問題等女性の権利一般に関する無料電話・面接相談を実施する。 時期：6月25日(土)10:00~15:00 場所：消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)</p>	<p>—</p>	<p>消費生活・男女共同参画プラザ</p>
<p>DVに関する研修会等の広報・啓発及び活動支援</p>	<p>民間団体等が主催するDVに関する研修会及び講演会等イベントの後援や広報協力など民間団体の活動を支援する。</p>	<p>—</p>	

第 6 部

市町村の

男女共同参画の推進状況

男女共同参画社会の形成の促進のためには、地域社会や家庭生活といった県民生活に密着した市町村において、地域の実情を踏まえた取組を進めていく必要があります。ここでは市町村における男女共同参画の推進状況を示しています。

1 市町村男女共同参画行政担当窓口

(平成30年4月現在)

市町村	担当課(室)	電話番号(内線)
大分市	文化国際課 男女共同参画センター	097-574-5577
別府市	自治振興課 男女共同参画推進室	0977-21-1141
中津市	人権・同和対策課	0979-22-1229
日田市	まちづくり推進課	0973-22-7515
佐伯市	人権・同和対策課	0972-22-4059
臼杵市	同和人権対策課	0972-86-2730
津久見市	市民生活課兼人権対策室	0972-82-4111
竹田市	人権・同和対策課	0974-63-4820
豊後高田市	人権・同和対策課	0978-24-0007
杵築市	人権・同和対策課	0978-62-4799
宇佐市	人権啓発・部落差別解消推進課	0978-32-1111(332)
豊後大野市	人権・部落差別解消推進課	0974-22-1001(2491)
由布市	総務課	097-582-1111(206)
国東市	政策企画課	0978-72-5161
姫島村	総務課	0978-87-2281(214)
日出町	総務課	0977-73-3150・
九重町	総務課	0973-76-3800
玖珠町	人権同和啓発センター	0973-72-0886

2 男女共同参画推進条例制定市町村

(平成30年4月現在)

市町村	条例の名称	公布日	施行日
豊後大野市	豊後大野市男女共同参画推進条例	17.7.19	17.7.19
由布市	由布市男女共同参画推進条例	17.10.1	17.10.1
別府市	別府市男女共同参画推進条例	18.3.8	18.3.8
杵築市	杵築市男女共同参画推進条例	18.3.24	18.3.24
国東市	国東市男女共同参画推進条例	18.3.31	18.3.31
日出町	日出町男女共同参画推進条例	18.7.4	18.7.4
大分市	大分市男女共同参画推進条例	18.6.27	18.10.1
竹田市	竹田市男女共同参画推進条例	19.3.27	19.4.1
佐伯市	佐伯市男女共同参画社会推進条例	19.3.30	19.7.1
玖珠町	玖珠町男女共同参画推進条例	20.3.28	20.4.1
日田市	日田市男女共同参画推進条例	21.9.28	21.10.1
津久見市	津久見市男女共同参画推進条例	23.3.25	23.4.1
豊後高田市	豊後高田市男女共同参画推進条例	25.3.19	25.4.1
宇佐市	宇佐市男女共同参画推進条例	25.3.21	25.4.1
臼杵市	臼杵市男女共同参画推進条例	25.4.1	25.4.1
姫島村	姫島村男女共同参画推進条例	26.3.17	26.4.1
九重町	九重町男女共同参画推進条例	26.3.24	26.3.24
中津市	中津市男女共同参画推進条例	27.3.17	27.4.1

3 男女共同参画計画策定市町村 (平成30年4月現在)

市町村	計画の名称	策定年月
大分市	第3次おおいた男女共同参画推進プラン	29年 3月
別府市	第2次別府市男女共同参画計画 (湯のまち「べっぷ」第2次男女共同参画プラン)	23年 4月
中津市	男女共同参画計画「第2次ともに生き生きプランなかつ」	27年 3月
日田市	第2期日田市男女共同参画基本計画	23年 3月
佐伯市	第3次佐伯市男女共同参画計画	26年 3月
臼杵市	第2次臼杵市男女共同参画基本計画	29年 3月
津久見市	津久見市男女共同参画基本計画	22年 3月
竹田市	第2次男女共同参画プランたけた	29年 3月
豊後高田市	豊後高田市男女共同参画計画	26年 3月
杵築市	杵築市男女共同参画プラン	25年 3月
宇佐市	第2次宇佐市男女共同参画プラン	25年 3月
豊後大野市	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画	28年 3月
由布市	由布市第2次男女共同参画プラン	28年 3月
国東市	第2次国東市男女共同参画計画	29年 3月
日出町	第2次日出町男女共同参画基本計画	28年 4月
九重町	新ここのえ男女共同参画プラン	28年 4月
玖珠町	玖珠町男女共同参画プラン(第2次計画)	23年 4月
姫島村	姫島村男女共同参画基本計画	26年 3月

4 男女共同参画に関する宣言市町村

(平成30年4月現在)

市町村	計画の名称	宣言年月
別府市	湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言	16年 9月
豊後大野市	豊後大野市男女共同参画都市宣言	22年 5月

5 男女共同参画行政関係施策の推進状況

(平成29年4月現在)

市町村	所管課	条例制定	計画策定	庁内連絡 会議等	諮問機関、 懇談会等	職員 研修
		制定年月	策定年月	設置年月日	設置年月日	
大分市	男女共同参画センター	H18.10.1	H21.3	H10.4.1	H18.10.1	○
別府市	男女共同参画推進室	H18.3.8	H23.4	H14.10.1	H18.7.28	○
中津市	人権啓発推進課	H27.4.1	H16.3	H13.6.5	H16.7.5	×
日田市	まちづくり推進課	H21.10.1	H23.3	H13.5.10	H22.1.1	○
佐伯市	人権・同和対策課	H19.7.1	H26.3	H20.7.4	H20.8.26	×
臼杵市	同和人権対策課	H25.4.1	H19.3	H17.1.1	H19.6.20	○
津久見市	市民生活課兼人権対策室	H23.4.1	H22.3	H23.4.1	H23.4.1	○
竹田市	人権・同和対策課	H19.4.1	H19.3	H18.9.1	H18.9.29	○
豊後高田市	人権・同和対策課	H25.4.1	H26.3	H26.2.4	H20.4.1	×
杵築市	人権・同和対策課	H18.3.24	H25.3	H24.7.11	H24.9.20	○
宇佐市	人権同和啓発課	H25.4.1	H25.3	H17.12.22	H25.7.1	○
豊後大野市	人権推進同和対策課	H17.7.19	H19.2	H18.5.8	H18.3.1	○
由布市	総務課	H17.10.1	H20.3	H18.10.1	H18.6.1	×
国東市	政策企画課	H18.3.31	H24.9	H25.4.1	H19.5.7	○
姫島村	総務課	H26.4.1	H26.3	H26.3.17	—	×
日出町	総務課	H18.7.4	H22.5	H22.4.1	H18.7.4	×
九重町	総務課	H26.3.24	H18.10	H19.4.1	H19.4.1	×
玖珠町	人権同和啓発センター	H20.4.1	H23.4	H21.4.1	H18.4.1	×
合計	18	18	18	18	17	10

資料：平成28年度内閣府調査

6 市町村議会における女性議員の状況・市町村における審議会等の女性委員の状況

(平成28年4月現在)

市町村	市町村 議会議員		委員会・審議会等の委員						女性委員 の割合
			地方自治法180条の5		地方自治法202条3		計		
	総数(人)	女性数(人)	総数(人)	女性数(人)	総数(人)	女性数(人)	総数(人)	女性数(人)	
大分市	44	2	61	10	1,008	302	1,069	312	29.2%
別府市	25	0	34	7	412	70	446	77	17.3%
中津市	26	5	61	10	739	220	800	230	28.8%
日田市	21	0	56	9	586	116	642	125	19.5%
佐伯市	26	1	57	5	840	263	897	268	30.0%
臼杵市	18	1	46	10	269	89	318	99	31.1%
津久見市	14	1	244	76	244	76	488	152	19.7%
竹田市	18	1	52	8	421	85	473	93	19.7%
豊後高田市	18	2	43	6	210	64	253	70	27.7%
杵築市	18	0	28	3	292	56	320	59	18.4%
宇佐市	24	2	54	5	522	134	576	139	24.1%
豊後大野市	22	1	54	11	410	150	465	166	35.7%
由布市	19	3	28	7	341	74	369	81	22.0%
国東市	18	1	33	3	687	199	720	202	28.1%
姫島村	8	0	21	4	116	17	137	21	16.4%
日出町	16	1	35	3	233	41	268	44	16.4%
九重町	13	2	35	7	154	35	189	42	22.2%
玖珠町	14	1	33	9	268	66	306	75	24.5%
合計	360	24	975	193	7,752	2,057	8,736	2,255	25.8%

資料：平成29年度内閣府調査

7 市町村管理職職員の状況

(平成 29 年 4 月現在)

市町村	管理職総数(人)	うち女性 管理職数 (人)	女性 比率	うち一般行政職		
				管理職総数(人)	うち女性 管理職数(人)	女性 比率
大分市	159	12	7.5%	133	10	7.5%
別府市	88	7	8.0%	68	5	7.4%
中津市	111	16	14.4%	73	10	13.7%
日田市	80	13	16.3%	79	13	16.5%
佐伯市	63	4	6.3%	44	2	4.5%
臼杵市	40	2	5.0%	32	1	3.1%
津久見市	24	1	4.2%	20	1	5.0%
竹田市	50	5	10.0%	38	4	10.5%
豊後高田市	33	2	6.1%	25	1	4.0%
杵築市	28	2	7.1%	25	1	4.0%
宇佐市	57	7	12.3%	48	7	14.6%
豊後大野市	24	2	8.3%	18	0	0.0%
由布市	45	1	2.2%	31	0	0.0%
国東市	46	5	10.9%	45	2	4.4%
姫島村	19	2	10.5%	18	2	11.1%
日出町	27	4	14.8%	23	3	13.0%
九重町	26	4	15.4%	26	4	15.4%
玖珠町	22	1	4.5%	22	1	4.5%
合計	942	90	9.6%	768	67	8.7%

資料：平成 29 年度内閣府調査

8 自治会組織の代表者の状況

(平成29年4月現在)

市町村	自治会組織の代表者数		
	総数(人)	女性数(人)	比率
大分市	688	25	3.6%
別府市	145	4	2.8%
中津市	383	20	5.2%
日田市	163	1	0.6%
佐伯市	370	7	1.9%
臼杵市	304	8	2.6%
津久見市	31	0	0.0%
竹田市	356	15	4.2%
豊後高田市	164	3	1.8%
杵築市	172	5	2.9%
宇佐市	346	5	1.4%
豊後大野市	206	3	1.5%
由布市	150	3	2.0%
国東市	130	2	1.5%
姫島村	6	0	0.0%
日出町	76	0	0.0%
九重町	135	1	0.7%
玖珠町	281	11	3.9%
合計	4,106	113	2.8%

資料：平成29年度内閣府調査

9 平成 29 年度市町村の男女共同参画関連事業及び職員研修の実施状況

市町村	事業名・行事名	時期	職員研修（テーマ等）	時期	対象者・人数
大分市	男女共同参画週間記念講演会	6月	男女共同参画社会について	4月	新採用職員
	うめはるフェスタ	3月	男女共同参画社会について	4月	30歳職員
	男女共生セミナー	5月～3月	男女共同参画社会について	6月	35歳職員
	講演会・セミナーでの託児	5月～3月	行政職員としてのDV被害者支援と加害者対応について	10月	男女共同参画推進会議幹事会員職員
	こどもフェスタ	5月			
	講師派遣事業	6月～3月			
	センター情報誌 Demain の発行	7月～3月			
	市報、大分市ホームページ、センターフェイスブックページ、メールマガジンでの広報	4月～3月			
	街頭啓発活動	6月、10月、11月			
	職員への啓発事業	4月～3月			
	男女共同参画に取り組む市民団体との交流、連携、人材育成	4月～3月			
	相談事業	4月～3月			
婚活サポート事業	4月～3月				
別府市	広報誌への掲載	11月	男女共同参画について、行政としてのあり方を学ぶ	4月	新採用職員10人
			DV被害者支援のあり方	1月	婦人相談員等
	相談員数の周知	5月			
	2017 べっぴん男女共同参画フォーラム	9月			
	市報掲載	4～8・10～11月			
	ケーブルTVによる広報	4～9・11月			
	センター主催講座	毎月			
	企業・団体等向け講座	11月1月			
	中学生対象講座	2月			
	別府市成人式チラシ配布	1月			
啓発誌発行	5・9・3月				

市町村	事業名・行事名	時期	職員研修（テーマ等）	時期	対象者・人数
中津市	「男女共同参画社会の実現に向けた標語」の募集及び表彰式	標語募集期間 4月～5月 表彰式7月			
	市報の掲載	随時			
	男女共同参画学習会	通年			
	女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン	11月			
	啓発ビデオの貸し出し	通年			
	「ファミリー向料理教室」の開催	10月・12月・1月			
	企業・事業所訪問	10月			
	男女共同参画推進懇話会	3月			
	男女共同参画社会の実現に向けて市民意識調査	9月～10月			
	男女共同参画週間記念講演会	6月			
日田市	女性人材育成事業	5月～12月	人生をHAPPYに～女性と男性お互いを認め合って	10月	全職員 市民
	男女共同参画セミナー	年間			
	男女共同参画週間啓発活動	6月			
	女性に対する暴力をなくす運動街頭啓発	11月			
	広報紙への掲載	年間			
佐伯市	街頭啓発（男女共同参画週間）	6月	女性の人權	2月	市民、人權推進員
	男女共同参画講演会	6月	外国人の人權	11月	市民、人權推進員
	ブロック別研修会	11月			
	男女共同参画講座	1月			
臼杵市	男女共同参画週間	6月	「人權・同和問題啓発研修協議会における職場研修」	年間	市職員全員（各課単位）
	男女共同参画講演会	6月			
	男女共同参画推進懇話会	年4回			
	男女共同参画研修会	年間			
	女性に対する暴力をなくす運動月間	11月			
	男女共同参画セミナー	7, 9, 11, 1月			
津久見市	人權教育・啓発研修会	6月、9月、11月、1月	人權教育・啓発研修会	8月	市職員・教職員・市民
			人權研修	8月	市職員・教職員・市民

市町村	事業名・行事名	時期	職員研修（テーマ等）	時期	対象者・人数
			人権フォーラム会	12月	市職員・教職員・市民
竹田市	男女共同参画推進週間街頭キャンペーン	6月			
	竹田市男女共同参画推進大会	11月			
	女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン	11月			
	男女共同参画啓発チラシ配布	3月			
豊後高田市	市報掲載	6月			
	隣保館だより掲載	6月			
	ホームページ掲載	通年			
	CATV 出演・放映	6月			
	街頭啓発	11.6月			
	講演会	6月			
杵築市	市報掲載	6, 11月	男女共同参画について	6月	全職員
	男女共同参画週間啓発活動	6月	女性の人権について	3月	全職員
	市内企業訪問	6月	DVについて	11月	全職員
	男女共同参画まちづくり講演会	6月	職員研修	6月、11月～2月	全職員
	「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動	11月			
	デートDV講座	12, 1, 2月			
宇佐市	男女共同参画推進事業	4～3月	職場の人権	4月	平成29年度新規採用職員
	街頭啓発	6, 11月	LGBT/部落差別解消推進法	8, 10月	人権推進員（総括級）職員研修、部課長職員
	講演会	6月	部落差別解消推進法	8, 9, 2月	全職員
			私たちの心の中に潜む差別意識	2月	平成30年度新規採用職員
豊後大野市	市報ぶんごおおの 掲載	随時	ハラスメント防止	12月	職員(24人)
	男女共同参画週間キャンペーン	6月			
	男女共同参画市民のつどい	6月			
	各種男女共同参画市民講座	年間			
	男女共同参画だより発行	11月, 3月			
	女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン				
	癒やしのコンサート	12月			
女性人材リスト登録	年間				
由布市	男女共同参画週間キャンペーン	6月			
	女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン	11月			

市 町 村	事業名・行事名	時 期	職員研修（テーマ等）	時 期	対象者・人数
	男女共同参画講演会	11月			
国東市	市報・ホームページ・CA TVへの掲載	随時	ハラスメントのない職場づ くり	8月	市職員
	女性塾	随時	女性の活躍と男女共同参画	11月	職員、市民
	「男女共同参画週間」街頭 啓発	6月			
	女性に対する暴力をなく す運動キャンペーン	11月			
	男女共同参画研修会	8月			
	男女共同参画審議会	6月			
	男女共同参画講演会	11月			
	企業訪問	6月			
姫島村	男女共同参画週間街頭啓 発キャンペーン	6月			
	女性に対する暴力をなく す運動キャンペーン	11月			
日出町	男女共同参画週間街頭啓 発キャンペーン	6月			
	女性に対する暴力をなく す運動街頭キャンペーン	11月			
	日出町男女共同参画講演 会	5月			
九重町	街頭キャンペーン（人権研 修時）	12月			
玖珠町	街頭啓発キャンペーン	6,12月			
	広報くすへの掲載	随時			
	くす女性会議と町行政と の意見交換会	10月			
	男女共同参画フォーラム in くす	3月			

第 7 部

資料編

- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 大分県男女共同参画推進条例
- ・ 男女共同参画の推進に関する年表

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣

行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定め、たそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第2条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

大分県男女共同参画推進条例

(平成14年3月29日大分県条例第23号)
改正(平成21年3月30日大分県条例第20号)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、県では、これまでの国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けて、県民一体となって取り組んできたところである。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度又は慣行が依然として存在しており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、活力ある豊かな社会を築くためにも、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境づくりが重要である。

ここに、私たち県民は、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を願い、大分の子供たちの未来のためにも、県、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- 四 ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者であった者を含む。)間における暴力的行為(身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。以下同じ)をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第八条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大分県男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十一条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第十二条 県は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第十三条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うこと

ができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第十四条 県は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等からの意見等の申出)

第十五条 知事は、県民及び事業者(以下「県民等」という。)から、男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処置に努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援)

第十七条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告等)

第十九条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 大分県男女共同参画審議会

(大分県男女共同参画審議会)

第二十条 次に掲げる事務を行うため、大分県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 第九条第四項の規定により諮問された事項について調査審議すること。

二 第二十二條第一項の規定による県民等からの申出を処理すること。

三 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議すること。

(組織及び委員)

第二十一条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審議会に対する苦情等の申出)

第二十二条 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談を審議会に申し出ることができる。

2 審議会は、前項の規定による苦情の申出があった場合は、必要に応じて、県の機関に対し、説明又は県が保存する関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう助言、指導、勧告等を行うものとする。

3 審議会は、第一項の規定による相談の申出があった場合は、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で説明又は関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

4 審議会は、前二項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、当該申出に係る処理の経過及び結果について、当該申出をした県民等に通知するものとする。

(男女共同参画苦情処理委員)

第二十三条 審議会に、前条第一項の規定による県民等からの申出に係る事項を専門的に調査させ、又は処理させるため、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 苦情処理委員は、規則で定める場合には、前条第二項から第四項までの規定にかかわらず、同条第二項から第四項までに規定する審議会の権限に属する事務を処理するものとする。この場合において、必

要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

- 3 苦情処理委員は、前項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、次の審議会の会議において報告するものとする。

第四章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十五条及び第三章の規定は、平成十四年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により定められている男女共同参画計画は、第九条第一項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

男女共同参画の推進に関する年表

年	大分県	国	世界(国連)
1975年 昭和50年		婦人問題企画推進本部設置	国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
1976年 昭和51年			国連婦人の10年(昭和60年まで。目標:平等、発展、平和)
1977年 昭和52年		「国内行動計画」策定	
1978年 昭和53年	青少年婦人室設置 大分県婦人行政企画推進会議(副知事を長とする庁内組織)設置 大分県婦人問題懇話会(知事の私的諮問機関)設置 「婦人の実態調査」実施		
1979年 昭和54年			国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980年 昭和55年	「婦人の明日をひらく - 県内行動計画」策定 青少年婦人室から青少年婦人課へ改組		「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1983年 昭和58年	懇話会が「いま問われている父親の役割」を提言		
1985年 昭和60年		「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 昭和61年	懇話会が「政策・方針決定の場への女性の参加促進」を提言	婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 昭和62年	「家庭生活に関する実態調査」実施	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 昭和63年	「社会生活に関する実態調査」実施		
1989年 平成元年	「若い世代に関する実態調査」実施		
1990年 平成2年	青少年婦人課から女性青少年課へ名称変更 大分県婦人問題懇話会から大分県女性に関する懇話会へ名称変更		「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 平成3年	「おおいた女性プラン21」策定	「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業法」公布	
1993年 平成5年	懇話会が「安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて」を提言		国連世界人権会議「ウィーン宣言」
1994年 平成6年		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	国際人口開発会議(カイロ)
1995年 平成7年	懇話会が「いきいきとした地域社会構築のための女性の役割」を提言 「男女の生活と意識に関する実態調査」実施	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 平成8年		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 平成9年	懇話会が「男女共同参画 身近なとこ	男女共同参画審議会設置(法律)	

年	大分県	国	世界(国連)
	ろからのアクションプログラム」を提言	「男女雇用機会均等法」改正	
1999年 平成11年	懇話会が「男女共同参画社会が男性に期待するもの」を提言 大分県女性に関する懇話会から大分県男女共同参画懇話会へ名称変更 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布、施行	
2000年 平成12年		「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
2001年 平成13年	「おおいた男女共同参画プラン」策定 大分県男女共同参画推進本部設置(知事本部長)	男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「DV防止法」公布・施行 「育児・介護休業法」改正	
2002年 平成14年	「大分県男女共同参画推進条例」公布・施行 大分県男女共同参画審議会設置 女性青少年課から青少年・男女共同参画課へ改組		
2003年 平成15年	大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)開設	「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004年 平成16年	青少年・男女共同参画課から県民生活・男女共同参画課へ改組 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「DV防止法」改正 (12月2日施行:①配偶者からの暴力の定義が身体的暴力に限定されていたものから言葉や態度などによる精神的暴力も含むこととなった、②元配偶者も保護命令の対象となった。③退去命令の期間が2か月へ	
2005年 平成17年	「大分県DV対策基本計画」策定	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「育児・介護休業法」改正	「北京+10」、ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ
2006年 平成18年	「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」策定	「男女雇用機会均等法」改正	第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合「東京閣僚共同コミュニケ」
2007年 平成19年		「男女雇用機会均等法」施行(セクハラ防止に配慮する義務が「セクハラの防止措置をとる義務」へと強化) 「DV防止法」改正(平成20年1月施行、電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メールほか) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2009年 平成21年	「大分県DV対策基本計画(改定版)」策定	「育児・介護休業法」改正	(第6回報告に対する)女子差別撤廃委員会からの最終見解

年	大分県	国	世界(国連)
	アイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定(8月3日) 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施		
2010年 平成22年	県民生活・男女共同参画課をアイネスに移転・統合	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定(H22.12月)	
2011年 平成23年	「第3次おおいた男女共同参画プラン」策定	「障害者虐待防止法」成立(H24.10月施行) 「第2次犯罪被害者等基本計画」(平成23年3月25日閣議決定)	
2012年 平成24年	「第3次大分県DV対策基本計画」策定	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(H25.3月施行)	
2013年 平成25年		「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加、H25.10月全面施行) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援等、H26.1月施行) 「障害者差別解消法」(「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」、H28.4月施行) 「第3次障害者基本計画」(H25.9.27閣議決定) 「生活困窮者自立支援法」(自立相談支援、住居確保支援、就労支援ほか、H27.4月施行) 「DV防止法」改正(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とする、H26.1月施行)	
2014年 平成26年	「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持への処罰規定、H26.7月施行) 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為への処罰規定、12月全面施行)	女子差別撤廃条約実施状況報告(第7回及び第8回報告)
2015年 平成27年	「女性が輝くおおいた推進会議」設立 「大分県犯罪被害者等支援推進指針」(仮称)	「女性活躍推進法」成立(H27.9月部分施行、H28.4月全面施行) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定(H27.12月)	「北京+20」
2016年 平成28年	「第4次おおいた男女共同参画プラン」策定 「大分県犯罪被害者等支援推進指針」策定		

年	大分県	国	世界(国連)
2017年 平成29年	「第4次大分県 DV 対策基本計画」策定		

平成30年版 おおいた男女共同参画プラン年次報告

平成30年11月発行

発行者 大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課
〒870-0037 大分市東春日町1-1
電話 097-534-2039